

平成30年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

■広域連合章について

	～デザインのコンセプト～ 長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

事業報告書目次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1－1	後期高齢者医療制度	1
1－2	制度の運営	3
1－3	制度の財政運営	4
1－4	資格	9
1－5	保険料	10
1－6	給付	13
1－7	保健事業	21
2	後期高齢者医療制度の主な見直し	26
3	後期高齢者医療制度の沿革	28
4	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	62
5	一般会計収支状況	65
6	特別会計収支状況	67
7	概況	
7－1	被保険者	
7－1－1	被保険者の傾向	69
7－1－2	障がい認定者数	69
7－1－3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	69
7－1－4	被保険者の伸び率	70
7－1－5	神奈川県 of 総人口と被保険者数の推移	70
7－2	保険料	
7－2－1	賦課状況	71
7－2－2	収納状況	71
7－2－3	特別徴収・普通徴収状況	72
7－2－4	口座振替の割合	72
7－3	保険給付	
7－3－1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	73
7－3－2	現物給付	76
7－3－3	現金給付	78

7-4	保健事業	
7-4-1	データヘルス計画	79
7-4-2	健康診査事業	79
7-4-3	歯科健康診査事業	79
7-4-4	長寿・健康増進事業	79
7-4-5	重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導	80
7-4-6	高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業	80
7-4-7	その他保健事業	81
7-5	医療費適正化	
7-5-1	診療報酬明細書の点検	82
7-5-2	第三者行為の求償概要	83
7-5-3	不当利得	83
7-5-4	医療費通知	84
7-5-5	ジェネリック医薬品利用差額通知	85
7-6	一部負担金	
7-6-1	一部負担金減免	86
7-6-2	東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除	87

<資料編>

8 統計

8-1	被保険者	
表8-1-1	被保険者数内訳	88
表8-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	89
表8-1-3	被保険者数の推移	90
表8-1-4	月別被保険者異動状況	91
表8-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	92
表8-1-6	年齢階層別被保険者内訳	93
表8-1-7	負担区分別被保険者内訳	94
表8-1-8	限度額適用認定証発行状況	95
表8-1-9	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	96
表8-1-10	短期被保険者証発行状況	97
8-2	保険料	
表8-2-1	賦課・軽減状況	98
表8-2-2	保険料に係る減免状況	99
表8-2-3	所得階層別被保険者状況	100
表8-2-4	保険料収納率集計状況	101

8-3 保険給付

表8-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	102
表8-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	103
表8-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	104
表8-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	105
表8-3-5	現物給付費の状況（年計）	106
表8-3-6	現物給付費の状況（月平均）	107
表8-3-7	現物給付費（総合計）	108
表8-3-8	現物給付費（入院／医科）	109
表8-3-9	現物給付費（入院／歯科）	110
表8-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	111
表8-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	112
表8-3-12	現物給付費（入院外）	113
表8-3-13	現物給付費（歯科）	114
表8-3-14	現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外 ・歯科／合計）	115
表8-3-15	現物給付費（調剤）	116
表8-3-16	現物給付費（訪問看護療養費）	117
表8-3-17	現金給付費（総合計）	118
表8-3-18	現金給付費（一般診療、高額療養費、 高額介護合算療養費）	119
表8-3-19	現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）	120
表8-3-20	現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）	121
表8-3-21	現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、 負担割合差額含））	122
表8-3-22	葬祭費支給件数	123

8-4 保健事業

表8-4-1	健康診査受診者数	124
--------	----------	-----

8-5 医療費適正化

表8-5-1	再審査状況	125
表8-5-2	第三者行為求償状況	126
表8-5-3-①	不当利得求償状況（医療機関等に対する求償）	127
表8-5-3-②	不当利得求償状況（被保険者等に対する求償 （負担割合相違差額））	128
表8-5-3-③	不当利得求償状況（被保険者等に対する求償 （資格喪失後受診））	129

9	各広域連合の状況	
	表 9－1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	130
	表 9－2 都道府県別保険料設定状況等	131
10	業務指標値	132
11	用語の定義	
	11－1 被保険者関係	133
	11－2 保険料関係	134
	11－3 医療給付関係	136

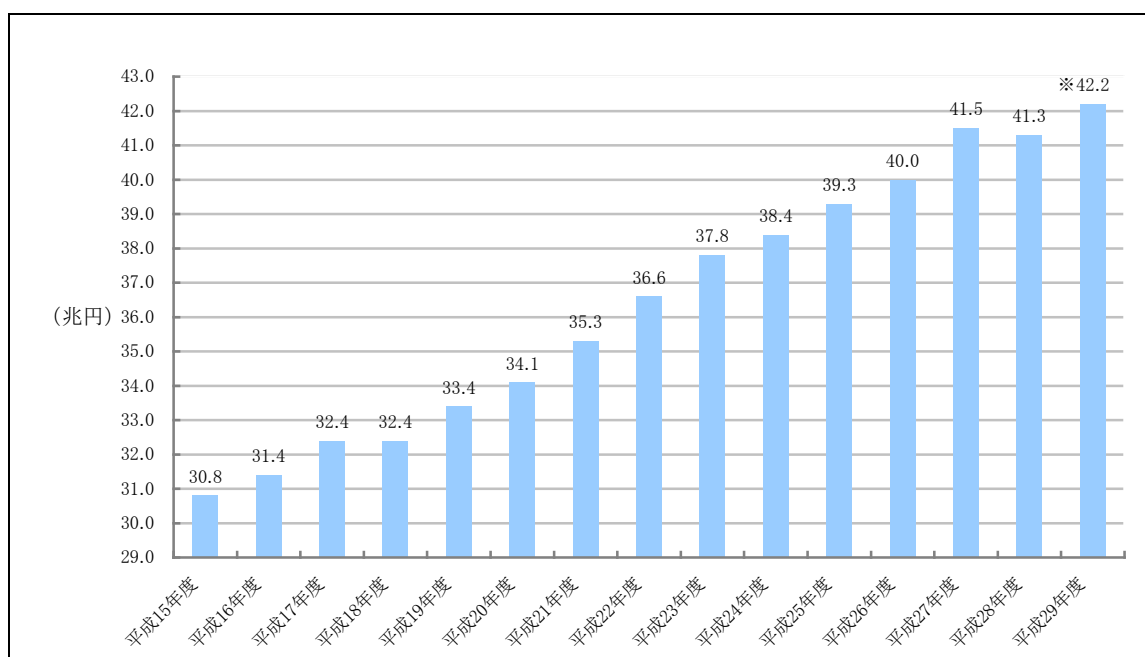
1 後期高齢者医療制度の概要

1－1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸びが著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(医療制度改革関連法)が成立した。この法律の制定により、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定され、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が実施された。

その後、平成24年2月「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されたが、平成24年8月「社会保障制度改革推進法」の成立により「社会保障制度改革国民会議」が開催され、平成25年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定されたことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくとされた。

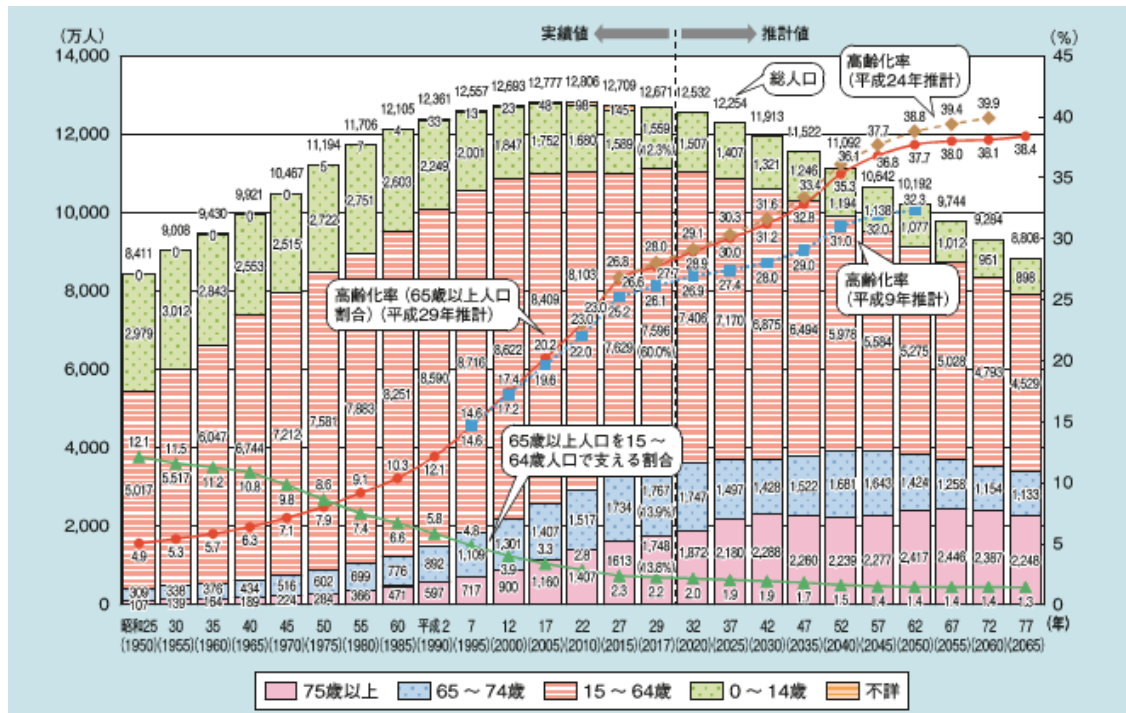
医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は16.0兆円(全体の37.9%)

資料：厚生労働省「平成29年度 医療費の動向」

高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実際の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。点線と破線の高齢化率については、それぞれ「日本の将来推計人口（平成9年推計）」の中位仮定、「日本の将来推計人口（平成24年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による、推計時点における将来推計結果である。

（注1）2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

（注2）年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

資料：内閣府「平成30年版 高齢社会白書」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

＜主な業務内容＞

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	
・被保険者の資格管理 ・65歳から74歳の者の被保険者認定 ・被保険者証の交付、回収 ・短期被保険者証などの発行	・被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出書の提出の受付 ・被保険者証、短期被保険者証の引渡し ・被保険者証などの返還の受付
医療給付に関する事務	
・療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の審査、支払 ・葬祭費の支給	・療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の提出の受付 ・葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
保険料の賦課に関する事務	
・保険料率の決定 ・保険料の賦課 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定	・保険料額の決定通知の引渡し ・保険料の徴収 ・保険料に関する申告書の提出の受付
保健事業に関する事務	
・保健事業計画、データヘルス計画の策定 ・健康診査に係る補助金の交付	・健康診査の実施

（１）広域連合と市町村の会計

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

歲出：保險給付費、特別高額医療費共同拠出金、保健事業費 等

広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

均等割：5 / 100 被保険者数割：47.5 / 100 人口割：47.5 / 100

図1 国・都道府県・広域連合の財政負担割合

財政安定化基金	5 3 %	4 7 %	調整交付金（国）
○保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が1／3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。	支援金（4 1 %） 高額医療費に対する支援 保険料 制度施行後の保険料軽減対策 保険基盤安定制度	国調整交付金（8 %）	○普通調整交付金（調整交付金の9／10） ・広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。 ○特別調整交付金（調整交付金の1／10） ・災害その他特別の事情を考慮して交付する。
高額医療費に対する支援 ○高額な医療費による財政リスクの緩和を図るため、1件8 0万円を超えるレセプトに係る医療費の一定部分について、国及び都道府県が1／4ずつ負担する。		定率国庫負担（2 4 %）	定率負担 ・当該年度の負担対象額を国、都道府県、市町村が一定割合で負担。 <国 : 3／1 2> <都道府県 : 1／1 2> <市町村 : 1／1 2>
特別高額医療費共同事業 ○著しく高額な医療費による財政影響を緩和するため、広域連合からの拠出により、1件4 0 0万円を超える医療費の2 0 0万円超分について、財政調整を行う。		定率都道府県負担（8 %）	
保険料特例軽減（国） ・低所得者の更なる保険料軽減（均等割9割・8・5割軽減）		定率市町村負担（8 %）	
保険料特例軽減（国） ・低所得者の更なる保険料軽減（均等割9割・8・5割軽減）		保険基盤安定制度（低所得者の保険料軽減） ・低所得者等の保険料軽減（均等割7割・5割・2割軽減） ・被扶養者の所得割5割軽減 <市町村1／4、都道府県3／4>	

※ 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

当該年度における負担対象額（※１）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：３／１２ 都道府県：１／１２ 市町村：１／１２（※２）

※１ 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

- ・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額
 - ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」
 - イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額
- ・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注：負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※２ 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の２種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の１／１２に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の約9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1／3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1／3 都道府県：1／3 広域連合：1／3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下のとおり。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1／3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める拠出率を標準として、県が条例で定めることとされている。

	国 標準拠出率	県拠出率
平成20～25年度	0.09%	0.09%
平成26～27年度	0.044%	0%
平成28～29年度	0.041%	0%
平成30～令和元年度	0.040%	0%

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1／2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1／2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県ではこの特例について、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額（※資格取得後2年を経過する月まで）

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、平成26年度までは広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行っていたが、平成27年度からは単年度補助金事業となった。

交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・被保険者均等割額軽減別財源内訳（a）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳（b）に該当

※被保険者均等割額軽減別財源内訳

(a) 9割軽減対象者

(割合)	7割	2割	1割
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者

(b) 8.5割軽減対象者

(割合)	7割	1.5割	1.5割
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者

(c) 5割軽減対象者

(割合)	5割	5割
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)	被保険者

(d) 2割軽減対象者

(割合)	2割	8割
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	被保険者

(e) 被用者保険の被扶養者であった被保険者(9割及び8.5割軽減対象者を除く)

(割合)	5割	5割
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)	被保険者

※ 資格取得後2年を経過する月まで

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプトで1件80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会又は支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限〔平成30年度末現在の証の有効期限：平成32年7月31日（*）〕
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

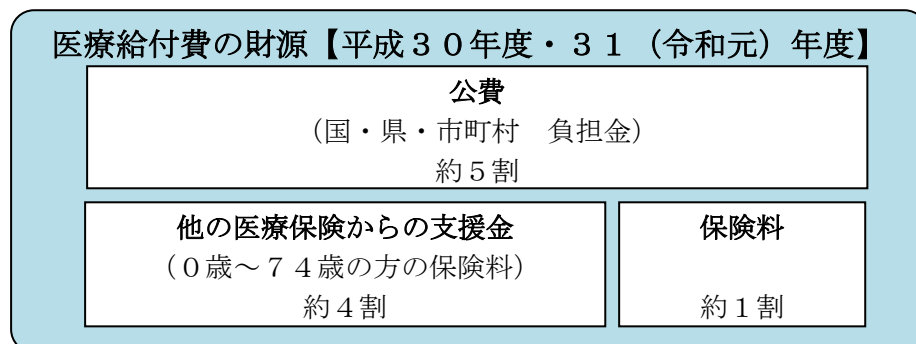
* 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額62万円】(※3)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等－33万円)} \\ \text{×所得割率(※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額
※3 平成30年度から賦課限度額62万円（平成26年度から平成29年度までは57万円）

●神奈川県における保険料率の設定（平成30年度・31（令和元）年度）

均等割額・・・41,600円（年額） 所得割率・・・8.25%

注：神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

●保険料の賦課総額

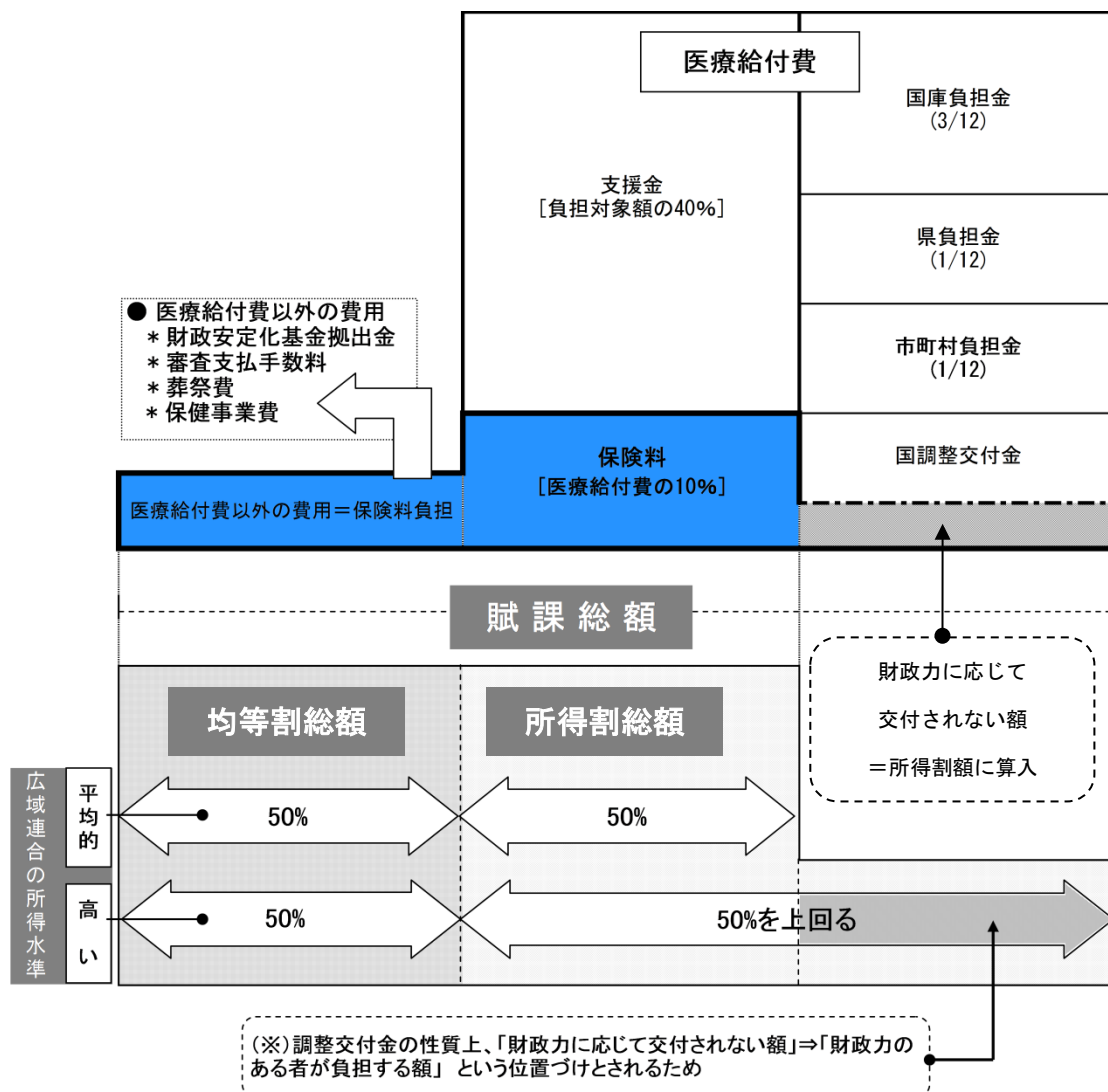
保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（*）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

* 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費 ④保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

- ※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。
- ※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（27.5万円×当該世帯に属する被保険者数）	5割
・ 33万円＋（50万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度以降、特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が継続されている（均等割9割軽減の者を除く）。

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月以降は均等割額が9割軽減、平成29年度は均等割額が7割軽減、平成30年度は均等割額が5割軽減されている。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減 免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関又は保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下のとおり。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）		自己負担割合
現役並み所得者Ⅲ	課税	市町村民税の課税所得が690万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者（※2）	【自己負担割合が1割になる場合（※3）】 以下の①または②の要件に該当するときに、市区町村の窓口に応請し、認定された場合	3割
現役並み所得者Ⅱ	課税	市町村民税の課税所得が380万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者（※2）	① 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいる場合、本人とその被保険者の収入の合計額が、520万円未満である ② 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいない場合で、下記のア・イのいずれかに該当するとき ア 被保険者本人の収入が、383万円未満 イ 被保険者本人の収入額が、383万円以上であっても世帯の70歳～74歳の方（被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満	3割
現役並み所得者Ⅰ	課税	市町村民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者（※2）		3割
一般	課税	「現役並み所得者Ⅲ」「現役並み所得者Ⅱ」「現役並み所得者Ⅰ」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者		1割
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）		1割
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者		1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となる。

※3 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし、現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用の全額を一旦支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 〔※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし〕
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関又は保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（１食単位、１日３回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	１食あたりの負担額
現役並み所得者		３割	４６０円（※）
一般		１割	
区分Ⅰ・区分Ⅱに該当しない指定難病患者		３割または１割	２６０円
区分Ⅱ （低所得者Ⅱ）	９０日までの入院	１割	２１０円
	過去１２か月の間に ９１日以上入院	１割	１６０円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		１割	１００円

※ 平成３０年３月までは３６０円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	１食あたりの食費	１日あたりの居住費
現役並み所得者	３割	４６０円	３７０円（※２）
一般	１割	[４２０円（※１）]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	１割	２１０円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	１割	１３０円	
老齢福祉年金 受給者	１割	１００円	０円
境界層該当者 （※３）	１割	１００円	０円

※１ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合

※２ 平成２９年９月までは３２０円

※３ 平成２９年１０月より追加。

注：入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院して

いる者については食事療養標準負担額のみを負担（平成３０年３月までは４６０円、平成３０年４月からは４２０円）し、生活療養標準負担額の負担は平成２９年９月までは０円、平成２９年１０月から平成３０年３月までは２００円である。なお、指定難病患者については、居住費の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の２種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請を行い、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。申請ができる場合は以下のとおり。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

なお、特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については対象外である。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急その他やむを得ない理由に該当して転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額又は一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されるもの。自己負担額が同一月・同一医療機関（同一レセプト）において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●【表 1】自己負担限度額（月額）（平成 29 年 7 月診療まで）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3 割	44,400 円	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕※1
一 般	1 割	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1 割	8,000 円	15,000 円

●【表 2】自己負担限度額（月額）（平成 29 年 8 月診療から平成 30 年 7 月診療まで）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3 割	57,600 円	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕※1
一 般	1 割	$\begin{matrix} 14,000 \text{ 円} \\ \left(\begin{matrix} \text{年間上限} \text{ ※2} \\ 144,000 \text{ 円} \end{matrix} \right) \end{matrix}$	$57,600 \text{ 円}$ 〔44,400 円〕※1
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1 割	8,000 円	15,000 円

●【表 3】自己負担限度額（月額）（平成 30 年 8 月診療から）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者Ⅲ	3割	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 〔140,100円〕※1	
現役並み 所得者Ⅱ		167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 〔93,000円〕※1	
現役並み 所得者Ⅰ		80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〔44,400円〕※1	
一 般	1割	18,000円 〔年間上限 ※2〕 144,000円	57,600円 〔44,400円〕※1
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※1 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

※2 計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日）のうち、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は、144,000円となる（基準日時点〔計算期日の末日〕で一般区分または住民税非課税区分である方が対象）。

● 75歳の誕生月の特例

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、一部負担金が区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費〔現金給付〕

同一世帯の被保険者において、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が発生している場合に、1年間（毎年8月～翌年7月）の医療と介護の自己負担額の合計が介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が支給されるもの。

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給される。

●介護合算算定基準額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 （毎年8月～翌年7月）
現役並み所得者	3割	67万円
一般	1割	56万円
区分Ⅱ （低所得者Ⅱ）		31万円
区分Ⅰ （低所得者Ⅰ）		19万円

⑪葬祭費〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者が死亡した際、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給等その他の後期高齢者医療給付を行うことができるが、他広域連合を含め、行っていないところはない。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、
法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

（3）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（４）給付の制限等

①保険診療とならないもの。以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納しており、納期限から１年６ヶ月間が経過した場合には、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

（５）第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) データヘルス計画

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。

当広域連合においては、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、各種保健事業を実施している。

(2) 健康診査

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診又は集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 (一市町村あたり)	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×各市町村の受診率（※1） ＋特定健診等データ管理システムに係るデータ管理手数料（※2） ※1 対象年度の市町村受診率が前年度の県内平均受診率に満たない場合は、当該市町村受診率を前年度の県内平均受診率に置き換えて算出する。 ※2 データ管理手数料については、特定健診等データ管理システムへの健康診査データ登録件数に、当該年度における手数料単価を乗じて得た額とする。

(3) 歯科健康診査

①目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病予防

②実施方法

被保険者のうち、前年度75歳到達者を対象に県歯科医師会への委託により歯科健康診査を実施。

③健診項目

厚生労働省「高齢者歯科口腔健診実施マニュアル」を基に健診項目を設定

* 口腔診査

- (1) 歯の状態
- (2) 咬合の状態
- (3) 軟組織の状態
- (4) 口腔乾燥の状態
- (5) 口腔衛生の状態
- (6) 唾液検査(唾液潜血反応)
- (7) 舌・嚥下機能評価
- (8) 摂食機能評価

* 口腔衛生指導

- (1) う蝕・歯周疾患の予防法
- (2) ブラッシング指導
- (3) 食事・生活指導など

④費用

受診者の自己負担額は無料

※財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金

(4) 長寿・健康増進事業

①目的

被保険者の健康づくり

②実施方法

国が交付する「特別調整交付金」を財源として、広域連合事業の実施及び市町村への補助金交付を行う。

③広域連合事業

健康増進啓発品の作成・配布、医療費等分析業務の実施

④市町村補助対象事業

- (1) 健康教育・健康相談等
- (2) 人間ドック等の費用助成

- (3) その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
(はり・きゅう等利用費助成、ウォーキングポイント事業など)

(5) 重複・頻回受診者、重複投薬者訪問指導事業

①目的

被保険者の健康保持及び医療費の適正化

②実施方法

レセプトデータを活用し、医療機関への重複や頻回受診が確認される被保険者、重複して同系薬品を処方されている被保険者等を選定し、適正な医療機関へのかかり方等について、保健師等の専門職による訪問指導を行う。

(6) 高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業

①目的

被保険者のQOL (Quality Of Life : 生活の質) の向上及び医療費の適正化

②実施方法

レセプト及び健康診査データを活用し、事業実施対象者を選定。糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い医療機関未受診者や受診中断者に対しては通知送付による受診勧奨を行い、重症化するリスクの高い通院中の被保険者に対しては、保健師等の専門職が訪問及び電話連絡による保健指導を行う。

また、高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業（国庫補助金 後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱によるもの）を実施する市町村への補助金交付を行う。

③市町村補助対象事業

- (1) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導（口腔については、訪問健診も含む）
- (2) 生活習慣病等の重症化予防事業
- (3) 心身機能を包括的にチェックし、適切なサービスにつなげる事業
- (4) 上記（1）から（3）までを複合的に実施する事業
- (5) 上記（1）から（4）までの事業の実施に係る研修

(7) その他保健事業

【市町村が実施する保険者インセンティブ評価対象事業等への補助金交付】

①実施方法

国が交付する「特別調整交付金」のうち後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分を財源として、市町村に補助金を交付

②市町村補助対象事業

- (1) 健診結果を活用した取組の実施
- (2) 重症化予防の取組の実施
- (3) 被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけの実施
- (4) 高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施 等

【保健師の専門知識を活かした保健事業の推進】

配置した保健師の専門知識を活かし、重症化予防事業対象者のフォローアップや、市町村の保健師との連携・調整等を行うことにより、保健事業の推進を図る。

【このページは空白です】

2 後期高齢者医療制度の主な見直し

				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
資格	自己負担割合判定基準の見直し			①	②	③		
				① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。 ② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の(要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 ③ 21年1月～ 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。 ④ 27年1月～【旧ただし書所得】 上記③の要件に加え、次の場合、自己負担割合は1割とする。 (要件)・昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の合計金額が210万円以下				
保険料	均等割軽減	恒常的な措置：本則(※1)	特例措置(※2)					
		7・5・2割	9割軽減の導入(※2) 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年4月～			
			7割軽減→ 8.5割軽減(※2) 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減は変更なし	8.5割軽減	8.5割軽減	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)		
			20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	21年6月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用)			
	所得割軽減	なし	5割軽減→2割軽減(※2) 前年総所得金額等額－33万円が、58万円以下	5割軽減				
			20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)				
	被扶養者軽減	制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	期限なし 均等割 9割軽減→7割軽減 所得割負担なし(※2)	凍結	9割	9割軽減		
				・20年4～9月 保険料徴収せず ・20年10～21年3月 均等割9割軽減	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の期限は適用しない		
	納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能				20年7月～			
	給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く) ○30年度の取扱変更 8月：現役並み所得者の所得区分細分化 現役並み所得者の外来と外来+入院及び一般の外来と自己負担額の変更			20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～		
後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医)(※3) ②後期高齢者終末期相談支援料(※4) ③後期高齢者特定入院基本料(※5)						平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大		

※1 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」

※2 保険料軽減のうち特例措置分については、毎年度、国で予算措置

※3 かかりつけ医が、患者の慢性疾患等に対し、継続的な管理を行うことで得られる診療報酬

※4 終末期における診療方針等を検討し、文章で提供した場合に得られる診療報酬

※5 90日を越えて入院した場合加算できる診療報酬

3 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布) (1)医療費適正化の総合的な推進 ・医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等 (2)新たな高齢者医療制度の創設 ・後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ・老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等 (3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ・政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等	
18. 7	10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ・「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	健康保険法等の一部改正の施行による改正 (1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更 (2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日) 11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示) ○広域連合規約制定 【規約概要】 (1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合 (2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県の区域 (3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務 (4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル) (5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名) (6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年] (7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年] (8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%) (9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名) 16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)
19. 2		1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置 26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)

19. 3		23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会 ○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各 条例制定にかかる専決処分報告・承認 (1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例 (2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例 (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例 (5) 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他
-------	--	--

《平成19年度》		
19. 5		1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日) 【実施結果】 (1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件) (2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件 (3) 主なご意見 ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等 24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)
19. 7		25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正 【改正内容】 ・城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)
19. 8	6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催 ・平成20～21年度の保険料の算定方法等につ いて提示	27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定 【広域計画 概要】 (1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。 (2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要 (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要 (4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務 (5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。

19. 10	19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行) 22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行) 30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結 (2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて ①平成20年4月～9月:凍結 ②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。 31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)	
19. 11	14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用) ・拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)	16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定 【条例 概要】 (1)後期高齢者医療給付(葬祭費) (2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他) (3)保健事業

19. 11	22日 ○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行) ○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行) 30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用) (1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 (3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法 (4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者 (5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件	
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		被保険者証の一斉交付(中旬～) 27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○特別会計の設置、基金の設置等 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認) (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定

《平成20年度》	
20. 4	1日 後期高齢者医療制度開始 【制度概要(施行開始時)】 (1)加入者(被保険者) ①75歳以上の者 ②65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者 ※ 生活保護受給者等は除く 神奈川県被保険者数 681, 840人 (平成20年4月末現在) ① 75歳以上 : 666, 441人 ② 75歳未満(障がい認定) : 15, 399人 (2)被保険者証 1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定) (3)運営 都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。 ①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等 ②市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等 (4)医療費の負担割合 現役並み所得者は3割、それ以外は1割 (5)保険料 個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定 神奈川県の保険料率(平成20～21年度) 均等割額:39, 860円 所得割率:7. 45% 保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (6)保険料の軽減・減免 ①均等割額軽減…7割・5割・2割 ②被用者保険の被扶養者に対する軽減 ・加入した月から2年間は均等割額のみ ・平成20年9月まで徴収凍結 ・平成20年10月～21年3月まで均等割額9割軽減 ③その他、条例で定める個別減免 (7)保険料の納付 ①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者) ②普通徴収(①以外の者)

20. 6	12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定) 【主な内容】 (1)保険料の軽減対策(平成21年度から実施) ①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減 ②保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討) 《平成20年度の経過措置》 ①均等割額7割軽減→8. 5割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減 (2)特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする [条件] ①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合 ②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合	
20. 7	25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ・特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする。	保険料額決定等の通知(上旬～中旬) 18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1)保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置) ①均等割額7割軽減→平成20年度は8. 5割程度軽減 ②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減 (2)特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)。 ※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応

20. 8		神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送) 【変更内容】 (1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8. 5割程度軽減 (2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下→平成20年度は所得割額を5割軽減 1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ・市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ 保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等 25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等
20. 9	9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続 (2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。 (3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	

20. 11	18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～) 21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行) 【改正内容】 (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更	
20. 12	8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。 25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行) 【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、 (1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用] (2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付 (3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
21. 1	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行 (1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施) ・後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が3割から1割に変更した者について	

	ては、従前と同様、1割負担のままとする。 (2) 誕生月における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施) ・誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	
21. 3		16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長) ※任期は平成21年4月1日から 27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等 【改正内容】 (1) 後期高齢者医療に関する条例 ① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減 ② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減 ③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続 (2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正 ① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加 ② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長

《平成21年度》		
21. 6		17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)
21. 8		24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認) ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加
21. 9	9日 「三党連立政権合意書」 後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。	28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため
21. 11	30日 高齢者医療制度改革会議(第1回) 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月) (1)後期高齢者医療制度は廃止する。 (2)マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。 (3)後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。 (4)市町村国保等の負担増に十分配慮する。 (5)高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。 (6)市町村国保の広域化につながる見直しを行う。	

22. 1		26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 平成22年度及び平成23年度の保険料率決定 均等割額:39, 860円⇒<u>39, 260円</u> (－600円) 所得割率:7. 45%⇒<u>7. 42%</u> (－0. 03ポイント)
22. 2	3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ・被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続	
22. 3		29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等 【改正内容】 (1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額7割軽減⇒8. 5割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減) (2)療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更 (3)臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1) 75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2) 国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ・共通経費に係る市町村負担の変更 ・均等割 10%⇒5% ・被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1) 後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する。 (2) 国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	

	(3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する。 (4)新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する。 (5)被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う。 (6)高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする。	
23. 3	11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。 ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡) 被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。 ・「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡) 被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。	14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から 24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置開始 【内容】 ・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。後に、その他対象者へ免除証明書の申請勧奨を実施。

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	30日 社会保障・税一体改革成案決定(政府・与党社会保障改革検討本部) 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等)	21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(専決処分) 【改正内容】 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える。
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～31日) 【実施結果】 (1)意見提出件数 51件(提出者は10人) (2)意見の内容 ・広域計画、制度全般について 13件 ・保険料、資格、給付について 23件 ・議会、広報広聴について 12件 ・その他 3件
24. 1	6日 社会保障・税一体改革素案決定(政府・与党社会保障改革本部) 高齢者医療制度の見直し ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。	

24. 2	17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定 高齢者医療制度の見直し ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。	3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成24年度及び平成25年度の保険料率決定 均等割額:39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円) 所得割率:7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59ポイント) ②賦課限度額:50万円⇒55万円 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成 【内容】 対象期間:4年(平成24年度～27年度) 項目:①はじめに ②現状と課題 ③広域連合の基本方針と施策の方向性 ④広域連合及び市町村が行う業務に関すること ⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること
24. 3	30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定 消費税率引き上げ ・平成26年4月から8%、平成27年10月から10% ※10%への引き上げ時期は、平成29年4月へ延期され、さらに平成31年10月へ延期された。	東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日まで延長 ・上記以外の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日まで延長 (入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日で終了)

《平成24年度》		
24. 6	15日 三党実務者協議(自由民主党、公明党、民主党)三党合意「確認書」	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 ・国民会議設置 ・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 1		短期の被保険者証交付
25. 3		14日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年4月1日から 27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年7月31日まで延長 (上記以外の事由に該当する被保険者については、平成24年9月30日で終了)

《平成25年度》		
25. 5	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立	
25. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
25. 7		短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年2月28日まで延長
25. 8	5日 第20回社会保障制度改革国民会議(最終回) 6日 社会保障制度改革国民会議 報告書 ・後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。 ・今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。	29日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年8月30日から
25. 10		28日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
25. 12	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立 【主な内容】 ・次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1) 後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 (2) 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること (3) 負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し 等 ・高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。	

26. 1		短期の被保険者証交付											
26. 3		8日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成26年度及び平成27年度の保険料率決定 均等割額:41, 099円⇒<u>42, 580円</u> (+1, 481円) 所得割率:8. 01%⇒<u>8. 30%</u> (+0. 29ポイント) ②賦課限度額:55万円⇒57万円 ③均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成25年度 まで</th><th>平成26年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))</td><td>33万円+(24万5千円×<u>当該世帯に属する被保険者数</u>)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年7月31日まで延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成25年度 まで	平成26年度 以降	5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)	2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯に属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成25年度 まで	平成26年度 以降											
5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)											
2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯に属する被保険者数)											

《平成26年度》		
26. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
26. 6	24日 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定 【主な内容】 ・後期高齢者医療の支援金について被用者保険者間で負担能力に応じた負担とする。 ・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める。 ・高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。	
26. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成26年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1) 以外の被保険者 平成27年2月28日まで延長
26. 8		21日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
27. 1	13日 「医療保険制度改革骨子」社会保障制度改革推進本部決定 【主な内容】 ・被用者保険の後期高齢者支援金について、総報酬部分を段階的に引き上げ平成29年度から全面総報酬割を実施する。 ・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に	短期の被保険者証交付

	ついて、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す。ただし、急激な負担増となる者には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な内容は今後検討する。 ・患者負担について年齢に関わりなく更に負担能力に応じた負担とすることなどについて検討を進める。												
27. 3	4日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成27年4月1日施行) 【改正内容】 ・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を24. 5万円から26万円に改める。 ②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改める。	24日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成26年度 まで</th><th>平成27年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>26万円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>47万円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成26年度 まで	平成27年度 以降	5割	33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>26万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>47万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成26年度 まで	平成27年度 以降											
5割	33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>26万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>47万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											

27.3		18日「神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」策定 【内容】 対象期間:3年(平成27年度～29年度) 主な項目: ・現状分析と評価 ・保健事業 ・計画の評価と見直し 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長
------	--	---

《平成27年度》		
27. 5	27日 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」成立 【主な内容】 ・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施。	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
27. 6	30日 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」閣議決定 【主な内容】 ・社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。	
27. 7		短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長
27. 8		10日 広域連合長の選出(加山俊夫 相模原市長) ※任期は平成27年8月30日から 21日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会

27. 10		1日 第3次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～30日) 【実施結果】 (1)意見提出件数 41件(提出者は16人) (2)意見の内容 ・保険料に関すること 8件 ・健康増進に関すること 7件 ・医療費適正化に関すること 7件 ・医療給付に関すること 5件 ・資格管理・一部負担割合に関すること 4件 ・その他 10件
28. 1	29日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成28年4月1日施行) 【改正内容】 ・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万円から26. 5万円に改める。 ②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に改める。	社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用開始。 短期の被保険者証交付
28. 3		28日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成 【内容】 対象期間:6年(平成28年度～33年度) 項目:①はじめに ②広域計画の趣旨、計画期間及び改定 ③第2次広域計画の振り返り ④現状と課題 ⑤基本方針と施策の方向性 ⑥広域連合と構成市町村の事務分担 ⑦施策事業の評価

28. 3		○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成28年度及び平成29年度の保険料率決定 均等割額:42, 580円⇒<u>43, 429円</u> (+849円) 所得割率:8. 30%⇒<u>8. 66%</u> (+0. 36ポイント) ②均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成27年度 まで</th><th>平成28年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>26</u>万円×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>48</u>万円×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1)旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成28年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2)(1)以外の被保険者 平成29年2月28日まで延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成27年度 まで	平成28年度 以降	5割	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>26</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>48</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成27年度 まで	平成28年度 以降											
5割	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>26</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>48</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)											

《平成28年度》		
28. 4	熊本地震による被災者に対する特別措置が示された。 ・14日 「4月14日からの地震の被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取り扱いについて」(メールにより、平成25年5月2日付け事務連絡「災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」の添付) 被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。 ・15日 「平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡) 被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。 ・21日 「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(事務連絡) 一部負担金の支払いを受けることを猶予することができる。	熊本地震に係る一部負担金の免除措置の開始 【内容】 ・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。 平成28年7月31日まで
28. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
28. 6	2日 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」閣議決定 【主な内容】 ・「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。	

28. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長(再通知) 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成28年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成29年2月28日まで延長 熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年2月28日まで延長
28. 8		26日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
28. 12	22日 「今後の社会保障改革の実施について」社会保障制度改革推進本部決定案 【主な内容】 後期高齢者の保険料軽減特例に関し、 ・所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。 ・均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。 ・元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。 今後も、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく。	31日 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の失効

29. 1	25日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成29年4月1日施行) 【改正内容】 (1)被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の算定基準について、資格取得後2年間に限らず均等割を5割軽減することとする期間を、「当分の間」から「平成29年度及び平成30年度」に限定する。 (2)被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を26. 5万円から27万円に改める。 ②2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を48万円から49万円に改める。	短期の被保険者証交付																		
29. 3	28日 平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1)保険料軽減特例の見直し ①所得割額の軽減の見直し 基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減を、段階的に改正する。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度以降(本則)</td></tr><tr><td>軽減割合</td><td>5割</td><td>2割</td><td>軽減なし</td></tr></table> ②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減特例の見直し 均等割額を段階的に改正する。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度以降(本則)</td></tr><tr><td>軽減割合</td><td>9割</td><td>7割</td><td>5割</td><td>資格取得後2年間に限り、5割</td></tr></table>		現行	平成29年度	平成30年度以降(本則)	軽減割合	5割	2割	軽減なし		現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)	軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割	
	現行	平成29年度	平成30年度以降(本則)																	
軽減割合	5割	2割	軽減なし																	
	現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)																
軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割																

29. 3		(2) 均等割額の軽減対象拡大 <table border="1" data-bbox="906 232 1503 837"> <tr> <th data-bbox="906 232 1023 383" rowspan="2">軽減 割合</th><th colspan="2" data-bbox="1023 232 1503 282">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th data-bbox="1023 282 1252 383">平成28年度</th><th data-bbox="1252 282 1503 383">平成29年度 以降</th></tr> <tr> <td data-bbox="906 383 1023 613">5割</td><td data-bbox="1023 383 1252 613">33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属す る被保険者数)</td><td data-bbox="1252 383 1503 613">33万円＋ (<u>27万円</u>×当 該世帯に属す る被保険者数)</td></tr> <tr> <td data-bbox="906 613 1023 837">2割</td><td data-bbox="1023 613 1252 837">33万円＋ (48万円×当該 世帯に属する被 保険者数)</td><td data-bbox="1252 613 1503 837">33万円＋ (<u>49万円</u>×当 該世帯に属す る被保険者数)</td></tr> </table> 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成29年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1) 以外の被保険者 平成30年2月28日まで延長 熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年9月30日まで延長	軽減 割合	世帯の総所得金額等の基準		平成28年度	平成29年度 以降	5割	33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属す る被保険者数)	33万円＋ (<u>27万円</u> ×当 該世帯に属す る被保険者数)	2割	33万円＋ (48万円×当該 世帯に属する被 保険者数)	33万円＋ (<u>49万円</u> ×当 該世帯に属す る被保険者数)
軽減 割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成28年度	平成29年度 以降											
5割	33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属す る被保険者数)	33万円＋ (<u>27万円</u> ×当 該世帯に属す る被保険者数)											
2割	33万円＋ (48万円×当該 世帯に属する被 保険者数)	33万円＋ (<u>49万円</u> ×当 該世帯に属す る被保険者数)											

《平成29年度》		
29. 6	9日 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」閣議決定 【主な内容】 ・全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、データヘルスや予防等を通じて、国民の生活の質(QOL)を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指す。このため、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、今年度や来年度以降の検討・取組事項も含めて速やかに検討し、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。 ・平成32年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
29. 7		短期の被保険者証交付
29. 8		15日 広域連合長の選出(福田紀彦 川崎市長) ※任期は平成29年8月30日から 28日 平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
30. 1	31日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成30年4月1日施行) 【改正内容】 (1) 後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を57万円から62万円に改める。 (2) 被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27.5万円に改める。 ②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に改める。	短期の被保険者証交付

30. 3		27日 平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成30年度及び平成31年度の保険料率決定 均等割額:43, 429円⇒<u>41, 600円</u> (－1, 829円) 所得割率:8. 66%⇒<u>8. 25%</u> (－0. 41ポイント) ②賦課限度額:57万円⇒62万円 ③均等割額の軽減対象拡大 <table border="1" data-bbox="917 763 1474 1350"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成29年度 まで</th><th>平成30年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円＋(27万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>27万5千円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円＋(49万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>50万円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> </table> ④住所地特例の見直し 住所地特例の適用を受けていた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぐ。	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成29年度 まで	平成30年度 以降	5割	33万円＋(27万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>27万5千円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円＋(49万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>50万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成29年度 まで	平成30年度 以降											
5割	33万円＋(27万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>27万5千円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円＋(49万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>50万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											

《平成30年度》		
30. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
30. 7		短期の被保険者証交付
30. 8		29日 平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合保険事業等支援基金条例の制定 【内容】 特別調整交付金の保険者インセンティブ分が創設されたことにより、県域における保健事業等の増進を図る基金を設置するための条例。
31. 1	25日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成31年4月1日施行) 【改正内容】 (1)被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を27. 5万円から28万円に改める。 ②2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を50万円から51万円に改める。	短期の被保険者証交付

31. 3

25日 平成31年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正

【改正内容】

①保険料軽減特例(均等割額)の見直し

世帯の総所得 金額等の基準	均等割額の軽減割合		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
33万円以下	8. 5割	8. 5割	7. 75割
上記の世帯の うち被保険者 全員が年金収 入80万円以下 (他の各種所 得なし)など	9割	8割	7割

②均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成30年度 まで	令和元年度 以降
5割	33万円+(27 万5千円×当該 世帯に属する被 保険者数)	33万円+(28 万円×当該世 帯に属する被 保険者数)
2割	33万円+(50 万円×当該世 帯に属する被保 険者数)	33万円+(51 万円×当該世 帯に属する被 保険者数)

4 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

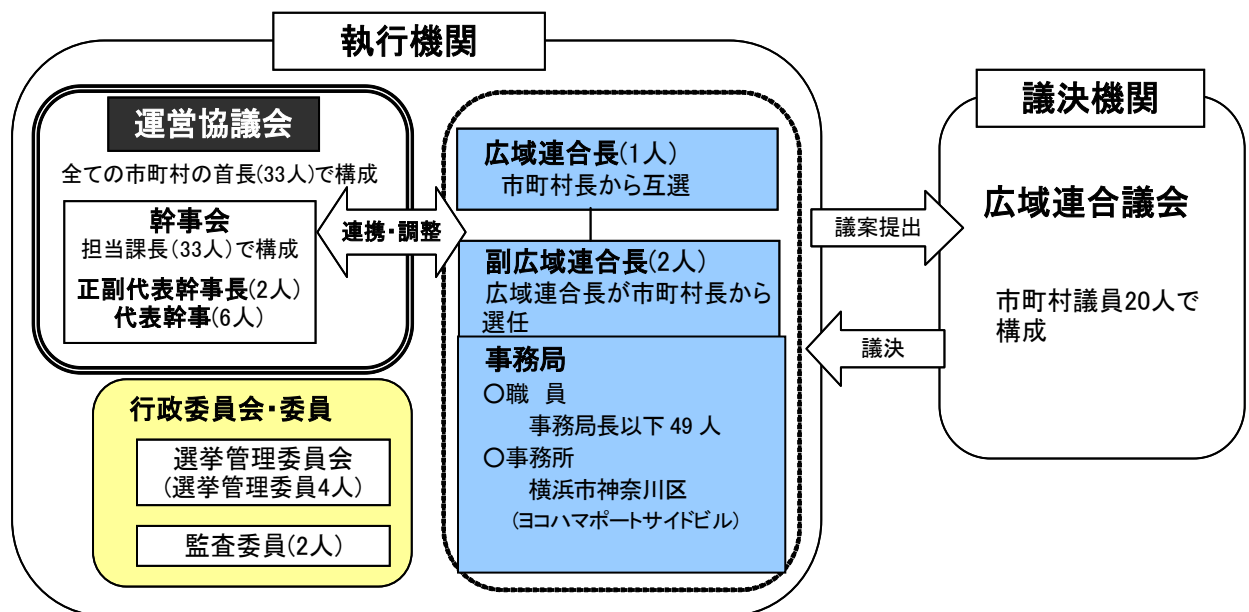
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置等が義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成30年度）



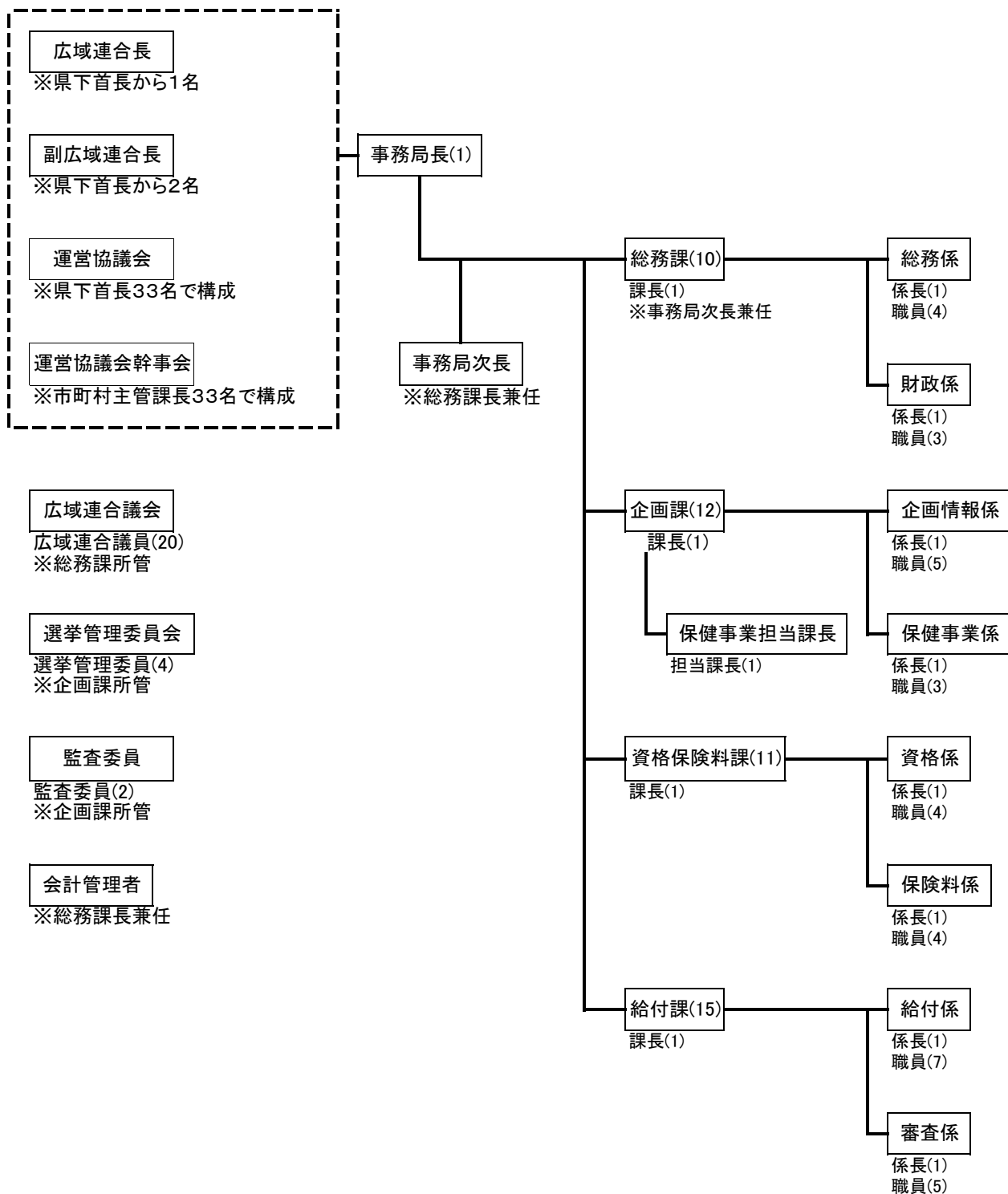
広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付等制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談等の窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、職員数49名、4課8係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

○広域連合の組織、事務分掌等
広域連合の組織と主な業務内容(平成30年度)

平成30年4月1日現在

※職員総数 49名
()内は人数



課	主な業務
総務課	【総務係】 ・広域連合規約 ・条例、規則、要綱等の法制審査及び公布 ・人事管理 ・情報公開及び個人情報保護の調整 ・事務室の維持管理 ・公印、行政文書 ・支出負担行為の確認及び支出命令の審査 ・現金及び有価証券の出納保管 ・収支日計表等の記録管理 ・指定金融機関及び収納代理金融機関 ・決算の調製 ・資金の計画運用 ・物品の出納及び保管 ・会計事務の調整、改善指導及び検査 ・その他の担当に属さないこと
	【財政係】 ・広域連合議会 ・広域連合運営協議会 ・財政の総合的調整 ・財務関係条例、規則等 ・予算編成及び執行管理 ・予算費充用及び予算流用等 ・資金計画 ・決算及び決算統計 ・財政状況の公表 ・財務会計システム ・入札参加資格者登録
企画課	【企画情報係】 ・広域計画 ・後期高齢者医療業務に係る総合的企画及び調整 ・監査委員、選挙管理委員会 ・国・県・市町村との連絡調整 ・情報セキュリティ ・庁内システムの運用管理 ・後期高齢者医療システム運用の総合調整 ・後期高齢者医療システム機器、端末等操作 ・市町村における後期高齢者医療業務システムとの連携及び調整 ・広報広聴
	【保健事業係】 ・保健事業の企画調整及び実施 ・データヘルス計画
資格保険料課	【資格係】 ・被保険者の資格取得及び喪失 ・障害認定 ・住所地特例 ・適用除外 ・被保険者証の交付 ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証 ・資格管理業務に係る後期高齢者医療システムの運用
	【保険料係】 ・保険料率等の設定及び改定 ・保険料の賦課 ・保険料の減免及び徴収猶予 ・保険料業務に係る後期高齢者医療システムの運用
給付課	【給付係】 ・不当利得求償業務 ・葬祭費の支給 ・一部負担金の減免及び徴収猶予 ・現金給付の審査支払（療養費、高額療養費、高額介護合算療養費）
	【審査係】 ・現物給付の審査支払 ・第三者行為による損害賠償請求 ・医療費適正化事業 ・レセプト管理

5 一般会計収支状況

平成30年度一般会計は、歳入歳出予算の総額を当初35億1,536万1,000円と定めたが、前年度剰余金の財政調整基金及び保健事業等支援基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成30年度の予算現額としては歳入歳出ともに40億3,456万8,000円となった。

歳入については、決算額が前年度比36.0%増の48億5,726万7,950円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金24億8,584万8,000円（歳入全体の割合51.2%）、国からの支出金12億6,340万2,741円（同26.0%）などとなっている。

歳出については、決算額が前年度比15.2%増の35億7,283万1,790円となった。

歳出の主なものは、電算システム関係費が11億9,499万7,405円（歳出全体の割合33.4%）、医療費適正化事業費が4億8,605万9,135円（同13.6%）、資格管理事業費が4億6,507万7,533円（同13.0%）、広域連合事業費負担金（広域連合事務局職員の人件費）が3億9,152万6,742円（同11.0%）、保健事業等支援基金費が3億4,553万3,365円（同9.7%）などとなっている。

その結果、歳入歳出差引残額は、12億8,443万6,160円となった。

平成30年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳入

(単位: 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び 負担金		2,485,848,000	2,485,848,000	2,485,848,000	0		0	100.00%
	1. 負担金	2,485,848,000	2,485,848,000	2,485,848,000	0		0	100.00%
2. 国庫支出金		439,995,000	1,263,402,741	1,263,402,741	0		823,407,741	287.14%
	1. 国庫補助金	439,995,000	1,263,402,741	1,263,402,741	0		823,407,741	287.14%
3. 財産収入		305,000	6,827	6,827	0		▲ 298,173	2.24%
	1. 財産運用 収入	305,000	6,827	6,827	0		▲ 298,173	2.24%
4. 繰入金		635,945,000	635,945,000	635,945,000	0		0	100.00%
	1. 基金繰入金	635,945,000	635,945,000	635,945,000	0		0	100.00%
5. 繰越金		470,425,000	470,424,715	470,424,715	0		▲ 285	100.00%
	1. 繰越金	470,425,000	470,424,715	470,424,715	0		▲ 285	100.00%
6. 諸収入		101,000	72,667	72,667	0		▲ 28,333	71.95%
	1. 預金利子	100,000	21,849	21,849	0		▲ 78,151	21.85%
	2. 雑入	1,000	50,818	50,818	0		49,818	5,081.80%
7. 県支出金		1,949,000	1,568,000	1,568,000	0		▲ 381,000	80.45%
	1. 県負担金	1,949,000	1,568,000	1,568,000	0		▲ 381,000	80.45%
歳 入 合 計		4,034,568,000	4,857,267,950	4,857,267,950	0		822,699,950	120.39%

歳出

(単位: 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,913,000	1,020,542	0	892,458	892,458	53.35%
	1. 議会費	1,913,000	1,020,542	0	892,458	892,458	53.35%
2. 総務費		4,022,655,000	3,571,811,248	0	450,843,752	450,843,752	88.79%
	1. 総務管理費	4,022,250,000	3,571,504,443	0	450,745,557	450,745,557	88.79%
	2. 選挙費	62,000	38,688	0	23,312	23,312	62.40%
	3. 監査委員費	343,000	268,117	0	74,883	74,883	78.17%
3. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳 出 合 計		4,034,568,000	3,572,831,790	0	461,736,210	461,736,210	88.56%

歳入歳出差引残額 1,284,436,160 円

6 特別会計収支状況

平成30年度後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算の総額を当初8,871億4,279万5,000円と定めたが、前年度剰余金の療養給付費等支払準備基金への積立や国庫支出金等の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成30年度の予算現額としては歳入歳出ともに8,986億3,671万9,000円となった。

歳入については、療養給付費等の増加を反映して、市町村支出金、国庫支出金及び支払基金交付金が前年度と比べて2.5%増加したものの、繰越金が前年度と比べて20.6%減少したことから、決算額は前年度比2.4%増の9,048億1,259万2,259円となった。

歳入の主なものは、支払基金交付金3,743億1,665万8,000円（歳入全体の割合41.4%）、国庫支出金2,578億6,479万8,259円（同28.5%）、市町村支出金1,743億2,902万8,706円（同19.3%）、県支出金699億2,926万2,000円（同7.7%）などとなっている。

市町村支出金のうち保険料納付金（保険料延滞金を含む）は、滞納繰越分とあわせて979億4,226万2,209円（同10.8%）となった。

歳出については、療養給付費が前年度と比べて3.9%増加したことから、決算額は前年度比3.3%増の8,912億9,120万9,076円となった。

歳出の主なものは、保険給付費の8,664億2,794万1,857円で、歳出全体の97.2%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は135億2,138万3,183円となった。

平成30年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入								(単位:円)
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		174,108,391,000	174,329,028,706	174,329,028,706	0	0	220,637,706	100.13%
	1. 市町村負担金	174,108,391,000	174,329,028,706	174,329,028,706	0	0	220,637,706	100.13%
2. 国庫支出金		247,671,416,000	257,864,798,259	257,864,798,259	0	0	10,193,382,259	104.12%
	1. 国庫負担金	201,190,783,000	209,739,548,152	209,739,548,152	0	0	8,548,765,152	104.25%
	2. 国庫補助金	46,480,633,000	48,125,250,107	48,125,250,107	0	0	1,644,617,107	103.54%
3. 県支出金		71,836,659,000	69,929,262,000	69,929,262,000	0	0	▲ 1,907,397,000	97.34%
	1. 県負担金	71,836,659,000	69,929,262,000	69,929,262,000	0	0	▲ 1,907,397,000	97.34%
4. 支払基金交付金		376,973,779,000	374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	▲ 2,657,121,000	99.30%
	1. 支払基金交付金	376,973,779,000	374,316,658,000	374,316,658,000	0	0	▲ 2,657,121,000	99.30%
5. 特別高額医療費 共同事業交付金		338,601,000	324,549,454	324,549,454	0	0	▲ 14,051,546	95.85%
	1. 特別高額医療費 共同事業交付金	338,601,000	324,549,454	324,549,454	0	0	▲ 14,051,546	95.85%
6. 財産収入		244,000	104,066	104,066	0	0	▲ 139,934	42.65%
	1. 財産運用収入	244,000	104,066	104,066	0	0	▲ 139,934	42.65%
7. 繰入金		6,476,168,000	6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	▲ 1,000	100.00%
	1. 基金繰入金	6,476,167,000	6,476,167,000	6,476,167,000	0	0	0	100.00%
	2. 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000	0.00%
8. 繰越金		20,396,105,000	20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	▲ 324	100.00%
	1. 繰越金	20,396,105,000	20,396,104,676	20,396,104,676	0	0	▲ 324	100.00%
9. 県財政安定化 基金借入金		1,000	0	0	0	0	▲ 1,000	0.00%
	1. 県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000	0.00%
10. 諸収入		835,355,000	1,370,517,259	1,175,920,098	0	194,597,161	340,565,098	140.77%
	1. 預金利子	1,000,000	1,059,628	1,059,628	0	0	59,628	105.96%
	2. 雑入	834,355,000	1,369,457,631	1,174,860,470	0	194,597,161	340,505,470	140.81%
歳入合計		898,636,719,000	905,007,189,420	904,812,592,259	0	194,597,161	6,175,873,259	100.69%

歳 出						(単位:円)	
款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 保険給付費		873,445,797,000	866,427,941,857	0	7,017,855,143	7,017,855,143	99.20%
	1. 保険給付費	873,445,797,000	866,427,941,857	0	7,017,855,143	7,017,855,143	99.20%
2. 特別高額医療費 共同事業拠出金		451,469,000	311,503,144	0	139,965,856	139,965,856	69.00%
	1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	451,469,000	311,503,144	0	139,965,856	139,965,856	69.00%
3. 保健事業費		3,038,185,000	2,898,641,237	0	139,543,763	139,543,763	95.41%
	1. 健康保持 増進事業費	3,038,185,000	2,898,641,237	0	139,543,763	139,543,763	95.41%
4. 基金積立金		6,857,902,000	6,857,901,066	0	934	934	100.00%
	1. 基金積立金	6,857,902,000	6,857,901,066	0	934	934	100.00%
5. 公債費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000	0.00%
	1. 利子	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000	0.00%
6. 諸支出金		14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228	47,144,228	99.68%
	1. 償還金及び 還付加算金	14,842,366,000	14,795,221,772	0	47,144,228	47,144,228	99.68%
歳出合計		898,636,719,000	891,291,209,076	0	7,345,509,924	7,345,509,924	99.18%

歳入歳出差引残額 13,521,383,183 円

7 概況

7-1 被保険者

7-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成30年3月末が106万7,908人、平成31年3月末現在では、111万7,936人となり、1年間で5万28人、4.68%増加している。
被保険者全体の111万7,936人のうち、75歳以上は、111万3,207人であり、全体の99.58%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、4,729人であり、全体の0.42%となっている。

7-1-2 障がい認定者数

障がい認定者数は、平成30年3月末が4,638人、平成31年3月末は、4,729人となっている。被保険者全体に占める割合は、0.43%から0.42%に減少している。

7-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の44万9,278人、川崎市の14万615人の順であり、少ないところは清川村の455人、中井町の1,425人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の22.23%、湯河原町の21.09%の順であり、低いところは川崎市の9.24%、厚木市の11.24%の順である。

【被保険者数の多い市町村、少ない市町村】

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市 (449,278人)	1. 清川村 (455人)
2. 川崎市 (140,615人)	2. 中井町 (1,425人)
3. 相模原市 (86,162人)	3. 真鶴町 (1,525人)

【人口に対する被保険者割合の高い市町村、低い市町村】

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町 (22.23%)	1. 川崎市 (9.24%)
2. 湯河原町 (21.09%)	2. 厚木市 (11.24%)
3. 山北町 (20.10%)	3. 海老名市 (11.40%)

※全市町村の状況については、P88、P89参照

7-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成30年度の伸び率は4.68%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の7.35%、大井町の7.17%の順であり、低い市町村は山北町の▲0.36%、松田町の2.43%の順である。

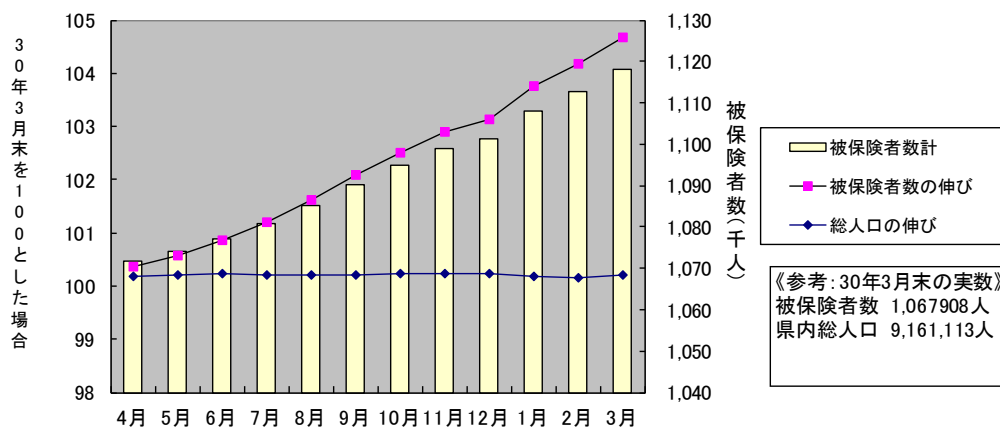
【伸び率の高い市町村、低い市町村】

伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 綾瀬市 (7.35%)	1. 山北町 (▲0.36%)
2. 大井町 (7.17%)	2. 松田町 (2.43%)
3. 寒川町 (6.98%)	3. 箱根町 (2.64%)

※全市町村の状況については、P92参照

7-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成30年3月末から平成31年3月末までの間に、1万9,397人(0.21%)増加したのに対し、被保険者数は5万28人(4.68%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は平成30年3月末では11.66%、平成31年3月末は12.18%に増加している。



7-2 保険料

7-2-1 賦課状況

平成30年度及び平成31（令和元）年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が4万1,600円（年額）、所得割率が8.25%であり、平成30・31（令和元）年度保険料試算時の神奈川県の一入当たり平均額は8万8,995円となっている。

これに対し、全国平均では均等割額が4万5,116円（年額）、所得割率が8.81%、一人当たり平均額は約7万283円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第34位、所得割率が第31位となり、一人当たり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成30年度の賦課総額については1,226億7,389万9,066円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は174億2,890万6,560円となり、その内訳としては次のとおり。

	均等割額軽減	9割軽減	8, 4 9 1, 5 0 4, 3 2 0円
		8. 5割軽減	5, 6 7 6, 4 8 2, 2 4 0円
		5割軽減	1, 6 7 3, 7 5 5, 2 0 0円
		2割軽減	1, 0 0 4, 6 4 0, 0 0 0円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			5 8 2, 5 2 4, 8 0 0円

※ 市町村別内訳については、P98参照

7-2-2 収納状況

平成30年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率（*）
97,796,374,630円	97,284,925,221円	99.47%

注：保険料率算定時における平成30年度の予定収納率（99.36%）

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率（*）
778,893,325円	387,232,678円	49.71%

* 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

※ 市町村別内訳については、P101参照

平成30年度の減免状況については、申請件数187件のうち、減免決定は186件、減免額は502万3,660円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
187 (97)*	168 (97)*	14 (0)*	4 (0)*	1 (0)*	5,023,660円 (3,106,600円)*

* () は、内数で東日本大震災に係る減免

※ 市町村別内訳については、P99参照

7-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成30年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	49,464,577,490円
	収納額	49,464,577,490円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	48,331,797,140円
	収納額	47,820,347,731円
	収納率	98.94%
全 体	調定額	97,796,374,630円
	収納額	97,284,925,221円
	収納率	99.47%

※ 市町村別内訳については、P101参照

7-2-4 口座振替の割合

平成30年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	345,792人
口座振替納付者数(B)	208,623人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	85,336人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を 含む) $(B/A) \times 100$	60.33%
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を 除く) $((B-C)/A) \times 100$	35.65%

※ 対象者数等は、平成30年度3月期徴収分における全市町村の合計数値

7-3 保険給付

7-3-1 医療費の状況（現物給付＋現金給付）

平成30年度の医療費については、平成30年3月診療（4月審査）～平成31年2月診療（3月審査）分の12か月間となる。従って、被保険者数と医療費の関係をみる場合は、12か月ベースで算出となる。

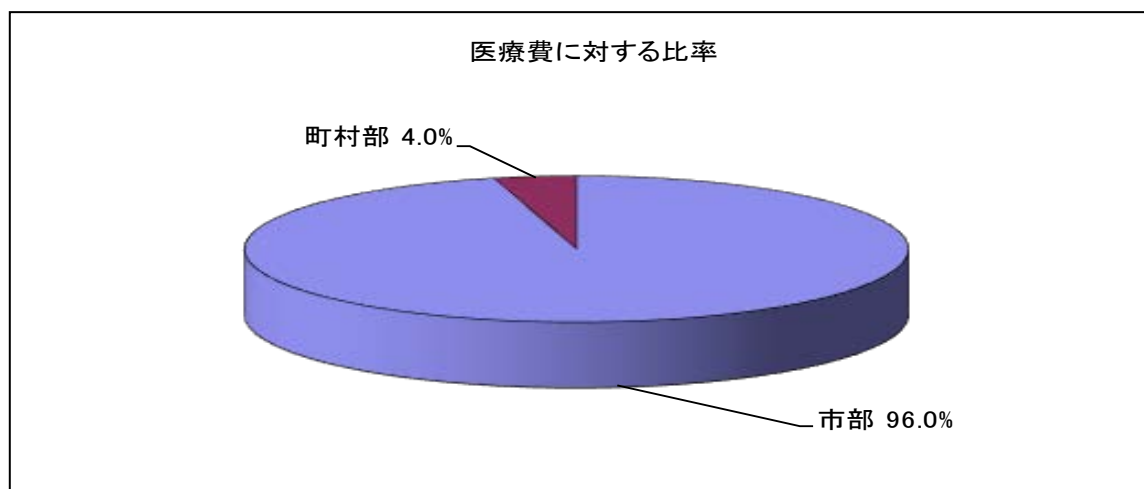
県全体では、医療費は9,468億545万2,370円、1人あたり医療費は86万9,772円（*）である。

内訳として、市部は、医療費9,088億7,297万7,708円（全体の96.0%）、1人あたり医療費87万908円、町村部は、医療費379億3,247万4,662円（全体の4.0%）、1人あたり医療費84万3,394円である。

* 現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は85万4,883円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	946,805,452,370円	869,772円
市部 計	908,872,977,708円	870,908円
町村部 計	37,932,474,662円	843,394円

※ 市町村別内訳については、P102参照



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多い市町村は横浜市、次いで川崎市、相模原市である。

もっとも少ない市町村は清川村、次いで中井町、真鶴町である。

医療費が多い市町村	医療費が少ない市町村
1. 横浜市（388,800,569,992円）	1. 清川村（364,953,851円）
2. 川崎市（129,226,848,408円）	2. 中井町（1,258,489,889円）
3. 相模原市（68,560,509,860円）	3. 真鶴町（1,321,761,498円）

※ 全市町村の状況については、P102参照

＜１人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村＞

県全体の１人あたり医療費のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで中井町、箱根町である。もっとも少ない市町村は海老名市、次いで南足柄市、愛川町である。

１人あたり医療費が多い市町村		１人あたり医療費が少ない市町村	
１．川崎市	(9 4 2, 6 4 9 円)	１．海老名市	(7 6 8, 3 7 8 円)
２．中井町	(9 1 5, 9 3 2 円)	２．南足柄市	(7 7 5, 8 1 1 円)
３．箱根町	(8 9 0, 1 6 5 円)	３．愛川町	(7 7 6, 7 7 5 円)

※ 全市町村の状況については、P 1 0 2 参照

＜医療費の内訳＞

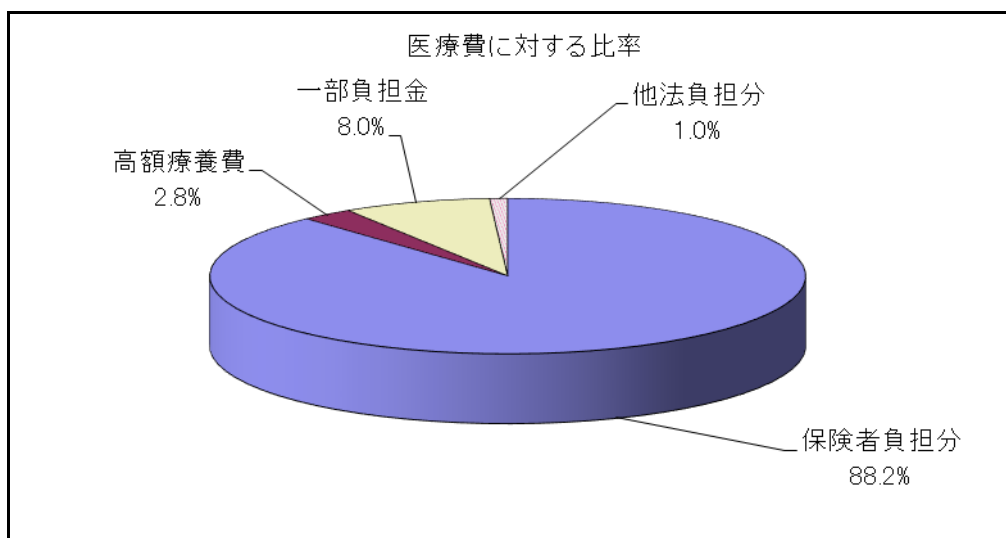
医療費を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。各内訳の金額については、保険者負担分 8, 3 4 8 億 6, 8 9 9 万 2, 5 6 6 円、高額療養費 2 6 6 億 4, 4 3 0 万 1 7 3 円、一部負担金 7 6 0 億 7, 3 0 3 万 1, 6 7 4 円、他法負担分 9 2 億 1, 9 1 2 万 7, 9 5 7 円となる。

広域連合の保険者負担分は 8 8. 2 %、高額療養費は 2. 8 % となっており、医療費の 9 1. 0 % を占めている。

注：被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費として現金給付をしたもの（9 2 億 9, 2 7 5 万 7, 9 2 6 円）については、一部負担金から減額し保険者負担分に計上している。

保険者負担分 (高額現物分除く)	高額療養費 (現物分)	一部負担金	他法負担分
8 3 4, 8 6 8, 9 9 2, 5 6 6 円	2 6, 6 4 4, 3 0 0, 1 7 3 円	7 6, 0 7 3, 0 3 1, 6 7 4 円	9, 2 1 9, 1 2 7, 9 5 7 円

※ 市町村別内訳については、P 1 0 3 参照



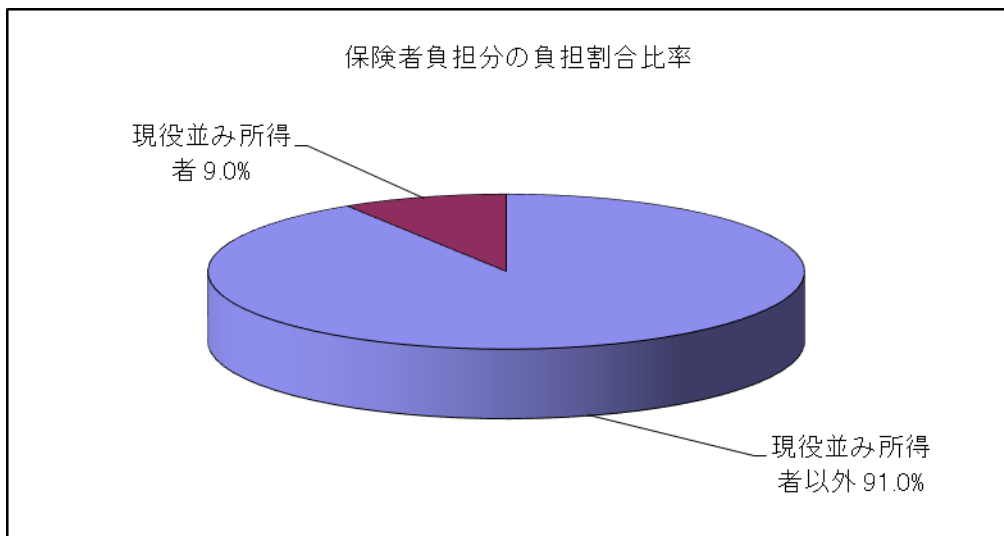
＜保険者負担分の負担割合別内訳＞

保険者負担分（＊） 8,615億1,329万2,740円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、771億8,173万315円（全体の9.0％）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、7,843億3,156万2,424円（全体の91.0％）である。

保険者負担分（＊）	現役並み所得者	現役並み所得者以外
861,513,292,740円	77,181,730,315円	784,331,562,424円

＊ 高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。

※ 市町村別内訳については、P104参照



7-3-2 現物給付

<1人あたり診療費の状況>

「入院」、「入院外」及び「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については、次のとおりである。

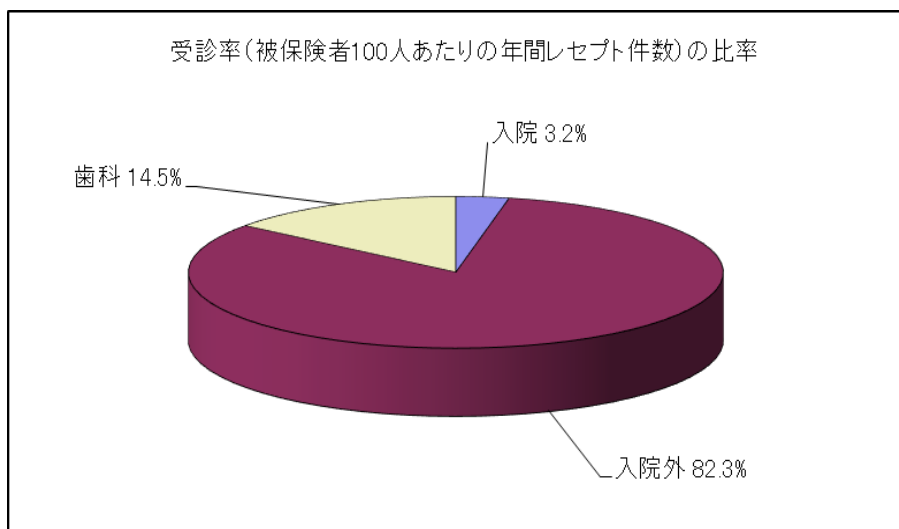
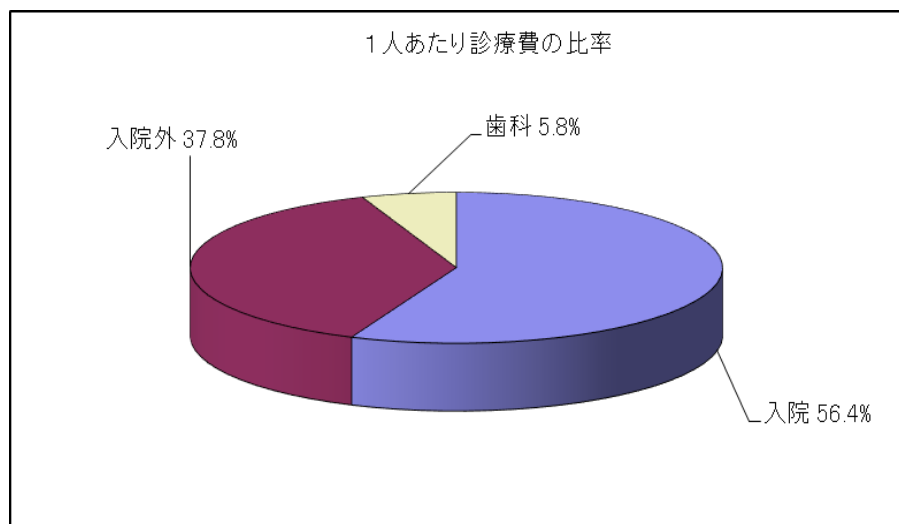
	1人あたり 診療費	受診率 (*1)	1件あたり日数 (*2)	1日あたり診療費 (*3)
入院(医科+歯科)	386,422円	63.87件	15.61日	38,768円
入院外	259,059円	1,644.01件	1.74日	9,074円
歯科(外来のみ)	39,432円	288.61件	1.89日	7,235円
合計	684,913円	1,996.49件	2.20日	15,578円

*1 被保険者100人あたりの年間レセプト件数。

*2 1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したもの。

*3 1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

※ 市町村別内訳については、P106参照



＜１人あたり診療費が多い市町村・少ない市町村＞

１人あたり診療費のうち、もっとも多い市町村は中井町、次いで真鶴町、川崎市である。
もっとも少ない市町村は南足柄市、次いで愛川町、茅ヶ崎市である。

１人あたり診療費が多い市町村	１人あたり診療費が少ない市町村
１．中井町 (749,584円)	１．南足柄市 (612,113円)
２．真鶴町 (744,896円)	２．愛川町 (613,655円)
３．川崎市 (733,958円)	３．茅ヶ崎市 (627,739円)

※ 全市町村の状況については、P106参照

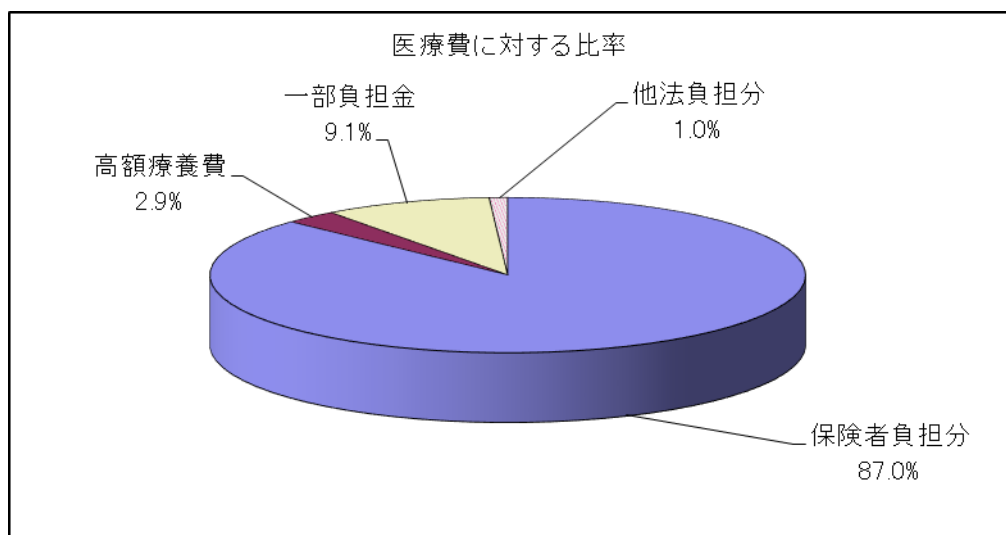
＜現物給付（療養の給付費）の内訳＞

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。
各内訳の金額は、保険者負担分8,100億4,413万3,787円、高額療養費266億4,428万6,609円、一部負担金848億6,084万4,423円、他法負担分90億4,879万9,186円となる。

広域連合の保険者負担分は87.0%、高額療養費は2.9%となっており、現物給付の89.9%を占めている。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
810,044,133,787円	26,644,286,609円	84,860,844,423円	9,048,799,186円

※ 市町村別内訳については、P108参照



7-3-3 現金給付

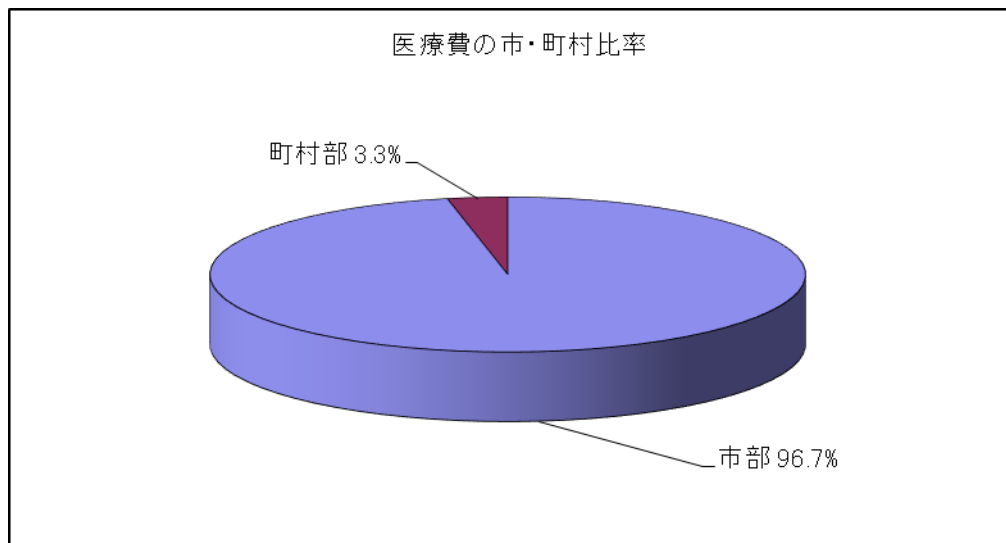
<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、248億2,487万2,343円である。

内訳として、市部は、240億1,735万5,450円（全体の96.7%）、町村部は、8億751万6,893円（全体の3.3%）である。

県全体	市部	町村部
24,824,872,343円	24,017,355,450円	807,516,893円

※ 市町村別内訳については、P118参照



<1人あたり現金給付が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで逗子市、鎌倉市である。
もっとも少ない市町村は開成町、次いで清川村、南足柄市である。

1人あたり現金給付が多い市町村	1人あたり現金給付が少ない市町村
1. 川崎市 (28,233円)	1. 開成町 (11,818円)
2. 逗子市 (25,917円)	2. 清川村 (14,367円)
3. 鎌倉市 (25,024円)	3. 南足柄市 (15,026円)

※ 全市町村の状況については、P118参照

7-4 保健事業

7-4-1 データヘルス計画

健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成30年6月に第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、計画に基づき、被保険者の更なる健康の保持増進に取り組んだ。

7-4-2 健康診査事業

被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付した。

<平成30年度実績>

平成30年度の受診者数は28万1,534人となっており、平成30年4月1日時点の被保険者数106万7,908人に対し、受診率26.36%である。

受診者数の多い市町村については、横浜市6万1,350人、川崎市4万3,212人、藤沢市2万6,475人の順となっている。

また、受診率の高い市町村については、藤沢市52.81%、綾瀬市47.90%、茅ヶ崎市46.65%の順となっている。

※ 全市町村の状況については、P124参照

7-4-3 歯科健康診査事業

歯・歯肉の状態や口腔衛生状態等をチェックすることで、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、前年度75歳到達者を対象に歯科健康診査事業を実施した。

<平成30年度実績>

平成30年度の受診者数は4,537人となっており、案内状発送数9万7,362通に対し、受診率4.66%である。

7-4-4 長寿・健康増進事業

被保険者の健康づくりのために、広域連合事業の実施及び市町村への補助金の交付を行った。

<平成30年度実績>

【広域連合】

健康増進啓発チラシ入り保険証カバーを作成し、市町村窓口を通じて配布した。

また、被保険者の医療費等の現状分析を実施した。

【市町村への補助】

- ① 実施（補助）市町村 21市町
- ② 実施（補助）市町村 内訳
 - (1) 健康教育・健康相談等
鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、綾瀬市
 - (2) 人間ドック等の費用助成
秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、中井町、松田町、開成町、愛川町
 - (3) その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
(はり・きゅう等利用費助成) 相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、三浦市、
厚木市、大和市、箱根町、湯河原町
(ポイント事業等) 横浜市、川崎市、厚木市

7-4-5 重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導

被保険者の健康保持及び医療費・療養費の適正化を図るため、保健師等が医療機関を重複・頻回して受診している者及び同系薬品を重複して処方されている者を訪問し、療養上の日常生活指導等を実施した。

<平成30年度実績>

- ① 事業対象者

重複受診者	3か月連続して、1か月に同一疾病での受診医療機関が3箇所以上の者
頻回受診者	3か月連続して、1か月に同一医療機関での受診が15回以上の者
重複投薬者	3か月連続して、1か月間に同系薬品の処方日数の合計が60日を超えている者
- ② 訪問回数 149回

7-4-6 高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業

糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い被保険者の人工透析への移行を防止または遅らせることにより、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上及び医療費の適正化に資することを目的として、一部の市を対象に医療機関等への受診勧奨及び専門職による訪問保健指導等を実施した。また、被保険者に対して専門職による立ち寄り型の相談や訪問相談・指導、訪問歯科健診を実施した市町村に補助金を交付した。

<平成30年度実績>

【広域連合】

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 対象候補者の抽出基準

HbA1c $\geq$ 6.5%かつeGFR60ml/分/1.73m²未満

ただし、1型糖尿病の者等、勧奨や指導が困難と判断される者は除く。

② 実施方法

受診勧奨（対象者：医療機関を未受診もしくは4か月以上受診を中断している者）

訪問指導（対象者：現在治療中の者）

③ 実施結果

受診勧奨通知数 77通

訪問指導回数 21回

電話によるフォロー 20回

【市町村への補助】

① 実施（補助）市町村 5市

② 実施（補助）市町村 内訳

(1) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導（口腔については、訪問健診も含む）

横浜市、厚木市、海老名市

(2) 心身機能を包括的にチェックし、適切なサービスにつなげる事業

川崎市

(3) 栄養に関わる相談・指導、生活習慣病等の重症化予防等を複合的に実施する事業

大和市

7-4-7 その他保健事業

【市町村が実施する保険者インセンティブ評価対象事業等への補助金交付】

保険者インセンティブ評価対象事業等を実施する市町村に対し、補助金を交付した。

＜平成30年度実績＞

① 実施（補助）市町村 5市町

② 実施（補助）市町村 内訳

(1) 重症化予防の取組の実施

南足柄市

(2) 被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけの実施

相模原市、大和市、南足柄市、真鶴町

(3) 高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施

海老名市、南足柄市

【保健師の専門知識を活かした保健事業の推進】

＜平成30年度実績＞

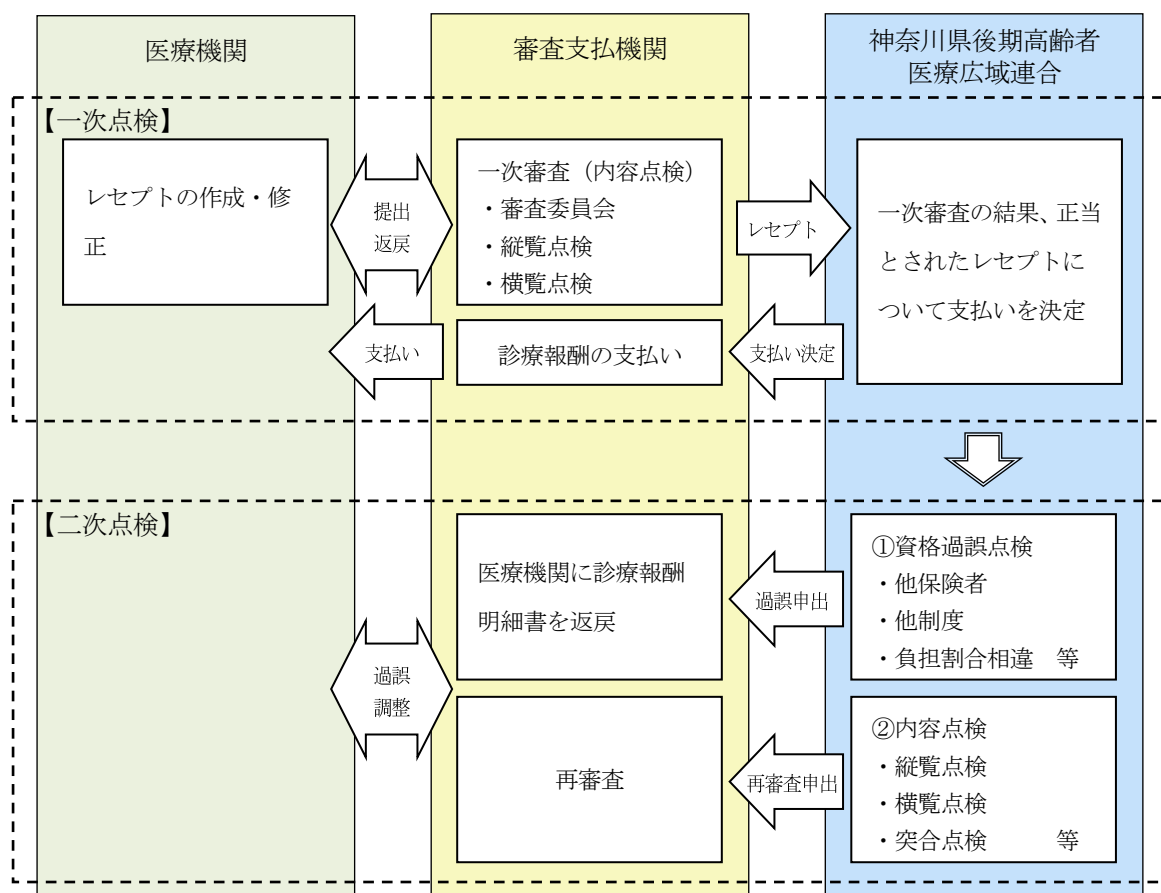
配置した保健師の専門知識を活かし、重症化予防事業対象者のフォローアップや、保健医療に関するデータ分析、市町村の保健師との連携・調整等を行うことにより、保健事業の推進を図った。

7-5 医療費適正化

7-5-1 診療報酬明細書の点検

厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、診療報酬明細書の資格過誤点検及び内容点検を行っている。点検の結果、返戻又は再審査の申出を行い、過誤調整を行っている。

<レセプト点検の流れ>



<平成30年度の傾向と効果>

資格点検調査による総過誤件数は減少、調整額も件数減少に伴い減少している。また、内容点検による過誤件数及び調整額も減少している。

なお、資格過誤点検においては月平均約3億6千万円、内容点検においては月平均約3千7百万円の医療費削減効果が認められる。

① 平成30年度資格過誤点検実績

件数	71,608枚	査定額	4,329,335,578円
----	---------	-----	----------------

② 平成30年度内容点検実績（生活療養費等の診療点数にないものを含む。）

申出件数	101,115件	査定件数	30,215件	査定額	440,609,962円
------	----------	------	---------	-----	--------------

※ 審査支払機関から毎月提出される「再審査結果通知書兼過誤通知書」による。

市町村別内訳については、P125参照

7-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件等がある。高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

7-5-3 不当利得

医療機関等の診療報酬の返還金や、被保険者の一部負担金の割合の変更等により発生した返還金について、民法第703条の規定に基づき不当利得として求償している。

<平成30年度実績>

	求償事務処理件数 (現年度分)	求償額 (現年度分)	求償額 (繰越分)
第三者行為	4,909件	769,331,120円	5,053,307円
公害	23件	244,366円	0円
労災	405件	36,047,285円	3,143,552円
医療機関等返還金	3,306件	70,935,681円	30,365,627円
負担割合相違差額求償	15,881件	56,066,781円	80,308,816円
資格喪失後受診求償	1,690件	48,223,188円	74,650,100円
9割間相違・食事代差額求償	0件	0円	24,080円
その他	18件	1,644,781円	252,615円
合 計	26,232件	982,493,202円	193,798,097円

※ 市町村別内訳については、P126～129参照

7-5-4 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回医療費通知を発送した。（平成27年度から県内全ての市町村で実施）

1回目 平成31年1月28日（平成30年1月～10月診療分）

2回目 平成31年3月28日（平成30年11月・12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1回目（30年10月末時点）			2回目（30年12月末時点）		
横浜市	440,609人	425,293人	96.52%	442,971人	407,945人	92.09%
川崎市	137,840人	133,014人	96.49%	138,557人	127,527人	92.03%
相模原市	83,895人	80,452人	95.89%	84,509人	76,789人	90.86%
横須賀市	63,676人	61,193人	96.10%	64,028人	58,880人	91.96%
平塚市	33,466人	32,081人	95.86%	33,701人	30,615人	90.84%
鎌倉市	29,717人	28,748人	96.73%	29,883人	27,482人	91.96%
藤沢市	51,560人	49,713人	96.41%	51,868人	47,793人	92.14%
小田原市	27,413人	26,330人	96.04%	27,623人	25,208人	91.25%
茅ヶ崎市	31,410人	30,246人	96.29%	31,603人	29,061人	91.95%
逗子市	10,360人	10,023人	96.74%	10,428人	9,601人	92.06%
三浦市	8,370人	8,033人	95.97%	8,406人	7,589人	90.28%
秦野市	20,913人	19,988人	95.57%	21,068人	19,029人	90.32%
厚木市	24,541人	23,527人	95.86%	24,765人	22,359人	90.28%
大和市	26,463人	25,355人	95.81%	26,640人	24,327人	91.31%
伊勢原市	12,207人	11,713人	95.95%	12,284人	11,124人	90.55%
海老名市	14,753人	14,179人	96.10%	14,914人	13,491人	90.45%
座間市	15,111人	14,519人	96.08%	15,253人	13,892人	91.07%
南足柄市	6,698人	6,433人	96.04%	6,721人	6,144人	91.41%
綾瀬市	10,569人	10,123人	95.78%	10,666人	9,646人	90.43%
葉山町	5,457人	5,267人	96.51%	5,495人	5,008人	91.13%
寒川町	5,789人	5,524人	95.42%	5,863人	5,278人	90.02%
大磯町	5,449人	5,229人	95.96%	5,481人	4,990人	91.04%
二宮町	5,035人	4,866人	96.64%	5,096人	4,666人	91.56%
中井町	1,384人	1,335人	96.46%	1,390人	1,270人	91.36%
大井町	2,188人	2,092人	95.61%	2,203人	1,990人	90.33%
松田町	1,874人	1,821人	97.17%	1,888人	1,716人	90.89%
山北町	1,976人	1,899人	96.10%	1,970人	1,841人	93.45%
開成町	2,100人	2,018人	96.09%	2,128人	1,959人	92.05%
箱根町	2,027人	1,940人	95.70%	2,024人	1,823人	90.06%

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1 回目（30年10月末時点）			2 回目（30年12月末時点）		
真鶴町	1,508 人	1,447 人	95.95%	1,510 人	1,394 人	92.31%
湯河原町	4,979 人	4,779 人	95.98%	4,998 人	4,500 人	90.03%
愛川町	4,990 人	4,754 人	95.27%	5,041 人	4,496 人	89.18%
清川村	447 人	428 人	95.74%	447 人	408 人	91.27%
合 計	1,094,774 人	1,054,362 人	96.30%	1,101,422 人	1,009,841 人	91.68%

7-5-5 ジェネリック医薬品利用差額通知

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額の差額が314円以上となる被保険者に対して軽減可能額を通知することで、ジェネリック医薬品の普及啓発を行った。

- ① 対象市町村 県内33市町村
- ② 発送通知数 4万174通

7-6 一部負担金

7-6-1 一部負担金減免

災害その他特別な事情があり、医療機関等の一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行っている。

<一部負担金減免の実施状況>

(1) 免除証明書発行状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	申請件数	決定内容	
		承認	不承認
平成30年度	0件	0件	0件

(2) 免除金額

① 現物給付（平成30年3月～平成31年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	0件	0円

② 現金給付（平成30年4月～平成31年3月支給分）

現金給付は原則発生しません。

7-6-2 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除

平成24年1月31日付厚生労働省保険局保険課通知等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金の免除を行った。

<免除対象者の要件>

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する者
 - ① 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
 - ② 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

※ 住家の全半壊、全半焼等の被災をした者、主たる生計維持者が死亡等をした者の免除期間は平成24年9月30日で終了。

<免除内容>

一部負担金（ただし、以下の自己負担額の免除は、平成24年2月29日で終了）

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・治療用装具の作成費用 等

<一部負担金免除の実施状況>

- (1) 免除証明書発行状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

平成30年4月1日現在 一部負担金免除証明書 発行件数	新規 発行件数	資格喪失数	平成31年3月31日現在 一部負担金免除証明書 発行件数
91件	13件	7件	97件

- (2) 免除金額

- ① 現物給付（平成30年3月～平成31年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	2,404件	7,994,774円

- ② 現金給付（平成30年4月～平成31年3月支給分）

	申請件数	金額
一部負担金	2件	8,230円

8 統計

8-1 被保険者

表 8-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	447,162	2,116	449,278
横 浜 市 鶴 見 区	28,122	94	28,216
横 浜 市 神 奈 川 区	25,350	137	25,487
横 浜 市 西 区	9,757	84	9,841
横 浜 市 中 区	14,843	65	14,908
横 浜 市 南 区	25,482	130	25,612
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	27,218	138	27,356
横 浜 市 磯 子 区	22,889	98	22,987
横 浜 市 金 沢 区	28,528	142	28,670
横 浜 市 港 北 区	33,598	196	33,794
横 浜 市 戸 塚 区	35,011	207	35,218
横 浜 市 港 南 区	31,281	136	31,417
横 浜 市 旭 区	37,397	218	37,615
横 浜 市 緑 区	20,844	75	20,919
横 浜 市 瀬 谷 区	17,560	75	17,635
横 浜 市 栄 区	19,413	76	19,489
横 浜 市 泉 区	21,522	93	21,615
横 浜 市 青 葉 区	31,097	88	31,185
横 浜 市 都 筑 区	17,250	64	17,314
川 崎 市	140,364	251	140,615
川 崎 市 川 崎 区	22,949	42	22,991
川 崎 市 幸 区	17,214	42	17,256
川 崎 市 中 原 区	18,875	29	18,904
川 崎 市 高 津 区	19,043	55	19,098
川 崎 市 多 摩 区	20,077	28	20,105
川 崎 市 宮 前 区	21,966	30	21,996
川 崎 市 麻 生 区	20,240	25	20,265
相 模 原 市	85,870	292	86,162
相 模 原 市 緑 区	20,454	66	20,520
相 模 原 市 中 央 区	30,570	132	30,702
相 模 原 市 南 区	34,846	94	34,940

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障がいのある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

【平成31年3月】

(単位:人)

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	64,292	571	64,863
平 塚 市	34,002	262	34,264
鎌 倉 市	30,103	87	30,190
藤 沢 市	52,543	137	52,680
小 田 原 市	27,835	107	27,942
茅 ヶ 崎 市	32,074	52	32,126
逗 子 市	10,495	23	10,518
三 浦 市	8,349	137	8,486
秦 野 市	21,198	233	21,431
厚 木 市	25,146	111	25,257
大 和 市	27,074	31	27,105
伊 勢 原 市	12,423	58	12,481
海 老 名 市	15,073	70	15,143
座 間 市	15,471	39	15,510
南 足 柄 市	6,789	12	6,801
綾 瀬 市	10,869	31	10,900
葉 山 町	5,553	9	5,562
寒 川 町	5,954	22	5,976
大 磯 町	5,531	13	5,544
二 宮 町	5,147	15	5,162
中 井 町	1,418	7	1,425
大 井 町	2,252	4	2,256
松 田 町	1,891	7	1,898
山 北 町	1,962	1	1,963
開 成 町	2,164	3	2,167
箱 根 町	2,054	8	2,062
真 鶴 町	1,520	5	1,525
湯 河 原 町	5,046	10	5,056
愛 川 町	5,128	5	5,133
清 川 村	455	0	455
県 合 計	1,113,207	4,729	1,117,936
割	99.58%	0.42%	100.00%

表 8－1－2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成 31 年 3 月】

		割 合	人 口 (人)	被保険者数 (人)
1	真 鶴 町	22.23%	6,860	1,525
2	湯 河 原 町	21.09%	23,968	5,056
3	山 北 町	20.10%	9,768	1,963
4	三 浦 市	19.81%	42,840	8,486
5	二 宮 町	18.57%	27,803	5,162
6	逗 子 市	18.47%	56,950	10,518
7	箱 根 町	18.43%	11,191	2,062
8	大 磯 町	17.69%	31,338	5,544
9	葉 山 町	17.53%	31,737	5,562
10	鎌 倉 市	17.52%	172,321	30,190
11	松 田 町	17.46%	10,872	1,898
12	横 須 賀 市	16.46%	394,060	64,863
13	南 足 柄 市	16.19%	42,005	6,801
14	中 井 町	15.12%	9,427	1,425
15	小 田 原 市	14.67%	190,454	27,942
16	清 川 村	14.62%	3,112	455
17	平 塚 市	13.31%	257,499	34,264
18	茅 ヶ 崎 市	13.29%	241,723	32,126
19	大 井 町	13.27%	17,001	2,256
20	愛 川 町	13.00%	39,498	5,133
21	秦 野 市	12.99%	164,998	21,431
22	綾 瀬 市	12.91%	84,411	10,900
23	寒 川 町	12.38%	48,273	5,976
24	伊 勢 原 市	12.21%	102,248	12,481
25	藤 沢 市	12.16%	433,060	52,680
26	開 成 町	12.14%	17,843	2,167
27	横 浜 市	12.01%	3,741,317	449,278
28	相 模 原 市	11.94%	721,910	86,162
29	座 間 市	11.92%	130,160	15,510
30	大 和 市	11.48%	236,078	27,105
31	海 老 名 市	11.40%	132,889	15,143
32	厚 木 市	11.24%	224,655	25,257
33	川 崎 市	9.24%	1,522,241	140,615

表 8-1-3 被保険者数の推移

【平成30年度】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横 浜 市	432,147	432,950	433,949	435,264	436,948	438,886	440,609	442,104	442,971	445,483	447,310	449,278
川 崎 市	135,159	135,384	135,704	136,163	136,638	137,318	137,840	138,271	138,557	139,382	139,931	140,615
相模原市	81,571	81,893	82,205	82,572	83,009	83,477	83,895	84,269	84,509	85,157	85,633	86,162
横須賀市	62,516	62,621	62,751	62,940	63,179	63,434	63,676	63,888	64,028	64,333	64,590	64,863
平 塚 市	32,734	32,793	32,892	33,010	33,171	33,320	33,466	33,609	33,701	33,916	34,059	34,264
鎌 倉 市	29,337	29,394	29,445	29,511	29,609	29,666	29,717	29,814	29,883	30,017	30,058	30,190
藤 沢 市	50,348	50,452	50,623	50,794	51,069	51,323	51,560	51,731	51,868	52,186	52,418	52,680
小田原市	26,923	26,958	27,037	27,113	27,224	27,323	27,413	27,558	27,623	27,756	27,837	27,942
茅ヶ崎市	30,725	30,793	30,870	31,000	31,122	31,285	31,410	31,527	31,603	31,804	31,980	32,126
逗 子 市	10,216	10,217	10,239	10,260	10,295	10,324	10,360	10,408	10,428	10,485	10,489	10,518
三 浦 市	8,233	8,241	8,258	8,300	8,332	8,354	8,370	8,380	8,406	8,431	8,461	8,486
秦 野 市	20,282	20,373	20,440	20,545	20,679	20,812	20,913	21,016	21,068	21,216	21,321	21,431
厚 木 市	23,906	23,972	24,065	24,177	24,303	24,424	24,541	24,660	24,765	24,937	25,092	25,257
大 和 市	25,692	25,792	25,870	26,027	26,173	26,339	26,463	26,558	26,640	26,828	26,977	27,105
伊勢原市	11,892	11,928	11,957	12,016	12,069	12,128	12,207	12,254	12,284	12,371	12,420	12,481
海老名市	14,352	14,408	14,454	14,499	14,575	14,673	14,753	14,841	14,914	14,998	15,075	15,143
座 間 市	14,728	14,753	14,802	14,853	14,951	15,029	15,111	15,208	15,253	15,352	15,426	15,510
南足柄市	6,565	6,568	6,592	6,623	6,647	6,678	6,698	6,702	6,721	6,742	6,768	6,801
綾 瀬 市	10,216	10,280	10,331	10,393	10,459	10,508	10,569	10,639	10,666	10,736	10,822	10,900
葉 山 町	5,349	5,355	5,372	5,386	5,404	5,429	5,457	5,475	5,495	5,537	5,545	5,562
寒 川 町	5,623	5,641	5,664	5,701	5,722	5,769	5,789	5,838	5,863	5,922	5,955	5,976
大 磯 町	5,355	5,371	5,389	5,394	5,413	5,436	5,449	5,462	5,481	5,488	5,510	5,544
二 宮 町	4,941	4,960	4,970	4,967	4,985	5,006	5,035	5,072	5,096	5,122	5,140	5,162
中 井 町	1,351	1,351	1,353	1,362	1,366	1,377	1,384	1,384	1,390	1,407	1,418	1,425
大 井 町	2,117	2,128	2,140	2,153	2,168	2,182	2,188	2,200	2,203	2,219	2,236	2,256
松 田 町	1,853	1,854	1,858	1,862	1,872	1,871	1,874	1,888	1,888	1,885	1,886	1,898
山 北 町	1,960	1,958	1,962	1,965	1,969	1,972	1,976	1,976	1,970	1,973	1,963	1,963
開 成 町	2,045	2,044	2,058	2,065	2,074	2,081	2,100	2,116	2,128	2,142	2,160	2,167
箱 根 町	2,019	2,021	2,023	2,026	2,029	2,029	2,027	2,031	2,024	2,039	2,054	2,062
真 鶴 町	1,486	1,489	1,488	1,489	1,497	1,502	1,508	1,510	1,510	1,521	1,524	1,525
湯河原町	4,888	4,901	4,908	4,934	4,932	4,949	4,979	4,988	4,998	5,020	5,038	5,056
愛 川 町	4,847	4,869	4,892	4,914	4,960	4,969	4,990	5,010	5,041	5,067	5,095	5,133
清 川 村	440	443	445	443	445	446	447	448	447	450	455	455
県 合 計	1,071,816	1,074,155	1,077,006	1,080,721	1,085,288	1,090,319	1,094,774	1,098,835	1,101,422	1,107,922	1,112,646	1,117,936
前 月 比		100.22%	100.27%	100.34%	100.42%	100.46%	100.41%	100.37%	100.24%	100.59%	100.43%	100.48%

表 8－1－4 月別被保険者異動状況

【平成30年度】

(単位:人)

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成30年 4月	618	104	8,444	183	9,349	433	58	4,329	306	5,126
平成30年 5月	612	68	7,137	196	8,013	414	83	4,439	329	5,265
平成30年 6月	536	72	6,958	202	7,768	408	68	3,842	296	4,614
平成30年 7月	460	55	8,318	185	9,018	413	69	4,253	313	5,048
平成30年 8月	447	72	9,390	181	10,090	383	71	4,435	276	5,165
平成30年 9月	448	65	9,460	173	10,146	342	90	4,243	261	4,936
平成30年 10月	570	66	9,579	177	10,392	381	75	4,705	323	5,484
平成30年 11月	572	66	9,206	184	10,028	399	138	4,789	321	5,647
平成30年 12月	514	73	7,818	173	8,578	398	70	5,022	296	5,786
平成31年 1月	405	66	12,786	109	13,366	246	79	5,836	330	6,491
平成31年 2月	420	68	10,116	167	10,771	283	66	4,990	322	5,661
平成31年 3月	538	63	10,400	144	11,145	338	131	4,759	358	5,586
合 計	6,140	838	109,612	2,074	118,664	4,438	998	55,642	3,731	64,809

※平成30年度月報A表より

表8-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成30年度】

		平成30年3月末 (人)	平成31年3月末 (人)	伸び率
1	綾 瀬 市	10,154	10,900	7.35%
2	大 井 町	2,105	2,256	7.17%
3	寒 川 町	5,586	5,976	6.98%
4	開 成 町	2,027	2,167	6.91%
5	愛 川 町	4,826	5,133	6.36%
6	中 井 町	1,340	1,425	6.34%
7	海 老 名 市	14,260	15,143	6.19%
8	厚 木 市	23,798	25,257	6.13%
9	相 模 原 市	81,227	86,162	6.08%
10	秦 野 市	20,209	21,431	6.05%
11	座 間 市	14,640	15,510	5.94%
12	大 和 市	25,591	27,105	5.92%
13	伊 勢 原 市	11,839	12,481	5.42%
14	清 川 村	433	455	5.08%
15	藤 沢 市	50,136	52,680	5.07%
16	茅 ケ 崎 市	30,581	32,126	5.05%
17	平 塚 市	32,617	34,264	5.05%
18	二 宮 町	4,931	5,162	4.68%
19	川 崎 市	134,720	140,615	4.38%
20	横 浜 市	430,640	449,278	4.33%
21	葉 山 町	5,332	5,562	4.31%
22	小 田 原 市	26,847	27,942	4.08%
23	横 須 賀 市	62,323	64,863	4.08%
24	湯 河 原 町	4,871	5,056	3.80%
25	南 足 柄 市	6,553	6,801	3.78%
26	大 磯 町	5,348	5,544	3.66%
27	三 浦 市	8,199	8,486	3.50%
28	逗 子 市	10,196	10,518	3.16%
29	鎌 倉 市	29,266	30,190	3.16%
30	真 鶴 町	1,481	1,525	2.97%
31	箱 根 町	2,009	2,062	2.64%
32	松 田 町	1,853	1,898	2.43%
33	山 北 町	1,970	1,963	-0.36%
県 合 計		1,067,908	1,117,936	4.68%

表 8－1－6 年齢階層別被保険者内訳

【平成 31 年 3 月】

(単位:人)

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	818	1,298	184,379	133,465	82,303	36,098	9,466	1,451	449,278
川 崎 市	81	170	57,673	41,392	26,130	11,460	3,191	518	140,615
相 模 原 市	118	174	39,542	25,056	13,782	5,689	1,554	247	86,162
横 須 賀 市	267	304	26,946	18,914	11,658	5,128	1,392	254	64,863
平 塚 市	114	148	14,844	9,755	5,810	2,687	765	141	34,264
鎌 倉 市	49	38	11,282	8,796	6,113	2,910	858	144	30,190
藤 沢 市	80	57	21,787	15,674	9,400	4,266	1,189	227	52,680
小 田 原 市	42	65	11,262	8,137	5,222	2,470	641	103	27,942
茅ヶ崎市	18	34	13,535	9,636	5,622	2,484	709	88	32,126
逗 子 市	4	19	4,018	3,005	2,112	1,022	298	40	10,518
三 浦 市	60	77	3,353	2,457	1,611	713	193	22	8,486
秦 野 市	98	135	9,773	5,858	3,440	1,598	459	70	21,431
厚 木 市	29	82	11,887	7,176	3,890	1,699	428	66	25,257
大 和 市	8	23	12,544	7,963	4,205	1,798	482	82	27,105
伊 勢 原 市	18	40	5,584	3,606	1,955	959	270	49	12,481
海 老 名 市	19	51	7,219	4,406	2,260	921	234	33	15,143
座 間 市	14	25	7,250	4,679	2,318	914	263	47	15,510
南 足 柄 市	3	9	2,914	2,020	1,181	516	138	20	6,801
綾 瀬 市	12	19	5,414	3,199	1,494	573	164	25	10,900
葉 山 町	2	7	2,241	1,619	995	523	153	22	5,562
寒 川 町	8	14	2,803	1,746	905	380	98	22	5,976
大 磯 町	8	5	2,339	1,589	953	469	154	27	5,544
二 宮 町	7	8	2,106	1,536	930	456	103	16	5,162
中 井 町	4	3	651	385	227	112	38	5	1,425
大 井 町	2	2	1,043	640	356	158	45	10	2,256
松 田 町	1	6	749	573	360	163	40	6	1,898
山 北 町	0	1	682	576	422	215	61	6	1,963
開 成 町	1	2	982	596	374	159	46	7	2,167
箱 根 町	3	5	874	575	350	185	62	8	2,062
真 鶴 町	2	3	633	444	270	130	37	6	1,525
湯 河 原 町	4	6	2,099	1,499	870	433	122	23	5,056
愛 川 町	2	3	2,493	1,456	770	307	86	16	5,133
清 川 村	0	0	193	128	67	53	14	0	455
県 合 計	1,896	2,833	471,094	328,556	198,355	87,648	23,753	3,801	1,117,936
割 合	0.17%	0.25%	42.14%	29.39%	17.74%	7.84%	2.12%	0.34%	100.00%

表 8－1－7 負担区分別被保険者内訳

【平成 31 年 3 月】

(単位:人)

	現役Ⅲ	現役Ⅱ	現役Ⅰ	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	10,203	8,456	38,214	235,822	78,275	78,308	449,278
川 崎 市	4,087	3,102	12,046	71,638	26,603	23,139	140,615
相 模 原 市	1,359	1,063	5,267	49,540	16,354	12,579	86,162
横 須 賀 市	605	695	3,465	38,306	11,039	10,753	64,863
平 塚 市	589	489	1,793	19,396	6,509	5,488	34,264
鎌 倉 市	992	846	3,759	14,939	4,378	5,276	30,190
藤 沢 市	1,342	1,047	4,559	28,494	8,543	8,695	52,680
小 田 原 市	436	378	1,460	15,666	5,716	4,286	27,942
茅 ケ 崎 市	641	495	2,525	18,228	4,990	5,247	32,126
逗 子 市	219	249	1,031	5,635	1,547	1,837	10,518
三 浦 市	67	89	407	4,644	1,680	1,599	8,486
秦 野 市	298	267	1,240	12,383	4,156	3,087	21,431
厚 木 市	519	456	1,658	14,569	4,707	3,348	25,257
大 和 市	547	418	1,810	15,235	5,046	4,049	27,105
伊 勢 原 市	243	200	882	7,347	2,008	1,801	12,481
海 老 名 市	256	273	973	9,197	2,332	2,112	15,143
座 間 市	228	183	870	8,876	3,010	2,343	15,510
南 足 柄 市	58	70	463	4,262	1,071	877	6,801
綾 瀬 市	206	158	615	6,671	1,694	1,556	10,900
葉 山 町	143	140	615	2,972	805	887	5,562
寒 川 町	90	75	330	3,575	1,109	797	5,976
大 磯 町	125	103	424	3,224	846	822	5,544
二 宮 町	65	78	417	3,045	810	747	5,162
中 井 町	19	22	61	992	186	145	1,425
大 井 町	35	22	124	1,484	336	255	2,256
松 田 町	33	32	103	1,135	361	234	1,898
山 北 町	15	32	92	1,283	314	227	1,963
開 成 町	14	29	136	1,442	309	237	2,167
箱 根 町	31	22	141	1,050	498	320	2,062
真 鶴 町	9	4	71	884	315	242	1,525
湯 河 原 町	41	49	234	2,653	1,242	837	5,056
愛 川 町	57	86	266	3,077	906	741	5,133
清 川 村	4	10	14	290	85	52	455
市 計	22,895	18,934	83,037	580,848	189,658	176,380	1,071,752
町 村 計	681	704	3,028	27,106	8,122	6,543	46,184
県 合 計	23,576	19,638	86,065	607,954	197,780	182,923	1,117,936
全体に対する割合	2.11%	1.76%	7.70%	54.38%	17.69%	16.36%	100.00%

表 8－1－8 限度額適用認定証発行状況

【平成 31 年 3 月】

(単位:人)

	区分Ⅰ(現役並み所得Ⅰ)	区分Ⅱ(現役並み所得Ⅱ)	合 計
横 浜 市	4,462	788	5,250
川 崎 市	1,752	357	2,109
相 模 原 市	514	82	596
横 須 賀 市	411	71	482
平 塚 市	242	60	302
鎌 倉 市	441	80	521
藤 沢 市	532	129	661
小 田 原 市	185	42	227
茅 ヶ 崎 市	393	51	444
逗 子 市	126	27	153
三 浦 市	55	6	61
秦 野 市	139	20	159
厚 木 市	254	54	308
大 和 市	241	54	295
伊 勢 原 市	224	39	263
海 老 名 市	108	36	144
座 間 市	118	27	145
南 足 柄 市	57	6	63
綾 瀬 市	52	15	67
葉 山 町	73	19	92
寒 川 町	37	7	44
大 磯 町	57	11	68
二 宮 町	47	2	49
中 井 町	9	4	13
大 井 町	10	1	11
松 田 町	7	7	14
山 北 町	7	4	11
開 成 町	15	6	21
箱 根 町	14	3	17
真 鶴 町	6	0	6
湯 河 原 町	24	3	27
愛 川 町	29	10	39
清 川 村	3	0	3
県 合 計	10,644	2,021	12,665

表 8 - 1 - 9 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成 3 1 年 3 月】

(単位:人)

	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	長期入院(※)	合 計
横 浜 市	18,426	15,805	718	34,231
川 崎 市	6,066	6,118	264	12,184
相 模 原 市	2,719	2,987	181	5,706
横 須 賀 市	2,133	1,760	72	3,893
平 塚 市	2,537	2,324	115	4,861
鎌 倉 市	1,079	725	45	1,804
藤 沢 市	2,462	1,944	88	4,406
小 田 原 市	1,201	1,453	107	2,654
茅 ヶ 崎 市	1,317	1,059	45	2,376
逗 子 市	474	326	15	800
三 浦 市	691	548	13	1,239
秦 野 市	729	759	70	1,488
厚 木 市	813	881	37	1,694
大 和 市	1,308	1,095	59	2,403
伊 勢 原 市	785	710	23	1,495
海 老 名 市	424	350	13	774
座 間 市	477	500	25	977
南 足 柄 市	194	198	16	392
綾 瀬 市	458	272	17	730
葉 山 町	136	129	6	265
寒 川 町	216	261	18	477
大 磯 町	174	122	13	296
二 宮 町	139	105	8	244
中 井 町	28	27	4	55
大 井 町	60	65	3	125
松 田 町	39	63	6	102
山 北 町	64	46	5	110
開 成 町	40	55	3	95
箱 根 町	80	114	8	194
真 鶴 町	89	91	3	180
湯 河 原 町	174	222	16	396
愛 川 町	234	177	7	411
清 川 村	12	7	0	19
県 合 計	45,778	41,298	2,023	87,076

※長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表 8－1－10 短期被保険者証発行状況 【平成31年2月】

	平成31年2月1日現在 短期被保険者証交付者数 (人)
横 浜 市	35
川 崎 市	312
相 模 原 市	28
横 須 賀 市	221
平 塚 市	115
鎌 倉 市	85
藤 沢 市	0
小 田 原 市	114
茅 ヶ 崎 市	57
逗 子 市	27
三 浦 市	3
秦 野 市	14
厚 木 市	40
大 和 市	79
伊 勢 原 市	18
海 老 名 市	32
座 間 市	11
南 足 柄 市	26
綾 瀬 市	0
葉 山 町	23
寒 川 町	16
大 磯 町	34
二 宮 町	12
中 井 町	3
大 井 町	0
松 田 町	2
山 北 町	0
開 成 町	4
箱 根 町	17
真 鶴 町	7
湯 河 原 町	50
愛 川 町	16
清 川 村	0
県 合 計	1,401

8－2 保険料

表8－2－1 賦課・軽減状況

【平成30年度】

	賦課状況										軽減状況									
	旧ただし書所得 (円)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	賦課総額 (円)	軽減総数 (人)	軽減総額 (円)	所得に応じた軽減 (均等割額8.5割軽減)				所得に応じた軽減 (均等割額7割軽減)				所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)			
									対象者数 (人)	軽減額 (円)	軽減額内割合 (%)	軽減額内割合 (%)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)		
横浜 市	523,795,779,855	43,213,047,111	471,530	19,615,648,000	62,828,695,111	11,919,026,317	50,909,668,794	241,730	6,958,521,440	63,143	2,232,736,480	94,388	2,748,578,560	785,308,160	29,148	606,278,400	10,224	212,659,200	44,827	372,960,640
川崎 市	182,132,350,412	15,025,886,972	147,891	6,152,265,600	21,178,152,572	5,062,809,370	16,115,343,202	78,536	2,275,468,000	22,063	780,147,680	29,234	851,294,080	243,226,880	10,219	212,555,200	3,737	77,729,600	13,283	110,514,560
相模原市	77,931,613,713	6,429,338,346	90,223	3,753,276,800	10,182,615,146	1,426,193,737	8,756,421,409	49,406	1,343,856,800	13,063	461,907,680	15,709	457,446,080	130,698,880	7,360	153,088,000	2,426	50,460,800	10,848	90,255,360
横浜 市	52,446,544,562	4,326,824,871	68,200	2,837,120,000	7,163,944,871	674,789,036	6,489,155,835	35,590	997,530,560	8,754	309,541,440	13,364	389,159,680	111,188,480	4,621	96,116,800	1,433	29,806,400	7,418	61,717,760
平塚 市	29,778,783,824	2,456,742,121	35,936	1,494,937,600	3,951,679,721	549,786,656	3,401,893,065	20,628	560,815,840	5,093	180,088,480	6,931	201,830,720	57,665,920	2,984	62,067,200	994	20,675,200	4,626	38,488,320
鎌倉 市	43,887,202,718	3,620,686,947	31,698	1,318,636,800	4,939,323,747	1,039,769,165	3,899,554,582	14,416	432,038,880	3,545	125,351,200	6,507	189,483,840	54,139,240	1,587	33,009,600	557	11,585,600	2,220	18,470,400
藤沢 市	71,144,859,817	5,869,438,525	55,079	2,291,286,400	8,160,724,925	2,110,620,870	6,050,104,055	27,481	776,543,040	6,690	236,558,400	10,552	307,274,240	87,792,640	3,477	72,321,600	1,309	27,227,200	5,453	45,368,960
小田原市	22,936,572,919	1,892,261,142	29,334	1,220,294,400	3,112,555,542	370,924,504	2,741,631,038	17,023	474,046,560	4,609	162,974,240	5,579	162,460,480	46,417,280	2,682	55,785,600	950	19,760,000	3,203	26,646,960
茅ヶ崎市	35,281,059,384	2,910,679,965	33,577	1,396,803,200	4,307,483,165	786,833,531	3,520,649,634	17,131	478,135,840	3,975	140,556,000	6,615	192,628,800	55,036,800	2,051	42,660,800	793	16,494,400	3,697	30,759,040
逗子 市	12,367,075,155	1,020,281,203	11,043	459,388,800	1,479,670,003	217,918,176	1,261,751,827	5,120	152,424,480	1,287	45,508,320	2,303	67,063,360	19,160,960	473	9,838,400	165	3,432,000	892	7,421,440
三浦 市	5,607,709,096	462,634,284	8,948	372,236,800	834,871,084	62,599,416	772,271,668	5,479	157,560,000	1,472	52,049,920	2,040	59,404,800	16,972,800	788	16,390,400	235	4,888,000	944	7,854,080
葉野 市	17,486,130,685	1,442,600,778	22,485	935,376,000	2,377,976,778	234,945,859	2,143,030,919	12,774	345,304,960	3,208	113,434,880	4,110	119,683,200	34,195,200	2,006	41,724,800	606	12,604,800	2,844	23,662,080
厚木 市	24,615,103,007	2,030,740,057	26,430	1,099,488,000	3,130,228,057	412,879,912	2,717,348,145	14,277	383,117,280	3,775	133,484,000	4,372	127,312,640	36,375,040	2,083	43,326,400	717	14,913,600	3,330	27,705,600
大和 市	27,382,657,437	2,259,063,005	28,398	1,181,356,800	3,440,419,805	551,604,314	2,888,815,491	15,377	419,325,920	4,045	143,031,200	5,077	147,842,240	42,240,640	2,044	42,515,200	694	14,435,200	3,517	29,261,440
伊勢原市	11,581,948,023	955,507,889	13,101	545,001,600	1,500,509,489	179,494,553	1,321,014,936	7,103	195,792,480	1,887	66,724,320	2,384	69,422,080	19,834,880	973	20,238,400	329	6,843,200	1,530	12,729,600
海老名市	15,102,711,209	1,245,970,043	15,937	662,979,200	1,908,949,243	264,063,480	1,644,885,763	8,064	213,846,880	1,859	65,734,240	2,650	77,168,000	22,048,000	1,132	23,545,600	416	8,652,800	2,007	16,698,240
旺間 市	13,513,000,726	1,114,819,108	16,246	675,833,600	1,790,652,708	245,464,949	1,545,187,759	9,315	255,203,520	2,504	88,541,440	3,074	89,514,880	25,576,680	1,282	26,665,600	359	7,467,200	2,096	17,438,720
南足柄市	5,124,609,206	422,778,715	7,120	296,192,000	718,970,715	40,552,103	678,418,612	3,716	100,742,720	950	33,592,000	1,157	33,691,840	9,626,240	544	11,315,200	293	6,094,400	772	6,423,040
綾瀬 市	10,107,603,548	833,874,718	11,345	471,952,000	1,305,826,718	176,157,109	1,129,669,609	6,174	161,998,720	1,424	50,352,640	1,999	58,210,880	16,631,680	845	17,576,000	270	5,616,000	1,636	13,611,520
葉山 町	7,501,444,161	618,867,779	5,866	244,025,600	862,893,379	171,399,054	691,494,325	2,660	76,136,320	616	21,781,760	1,100	32,032,000	9,152,000	292	6,073,600	134	2,787,200	518	4,309,760
寒川 町	4,730,745,742	390,285,151	6,256	260,249,600	650,534,751	57,574,078	592,960,673	3,677	96,607,680	954	33,733,440	1,040	30,284,800	8,652,800	608	12,646,400	188	3,910,400	887	7,379,840
大磯 町	6,731,640,907	555,359,074	5,835	242,736,000	798,095,074	184,389,028	613,706,046	3,059	84,855,680	702	24,822,720	1,167	33,983,040	9,709,440	377	7,841,600	139	2,891,200	674	5,607,680
二宮 町	4,524,421,684	373,263,601	5,404	224,806,400	598,070,001	48,016,073	550,053,928	2,722	75,580,960	683	24,150,880	980	28,537,600	8,155,600	355	7,384,000	120	2,496,000	584	4,858,880
中井 町	982,731,014	81,074,987	1,494	62,150,400	143,225,387	7,183,721	136,041,666	824	21,372,000	215	7,602,400	205	5,969,600	1,705,600	147	3,057,600	72	1,497,600	185	1,539,200
大井 町	1,671,757,832	137,919,489	2,353	97,884,800	235,804,289	17,421,094	218,383,195	1,356	34,988,960	330	11,668,800	363	10,570,560	3,020,160	240	4,992,000	96	1,996,800	327	2,720,640
松田 町	1,558,242,737	128,554,592	2,014	83,782,400	212,336,992	20,784,670	191,552,322	1,127	30,815,200	301	10,643,360	347	10,104,640	2,887,040	180	3,744,000	76	1,580,800	223	1,855,360
山北 町	1,235,162,707	101,900,500	2,089	96,902,400	188,802,900	4,498,331	184,304,569	1,156	30,078,880	279	9,865,440	321	9,347,520	2,670,720	190	3,952,000	96	1,996,800	270	2,246,400
開成 町	1,496,091,428	123,021,417	2,242	93,267,200	216,694,247	7,266,300	209,427,947	1,151	29,065,920	258	9,122,880	314	9,143,680	2,612,480	183	3,806,400	87	1,809,600	309	2,570,880
箱根 町	1,591,098,771	131,265,187	2,212	92,019,200	223,284,387	18,974,304	204,310,083	1,398	39,422,240	447	15,805,920	406	11,822,720	3,377,920	256	5,324,800	55	1,144,000	234	1,946,880
真鶴 町	857,197,845	70,718,525	1,616	67,225,600	137,944,125	7,075,553	130,868,572	1,057	30,307,680	321	11,350,560	352	10,250,240	2,928,640	162	3,369,600	45	936,000	177	1,472,640
湯河原町	4,182,732,719	345,074,428	5,397	224,515,200	569,589,628	122,625,297	446,964,331	3,495	102,926,720	1,160	41,017,600	1,152	33,546,240	9,584,640	566	11,772,800	213	4,430,400	467	3,885,440
愛川 町	3,540,413,214	292,082,982	5,394	224,390,400	516,473,982	41,726,642	474,746,740	3,254	86,987,680	851	30,091,360	936	27,256,320	7,787,520	560	11,648,000	213	4,430,400	694	5,774,080
清川 村	292,897,567	24,163,947	481	20,009,600	44,173,547	1,905,221	42,268,326	286	7,506,720	71	2,510,560	75	2,184,000	624,000	54	1,123,200	28	582,400	58	482,560
合 計	1,223,119,893,624	100,907,133,089	11,173,174	48,804,038,400	149,717,171,489	27,037,272,423	122,673,899,066	616,562	17,428,906,560	160,534	5,676,482,240	226,803	6,604,503,360	1,887,000,960	80,469	1,673,755,200	28,006	582,524,800	120,750	1,004,640,000

※ 月次調定集計表(平成31年4月4日現在)による

被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表8-2-2 保険料に係る減免状況(平成30年度)

【令和元年5月時点】

市町村	災害による減免		給付制限による減免		収入状況による減免		合計		再掲(東日本大震災)	
	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)		
横 浜 市	73	1,690,560	7	34,650	1	82,690	81	1,807,900	45	1,266,530
川 崎 市	26	401,800	2	8,320	1	132,240	29	542,360	15	249,550
相 模 原 市	8	509,070	2	37,080	1	70,730	11	616,880	6	445,900
横 須 賀 市	7	185,640	0	0	0	0	7	185,640	3	176,980
平 塚 市	2	45,760	0	0	0	0	2	45,760	2	45,760
鎌 倉 市	4	166,850	0	0	0	0	4	166,850	4	166,850
藤 沢 市	12	372,030	0	0	0	0	12	372,030	7	232,460
小 田 原 市	7	114,390	0	0	0	0	7	114,390	0	0
茅 ヱ 崎 市	11	332,640	0	0	0	0	11	332,640	6	116,080
逗 子 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 浦 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦 野 市	2	142,980	0	0	0	0	2	142,980	1	78,230
厚 木 市	3	117,080	0	0	0	0	3	117,080	2	39,520
大 和 市	2	186,880	1	690	0	0	3	187,570	2	186,880
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座 間 市	0	0	1	34,660	0	0	1	34,660	0	0
南 足 柄 市	1	13,860	0	0	0	0	1	13,860	0	0
綾 瀬 市	1	41,600	1	520	0	0	2	42,120	1	41,600
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒 川 町	2	54,020	0	0	0	0	2	54,020	2	54,020
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 北 町	2	680	0	0	0	0	2	680	0	0
開 成 町	1	2,600	0	0	0	0	1	2,600	0	0
箱 根 町	1	125,210	0	0	1	80,510	2	205,720	0	0
真 鶴 町	2	31,680	0	0	0	0	2	31,680	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 川 町	1	6,240	0	0	0	0	1	6,240	1	6,240
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	168	4,541,570	14	115,920	4	366,170	186	5,023,660	97	3,106,600

表 8－2－3 所得階層別被保険者状況

【平成30年10月時点】

	被保険者数(人)	割 合
所得なし	586,116	54.88%
1 ～ 50万円未満	74,815	7.01%
50 ～ 100万円未満	106,514	9.97%
100 ～ 150万円未満	116,116	10.87%
150 ～ 200万円未満	70,271	6.58%
200 ～ 300万円未満	51,490	4.82%
300 ～ 400万円未満	23,292	2.18%
400 ～ 500万円未満	10,553	0.99%
500 ～ 600万円未満	5,670	0.53%
600 ～ 700万円未満	3,791	0.36%
700 ～ 800万円未満	2,898	0.27%
800 ～ 900万円未満	2,115	0.20%
900 ～1,000万円未満	1,774	0.17%
1,000万円以上	12,518	1.17%
合 計	1,067,933	100.00%

※「平成30年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成30年10月、国への提出資料より)

表 8－2－4 保険料収納率集計状況

【令和元年7月18日現在】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額 (円)	収納率	全 体		不納 欠損額 (円)	収納率
	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)			調定額(円)	収納額(円)		
横 浜 市	21,190,662,310	21,190,662,310	19,713,710,620	19,530,330,820	40,904,372,930	40,720,993,130	0	99.55%	269,034,216	139,646,193	76,313,022	51.90%
川 崎 市	5,831,104,400	5,831,104,400	7,028,552,760	6,973,338,966	12,859,657,160	12,804,443,366	0	99.57%	101,949,522	66,652,610	19,230,581	65.37%
相 模 原 市	3,812,823,140	3,812,823,140	3,042,311,100	2,991,666,220	6,855,134,240	6,804,489,360	0	99.26%	74,618,946	35,650,370	17,677,750	47.77%
横 須 賀 市	2,540,166,150	2,540,166,150	2,554,849,650	2,521,169,859	5,095,015,800	5,061,336,009	0	99.33%	48,727,344	21,214,903	17,760,836	43.53%
平 塚 市	1,334,852,580	1,334,852,580	1,298,488,220	1,284,352,350	2,633,340,800	2,619,204,930	0	99.46%	24,016,420	10,940,910	8,074,550	45.55%
鎌 倉 市	1,447,714,065	1,447,714,065	1,795,688,285	1,781,359,566	3,243,402,350	3,229,073,631	0	99.55%	18,117,505	10,669,805	6,914,330	58.89%
藤 沢 市	2,377,453,560	2,377,453,560	2,529,637,240	2,503,843,840	4,907,090,800	4,881,297,400	216,710	99.47%	46,386,059	20,652,970	7,501,590	44.52%
小 田 原 市	1,219,252,600	1,219,252,600	890,086,140	874,918,870	2,109,338,740	2,094,171,470	0	99.28%	19,177,970	9,797,910	5,712,430	51.08%
茅 ヶ 崎 市	1,589,510,610	1,589,510,610	1,241,059,600	1,220,992,670	2,830,570,210	2,810,503,280	0	99.29%	23,172,330	11,677,500	5,443,740	50.39%
逗 子 市	520,377,060	520,377,060	522,159,930	513,157,120	1,042,536,990	1,033,534,180	0	99.13%	16,795,480	5,477,650	3,891,690	32.61%
三 浦 市	330,383,010	330,383,010	238,894,530	231,829,960	569,277,540	562,212,970	0	98.75%	9,702,180	2,970,190	2,895,120	30.61%
秦 野 市	504,518,280	504,518,280	1,155,320,060	1,148,559,560	1,659,838,340	1,653,077,840	0	99.59%	12,130,520	6,124,150	3,774,000	50.48%
厚 木 市	1,190,583,540	1,190,583,540	965,016,210	956,034,570	2,155,599,750	2,146,618,110	0	99.58%	16,666,549	7,705,341	1,991,120	46.23%
大 和 市	1,049,236,340	1,049,236,340	1,238,040,910	1,222,230,240	2,287,277,250	2,271,466,580	0	99.30%	23,164,195	8,987,190	7,364,900	38.79%
伊 勢 原 市	596,604,720	596,604,720	439,665,940	434,414,610	1,036,270,660	1,031,019,330	0	99.49%	7,729,180	4,239,925	1,361,140	54.85%
海 老 名 市	724,155,210	724,155,210	601,239,620	594,504,560	1,325,394,830	1,318,659,770	0	99.49%	7,252,560	2,151,550	4,574,620	29.66%
座 間 市	735,600,015	735,600,015	461,184,465	453,976,000	1,196,784,480	1,189,576,015	0	99.39%	9,551,945	2,382,040	4,543,635	24.93%
南 足 柄 市	267,540,340	267,540,340	272,243,490	269,289,130	539,783,830	536,829,470	51,660	99.45%	5,779,810	2,554,220	800,680	44.19%
綾 瀬 市	313,169,610	313,169,610	584,063,190	576,792,320	897,232,800	889,961,930	0	99.18%	7,762,332	2,894,232	2,245,250	37.28%
葉 山 町	195,601,760	195,601,760	372,704,320	368,392,530	568,306,080	563,994,290	0	99.24%	4,514,556	2,045,216	996,790	45.30%
寒 川 町	185,105,390	185,105,390	272,962,090	270,708,170	458,067,480	455,813,560	0	99.50%	2,657,831	1,411,670	252,250	53.11%
大 磯 町	249,127,590	249,127,590	245,297,630	240,440,550	494,425,220	489,568,140	0	99.01%	6,851,240	1,482,780	2,219,390	21.64%
二 宮 町	250,965,980	250,965,980	191,293,350	188,316,770	442,259,330	439,282,750	0	99.32%	2,617,251	802,570	763,910	30.66%
中 井 町	63,936,610	63,936,610	42,020,780	41,746,100	105,957,390	105,682,710	0	99.74%	722,260	210,310	0	29.11%
大 井 町	101,049,460	101,049,460	66,046,200	66,046,200	167,095,660	167,095,660	0	100.00%	56,800	56,800	0	100.00%
松 田 町	84,738,070	84,738,070	64,502,670	64,157,760	149,240,740	148,895,830	36,120	99.76%	1,188,590	798,490	227,270	67.17%
山 北 町	91,214,990	91,214,990	53,529,410	52,854,850	144,744,400	144,069,840	0	99.53%	1,459,560	276,550	837,020	18.94%
開 成 町	110,307,000	110,307,000	59,295,680	59,102,390	169,602,680	169,409,390	0	99.88%	740,250	374,520	848,330	50.59%
箱 根 町	80,942,120	80,942,120	69,518,260	67,416,890	150,460,380	148,359,010	0	98.60%	4,352,960	2,025,310	663,310	46.52%
真 鶴 町	61,757,730	61,757,730	31,311,740	30,505,600	93,069,470	92,263,330	0	99.13%	1,802,180	936,250	234,480	51.95%
湯 河 原 町	182,883,720	182,883,720	132,621,120	130,558,020	315,504,840	313,441,740	0	99.34%	7,425,192	2,573,303	4,954,619	34.65%
愛 川 町	213,850,210	213,850,210	143,397,560	142,256,300	357,247,770	356,106,510	0	99.68%	2,572,092	1,651,750	1,158,350	64.21%
清 川 村	17,389,320	17,389,320	15,084,370	15,084,370	32,473,690	32,473,690	0	100.00%	197,500	197,500	0	100.00%
政 令 市	30,834,589,850	30,834,589,850	29,784,574,480	29,495,336,006	60,619,164,330	60,329,925,856	0	99.52%	445,602,684	241,949,173	113,221,353	54.29%
市 部	16,741,117,690	16,741,117,690	16,787,637,480	16,587,425,225	33,528,755,170	33,328,542,915	268,370	99.40%	296,132,379	130,440,486	84,849,631	44.04%
町 村 部	1,888,869,950	1,888,869,950	1,759,585,180	1,737,586,500	3,648,455,130	3,626,456,450	36,120	99.39%	37,158,262	14,843,019	13,155,719	39.94%
全 体	49,464,577,490	49,464,577,490	48,331,797,140	47,820,347,731	97,796,374,630	97,284,925,221	304,490	99.47%	778,893,325	387,232,678	211,226,703	49.71%

※ 集計条件

特別徴収については、4月・6月・8月・10月・12月・2月の調定額、収納額を集計

普通徴収については、現年度分(7月(1期)～3月(9期))及び過年度随時分の調定額、収納額を集計
調査時点で把握できる収納額の締め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと

一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり

全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

不納欠損額はあらかじめ、調定額から引いて収納率を計算する

表 8－3－2 医療費総合計（現物給付＋現金給付）

【平成30年度】

	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	15,348,342	342,603,317,542	11,136,425,435	31,154,777,179	3,906,049,836	388,800,569,992
川 崎 市	4,740,708	113,599,416,728	3,848,553,947	10,438,125,414	1,340,752,319	129,226,848,408
相模原市	2,553,111	60,642,314,603	1,805,046,288	5,460,986,866	652,162,103	68,560,509,860
横須賀市	2,241,432	48,117,433,343	1,423,933,939	4,127,543,670	423,450,200	54,092,361,152
平 塚 市	1,044,376	25,182,957,388	841,360,005	2,076,694,674	348,440,099	28,449,452,166
鎌 倉 市	992,287	22,749,843,239	802,312,704	2,335,612,112	225,125,891	26,112,893,946
藤 沢 市	1,804,956	37,790,820,813	1,123,148,838	3,325,560,871	702,752,802	42,942,283,324
小田原市	871,128	20,780,812,171	615,401,779	1,865,303,603	239,571,379	23,501,088,932
茅ヶ崎市	1,028,124	22,366,653,378	678,987,997	2,099,157,744	241,530,377	25,386,329,496
逗 子 市	366,126	7,995,901,594	252,311,262	780,007,476	67,806,038	9,096,026,370
三 浦 市	257,084	6,452,673,374	194,162,604	535,659,547	57,635,223	7,240,130,748
秦 野 市	602,522	15,469,939,327	514,202,800	1,409,207,848	111,355,157	17,504,705,132
厚 木 市	720,847	17,058,666,321	507,950,690	1,654,295,622	132,616,190	19,353,528,823
大 和 市	853,910	18,709,625,741	561,181,274	1,773,465,134	130,041,990	21,174,314,139
伊勢原市	353,114	9,012,937,056	318,732,730	831,384,403	76,580,893	10,239,635,082
海老名市	392,441	9,938,544,983	292,698,828	931,398,423	94,093,383	11,256,735,617
座 間 市	461,201	11,070,637,996	335,632,128	1,014,945,328	78,491,430	12,499,706,882
南足柄市	211,843	4,559,727,878	125,701,837	427,335,470	50,257,176	5,163,022,361
綾 瀬 市	290,601	7,310,861,269	222,577,353	694,720,736	44,675,920	8,272,835,278
葉 山 町	178,103	3,920,317,327	124,427,879	406,178,581	22,052,927	4,472,976,714
寒 川 町	157,748	4,190,941,643	130,800,830	382,013,976	30,855,368	4,734,611,817
大 磯 町	169,280	4,231,352,783	156,286,643	372,407,345	56,335,612	4,816,382,383
二 宮 町	156,745	3,714,724,279	115,079,876	341,873,561	42,403,487	4,214,081,203
中 井 町	40,509	1,111,866,880	33,807,175	105,990,300	6,825,534	1,258,489,889
大 井 町	64,025	1,554,200,231	44,063,080	148,969,578	11,187,713	1,758,420,602
松 田 町	56,737	1,428,072,258	41,805,535	137,846,543	14,524,891	1,622,249,227
山 北 町	61,066	1,522,911,174	43,700,438	147,705,903	12,121,876	1,726,439,391
開 成 町	68,751	1,461,731,871	33,999,957	147,005,248	10,936,157	1,653,673,233
箱 根 町	57,268	1,593,952,797	45,466,337	153,448,674	12,387,459	1,805,255,267
真 鶴 町	43,339	1,169,571,112	37,384,903	106,319,953	8,485,530	1,321,761,498
湯河原町	148,212	3,838,871,482	109,539,747	352,020,242	32,276,643	4,332,708,114
愛 川 町	141,201	3,395,035,763	118,710,375	306,305,023	30,420,312	3,850,471,473
清 川 村	10,793	322,358,222	8,904,960	28,764,627	4,926,042	364,953,851
県 合 計	36,487,930	834,868,992,566	26,644,300,173	76,073,031,674	9,219,127,957	946,805,452,370
市 計	35,134,153	801,413,084,744	25,600,322,438	72,936,182,120	8,923,388,406	908,872,977,708
町 村 計	1,353,777	33,455,907,822	1,043,977,735	3,136,849,554	295,739,551	37,932,474,662

表 8 - 3 - 3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成30年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横 浜 市	1,844,866	34,408,905,561	13,760,140	319,330,837,416	15,605,006	353,739,742,977
川 崎 市	627,210	12,553,938,954	4,202,292	104,894,031,721	4,829,502	117,447,970,675
相模原市	220,671	4,158,597,141	2,382,164	58,288,763,751	2,602,835	62,447,360,891
横須賀市	156,073	2,865,021,931	2,117,745	46,676,345,351	2,273,818	49,541,367,282
平 塚 市	85,994	1,715,431,566	979,058	24,308,885,828	1,065,052	26,024,317,394
鎌 倉 市	179,359	3,458,672,016	830,608	20,093,483,927	1,009,967	23,552,155,943
藤 沢 市	229,133	3,910,277,628	1,605,083	35,003,692,023	1,834,216	38,913,969,651
小田原市	68,980	1,369,564,638	820,484	20,026,649,312	889,464	21,396,213,950
茅ヶ崎市	113,531	2,068,811,038	932,348	20,976,830,337	1,045,879	23,045,641,375
逗 子 市	48,800	881,337,619	323,190	7,366,875,237	371,990	8,248,212,856
三 浦 市	15,462	301,203,138	246,862	6,345,632,840	262,324	6,646,835,978
秦 野 市	48,416	992,042,492	568,284	14,992,099,636	616,700	15,984,142,128
厚 木 市	74,290	1,447,363,399	660,630	16,119,253,612	734,920	17,566,617,011
大 和 市	84,666	1,472,808,781	784,168	17,797,998,235	868,834	19,270,807,016
伊勢原市	34,920	768,206,097	325,350	8,563,463,689	360,270	9,331,669,786
海老名市	37,825	774,268,631	362,556	9,456,975,180	400,381	10,231,243,811
座 間 市	36,022	697,039,311	434,315	10,709,230,813	470,337	11,406,270,124
南足柄市	17,041	291,357,655	198,763	4,394,072,060	215,804	4,685,429,714
綾 瀬 市	25,556	517,645,131	271,346	7,015,793,491	296,902	7,533,438,622
葉 山 町	26,755	500,452,617	154,355	3,544,292,589	181,110	4,044,745,206
寒 川 町	13,203	278,661,908	148,280	4,043,080,565	161,483	4,321,742,473
大 磯 町	19,001	402,226,505	153,820	3,985,412,921	172,821	4,387,639,426
二 宮 町	15,411	303,838,124	144,421	3,525,966,032	159,832	3,829,804,156
中 井 町	3,073	63,598,027	38,463	1,082,076,028	41,536	1,145,674,055
大 井 町	4,965	83,578,061	60,601	1,514,685,250	65,566	1,598,263,311
松 田 町	5,252	101,968,238	52,792	1,367,909,555	58,044	1,469,877,793
山 北 町	4,515	97,167,490	58,021	1,469,444,122	62,536	1,566,611,612
開 成 町	5,631	76,868,459	64,325	1,418,863,369	69,956	1,495,731,828
箱 根 町	5,841	108,965,273	52,944	1,530,453,861	58,785	1,639,419,134
真 鶴 町	2,506	62,739,098	41,959	1,144,216,917	44,465	1,206,956,015
湯河原町	9,616	168,851,006	142,337	3,779,560,223	151,953	3,948,411,229
愛 川 町	11,504	260,318,532	132,668	3,253,427,606	144,172	3,513,746,138
清 川 村	758	20,004,251	10,323	311,258,931	11,081	331,263,182
県 合 計	4,076,846	77,181,730,315	33,060,695	784,331,562,424	37,137,541	861,513,292,740
市 計	3,948,815	74,652,492,726	31,805,386	752,360,914,456	35,754,201	827,013,407,182
町 村 計	128,031	2,529,237,589	1,255,309	31,970,647,968	1,383,340	34,499,885,557

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表 8 - 3 - 4 負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）

【平成30年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横 浜 市	11.82	9.73	88.18	90.27	100.00	100.00
川 崎 市	12.99	10.69	87.01	89.31	100.00	100.00
相 模 原 市	8.48	6.66	91.52	93.34	100.00	100.00
横 須 賀 市	6.86	5.78	93.14	94.22	100.00	100.00
平 塚 市	8.07	6.59	91.93	93.41	100.00	100.00
鎌 倉 市	17.76	14.69	82.24	85.31	100.00	100.00
藤 沢 市	12.49	10.05	87.51	89.95	100.00	100.00
小 田 原 市	7.76	6.40	92.24	93.60	100.00	100.00
茅 ヱ 崎 市	10.86	8.98	89.14	91.02	100.00	100.00
逗 子 市	13.12	10.69	86.88	89.31	100.00	100.00
三 浦 市	5.89	4.53	94.11	95.47	100.00	100.00
秦 野 市	7.85	6.21	92.15	93.79	100.00	100.00
厚 木 市	10.11	8.24	89.89	91.76	100.00	100.00
大 和 市	9.74	7.64	90.26	92.36	100.00	100.00
伊 勢 原 市	9.69	8.23	90.31	91.77	100.00	100.00
海 老 名 市	9.45	7.57	90.55	92.43	100.00	100.00
座 間 市	7.66	6.11	92.34	93.89	100.00	100.00
南 足 柄 市	7.90	6.22	92.10	93.78	100.00	100.00
綾 瀬 市	8.61	6.87	91.39	93.13	100.00	100.00
葉 山 町	14.77	12.37	85.23	87.63	100.00	100.00
寒 川 町	8.18	6.45	91.82	93.55	100.00	100.00
大 磯 町	10.99	9.17	89.01	90.83	100.00	100.00
二 宮 町	9.64	7.93	90.36	92.07	100.00	100.00
中 井 町	7.40	5.55	92.60	94.45	100.00	100.00
大 井 町	7.57	5.23	92.43	94.77	100.00	100.00
松 田 町	9.05	6.94	90.95	93.06	100.00	100.00
山 北 町	7.22	6.20	92.78	93.80	100.00	100.00
開 成 町	8.05	5.14	91.95	94.86	100.00	100.00
箱 根 町	9.94	6.65	90.06	93.35	100.00	100.00
真 鶴 町	5.64	5.20	94.36	94.80	100.00	100.00
湯 河 原 町	6.33	4.28	93.67	95.72	100.00	100.00
愛 川 町	7.98	7.41	92.02	92.59	100.00	100.00
清 川 村	6.84	6.04	93.16	93.96	100.00	100.00
県 合 計	10.98	8.96	89.02	91.04	100.00	100.00
市 計	11.04	9.03	88.96	90.97	100.00	100.00
町 村 計	9.26	7.33	90.74	92.67	100.00	100.00

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分＋高額療養費

表 8－3－5 現物給付費の状況（年計）

【平成30年度】

	入 院				入 院 外				産 科				合 計			
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)
横 浜 市	387,669	62.74	15.04	41,070	267,132	1,714.58	1.76	8,849	41,682	304.79	1.87	7,295	696,483	2,082.11	2.18	15,361
川 崎 市	425,044	69.35	15.91	38,519	269,099	1,664.31	1.84	8,767	39,815	289.39	1.93	7,139	733,958	2,023.05	2.34	15,515
相模原市	375,508	64.09	16.30	35,942	240,490	1,512.17	1.69	9,397	41,283	285.71	1.95	7,405	657,281	1,861.96	2.23	15,795
横須賀市	345,497	55.08	14.43	43,458	273,349	1,716.70	1.79	8,875	36,680	281.20	1.83	7,136	655,525	2,052.98	2.14	14,936
平 塚 市	401,450	66.42	17.46	34,624	240,950	1,533.60	1.72	9,121	34,816	256.35	1.89	7,178	677,216	1,856.37	2.31	15,800
鎌 倉 市	383,231	64.41	14.95	39,814	266,646	1,629.82	1.60	10,224	40,674	305.38	1.84	7,251	690,552	1,999.61	2.07	16,714
藤 沢 市	357,504	60.71	15.27	38,573	257,451	1,721.16	1.68	8,910	40,549	308.99	1.83	7,154	655,503	2,090.87	2.10	14,956
小田原市	401,843	71.29	17.53	32,156	250,599	1,606.86	1.71	9,125	34,003	240.54	1.91	7,397	686,444	1,918.69	2.32	15,406
茅ヶ崎市	355,851	60.89	15.16	38,554	235,130	1,594.01	1.66	8,862	36,758	274.58	1.87	7,150	627,739	1,929.48	2.12	15,346
逗 子 市	375,423	60.71	15.22	40,630	269,489	1,724.63	1.66	9,413	43,076	309.04	1.97	7,067	687,988	2,094.37	2.10	15,649
三 浦 市	387,414	68.21	14.27	39,805	252,277	1,493.30	1.81	9,352	31,994	235.56	1.89	7,197	671,684	1,797.07	2.29	16,322
秦 野 市	428,115	73.05	17.57	33,354	231,193	1,489.74	1.55	10,025	30,613	227.91	1.96	6,851	689,921	1,790.69	2.25	17,092
厚 木 市	358,574	61.68	15.78	36,837	238,113	1,471.14	1.74	9,326	34,378	260.10	1.88	7,028	631,065	1,792.92	2.24	15,714
大 和 市	361,817	61.02	15.36	38,610	230,007	1,565.32	1.70	8,636	38,780	288.85	1.89	7,107	630,605	1,915.19	2.16	15,210
伊勢原市	402,572	62.55	17.16	37,503	257,604	1,471.91	1.56	11,223	35,497	257.36	1.93	7,163	695,673	1,791.81	2.16	18,002
海老名市	347,889	57.69	15.65	38,544	274,632	1,501.25	1.56	11,747	36,572	269.90	1.91	7,078	659,093	1,828.83	2.05	17,543
座 間 市	374,461	64.51	16.38	35,445	266,746	1,551.16	1.74	9,875	39,904	294.82	1.87	7,220	681,111	1,910.48	2.26	15,802
南足柄市	343,611	62.51	17.09	32,162	232,996	1,599.25	1.55	9,400	35,506	249.89	2.01	7,080	612,113	1,911.65	2.12	15,119
綾 瀬 市	358,725	63.73	15.58	36,134	245,725	1,405.39	1.61	10,893	40,398	282.41	1.88	7,604	644,848	1,751.53	2.16	17,060
葉 山 町	345,266	59.84	14.27	40,429	269,076	1,668.77	1.58	10,209	40,147	285.96	1.91	7,363	654,490	2,014.57	2.00	16,221
寒 川 町	402,718	70.22	15.78	36,344	226,807	1,343.33	1.73	9,778	33,162	266.21	1.77	7,024	662,688	1,679.76	2.32	16,993
大 磯 町	430,229	68.94	17.79	35,086	236,418	1,506.08	1.56	10,046	35,593	269.68	1.90	6,964	702,241	1,844.70	2.22	17,167
二 宮 町	397,709	64.69	17.38	35,380	226,978	1,511.80	1.64	9,148	34,414	262.86	1.93	6,794	659,101	1,839.35	2.24	16,030
中 井 町	467,558	78.75	18.41	32,245	249,187	1,467.03	1.69	10,060	32,839	229.18	2.01	7,119	749,584	1,774.96	2.47	17,082
大 井 町	428,003	74.52	17.95	32,002	197,282	1,461.75	1.58	8,563	32,850	209.95	2.09	7,477	658,135	1,746.22	2.34	16,128
松 田 町	443,122	73.90	17.47	34,325	224,749	1,506.52	1.55	9,604	36,914	259.30	2.00	7,116	704,785	1,839.73	2.26	16,983
山 北 町	427,174	81.10	17.09	30,827	241,599	1,523.37	1.71	9,261	30,098	210.77	2.02	7,056	698,870	1,815.24	2.44	15,808
開 成 町	346,692	61.48	15.99	35,278	244,354	1,690.08	1.69	8,543	37,770	234.26	1.98	8,151	628,816	1,985.82	2.17	14,601
箱 根 町	457,991	80.08	17.00	33,637	235,560	1,474.95	1.72	9,309	29,444	224.11	1.89	6,941	722,995	1,779.14	2.43	16,751
真 鶴 町	446,975	78.87	16.24	34,891	269,232	1,548.53	1.49	11,688	28,690	194.67	1.93	7,634	744,896	1,822.07	2.17	18,809
湯河原町	441,384	79.52	17.66	31,437	245,363	1,528.88	1.62	9,877	29,515	207.25	1.91	7,470	716,262	1,815.65	2.36	16,722
愛 川 町	381,690	64.92	16.85	34,897	205,146	1,412.18	1.58	9,205	26,819	191.26	1.92	7,322	613,655	1,668.37	2.21	16,636
漕 川 村	392,689	67.42	17.15	33,958	284,206	1,417.98	1.75	11,456	28,172	209.89	1.79	7,507	705,066	1,695.28	2.37	17,571
県 合 計	386,422	63.87	15.61	38,768	259,059	1,644.01	1.74	9,074	39,432	288.61	1.89	7,235	684,913	1,996.49	2.20	15,578
市 計	385,504	63.61	15.55	38,981	260,063	1,650.09	1.74	9,053	39,701	290.66	1.89	7,236	685,268	2,004.36	2.20	15,538
町 村 計	407,721	70.04	16.81	34,622	235,765	1,502.87	1.62	9,658	33,184	241.02	1.91	7,203	676,669	1,813.93	2.25	16,587

※診療費とは、「入院」・「入院外」・「歯科」についての費用のこと。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。

※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数。当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したもの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したもの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

表 8-3-6 現物給付費の状況（月平均）

【平成30年度】

	入 院				入 院 外				産 科				合 計			
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)
横 浜 市	32,306	5.23	15.04	41,070	22,261	142.88	1.76	8,849	3,473	25.40	1.87	7,295	58,040	173.51	2.18	15,361
川 崎 市	35,420	5.78	15.91	38,519	22,425	138.69	1.84	8,767	3,318	24.12	1.93	7,139	61,163	168.59	2.34	15,515
相模原市	31,292	5.34	16.30	35,942	20,041	126.01	1.69	9,397	3,440	23.81	1.95	7,405	54,773	155.16	2.23	15,795
横須賀市	28,791	4.59	14.43	43,458	22,779	143.06	1.79	8,875	3,057	23.43	1.83	7,136	54,627	171.08	2.14	14,936
平 塚 市	33,454	5.53	17.46	34,624	20,079	127.80	1.72	9,121	2,901	21.36	1.89	7,178	56,435	154.70	2.31	15,800
鎌 倉 市	31,936	5.37	14.95	39,814	22,221	135.82	1.60	10,224	3,389	25.45	1.84	7,251	57,546	166.63	2.07	16,714
藤 沢 市	29,792	5.06	15.27	38,573	21,454	143.43	1.68	8,910	3,379	25.75	1.83	7,154	54,625	174.24	2.10	14,956
小田原市	33,487	5.94	17.53	32,156	20,883	133.90	1.71	9,125	2,834	20.04	1.91	7,397	57,204	159.89	2.32	15,406
茅ヶ崎市	29,654	5.07	15.16	38,554	19,594	132.83	1.66	8,862	3,063	22.88	1.87	7,150	52,312	160.79	2.12	15,346
逗 子 市	31,285	5.06	15.22	40,630	22,457	143.72	1.66	9,413	3,590	25.75	1.97	7,067	57,332	174.53	2.10	15,649
三 浦 市	32,284	5.68	14.27	39,805	21,023	124.44	1.81	9,352	2,666	19.63	1.89	7,197	55,974	149.76	2.29	16,322
秦 野 市	35,676	6.09	17.57	33,354	19,266	124.14	1.55	10,025	2,551	18.99	1.96	6,851	57,493	149.22	2.25	17,092
厚 木 市	29,881	5.14	15.78	36,837	19,843	122.60	1.74	9,326	2,865	21.68	1.88	7,028	52,589	149.41	2.24	15,714
大 和 市	30,151	5.08	15.36	38,610	19,167	130.44	1.70	8,636	3,232	24.07	1.89	7,107	52,550	159.60	2.16	15,210
伊勢原市	33,548	5.21	17.16	37,503	21,467	122.66	1.56	11,223	2,958	21.45	1.93	7,163	57,973	149.32	2.16	18,002
海老名市	28,991	4.81	15.65	38,544	22,886	125.10	1.56	11,747	3,048	22.49	1.91	7,078	54,924	152.40	2.05	17,543
座 間 市	31,205	5.38	16.38	35,445	22,229	129.26	1.74	9,875	3,325	24.57	1.87	7,220	56,759	159.21	2.26	15,802
南足柄市	28,634	5.21	17.09	32,162	19,416	133.27	1.55	9,400	2,959	20.82	2.01	7,080	51,009	159.30	2.12	15,119
綾 瀬 市	29,894	5.31	15.58	36,134	20,477	117.12	1.61	10,893	3,367	23.53	1.88	7,604	53,737	145.96	2.16	17,060
葉 山 町	28,772	4.99	14.27	40,429	22,423	139.06	1.58	10,209	3,346	23.83	1.91	7,363	54,541	167.88	2.00	16,221
寒 川 町	33,560	5.85	15.78	36,344	18,901	111.94	1.73	9,778	2,764	22.18	1.77	7,024	55,224	139.98	2.32	16,993
大 磯 町	35,852	5.75	17.79	35,086	19,701	125.51	1.56	10,046	2,966	22.47	1.90	6,964	58,520	153.73	2.22	17,167
二 宮 町	33,142	5.39	17.38	35,380	18,915	125.98	1.64	9,148	2,868	21.91	1.93	6,794	54,925	153.28	2.24	16,030
中 井 町	38,963	6.56	18.41	32,245	20,766	122.25	1.69	10,060	2,737	19.10	2.01	7,119	62,465	147.91	2.47	17,082
大 井 町	35,667	6.21	17.95	32,002	16,440	121.81	1.58	8,563	2,737	17.50	2.09	7,477	54,845	145.52	2.34	16,128
松 田 町	36,927	6.16	17.47	34,325	18,729	125.54	1.55	9,604	3,076	21.61	2.00	7,116	58,732	153.31	2.26	16,983
山 北 町	35,598	6.76	17.09	30,827	20,133	126.95	1.71	9,261	2,508	17.56	2.02	7,056	58,239	151.27	2.44	15,808
箱 根 町	28,891	5.12	15.99	35,278	20,363	140.84	1.69	8,543	3,147	19.52	1.98	8,151	52,401	165.48	2.17	14,601
真 鶴 町	37,248	6.57	16.24	34,891	22,436	129.04	1.49	11,688	2,391	16.22	1.89	6,941	60,250	148.26	2.43	16,751
湯河原町	36,782	6.63	17.66	31,437	20,447	127.41	1.62	9,877	2,460	17.27	1.91	7,470	59,689	151.30	2.36	16,722
愛 川 町	31,807	5.41	16.85	34,897	17,096	117.68	1.58	9,205	2,235	15.94	1.92	7,322	51,138	139.03	2.21	16,636
清 川 村	32,724	5.62	17.15	33,958	23,684	118.16	1.75	11,456	2,348	17.49	1.79	7,507	58,756	141.27	2.37	17,571
県 合 計	32,202	5.32	15.61	38,768	21,588	137.00	1.74	9,074	3,286	24.05	1.89	7,235	57,076	166.37	2.20	15,578
市 計	32,125	5.30	15.55	38,981	21,672	137.51	1.74	9,053	3,308	24.22	1.89	7,236	57,106	167.03	2.20	15,538
町 村 計	33,977	5.84	16.81	34,622	19,647	125.24	1.62	9,658	2,765	20.08	1.91	7,203	56,389	151.16	2.25	16,587

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の被保険者数の平均で除したものの。

※受診率は、被保険者100人あたりの月 平均レセプト件数。年間受診率（被保険者100人あたりの年間レセプト件数）を12で除したもの。

なお、年間受診率は、当該年度の診療件数（レセプト件数）を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍して算出。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数（レセプト件数）で除したもの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

表 8-3-7 現物給付費（総合計）

【平成30年度】

	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	14,925,333	332,107,130,617	11,136,422,698	34,987,141,864	3,791,148,313	382,021,843,492
川 崎 市	4,594,738	109,728,983,502	3,848,543,120	11,771,701,600	1,294,148,374	126,643,376,596
相模原市	2,471,707	58,942,568,895	1,805,046,288	6,013,339,770	650,495,588	67,411,450,541
横須賀市	2,187,089	46,834,356,748	1,423,933,939	4,579,292,704	422,667,730	53,260,251,121
平 塚 市	1,014,704	24,462,516,941	841,360,005	2,292,813,447	347,754,722	27,944,445,115
鎌 倉 市	964,203	22,008,042,456	802,312,704	2,616,910,113	224,604,441	25,651,869,714
藤 沢 市	1,751,294	36,568,792,922	1,123,148,838	3,743,913,970	700,804,130	42,136,659,860
小田原市	851,607	20,310,915,029	615,401,779	2,063,562,400	239,298,290	23,229,177,498
茅ヶ崎市	995,239	21,682,240,443	678,987,997	2,301,279,511	240,783,541	24,903,291,492
逗 子 市	355,813	7,728,278,479	252,311,262	867,954,957	67,662,171	8,916,206,869
三 浦 市	249,544	6,288,894,053	194,162,604	595,035,133	57,514,056	7,135,605,846
秦 野 市	587,043	15,101,424,463	514,202,800	1,545,922,478	111,128,806	17,272,678,547
厚 木 市	703,382	16,634,453,431	507,950,690	1,819,377,997	132,481,662	19,094,263,780
大 和 市	827,075	18,167,919,783	561,181,274	1,939,974,467	129,485,682	20,798,561,206
伊勢原市	343,404	8,787,310,516	318,732,730	905,207,652	76,435,956	10,087,686,854
海老名市	380,788	9,668,855,897	292,698,828	1,026,551,994	93,771,528	11,081,878,247
座 間 市	449,617	10,793,750,731	335,632,128	1,117,906,786	78,426,885	12,325,716,530
南足柄市	207,675	4,459,732,418	125,701,837	463,675,170	50,154,327	5,099,263,752
綾 瀬 市	282,140	7,119,575,534	222,577,353	758,331,079	44,596,966	8,145,080,932
葉 山 町	173,672	3,784,609,841	124,427,879	451,954,145	22,032,222	4,383,024,087
寒 川 町	153,257	4,081,548,419	130,800,830	418,760,511	30,779,343	4,661,889,103
大 磯 町	165,668	4,129,781,823	156,286,643	415,070,094	56,277,328	4,757,415,888
二 宮 町	153,549	3,622,994,213	115,079,876	379,207,400	42,367,400	4,159,648,889
中 井 町	39,680	1,085,542,327	33,807,175	116,687,829	6,825,534	1,242,862,865
大 井 町	62,914	1,517,005,270	44,063,080	162,170,171	11,177,119	1,734,415,640
松 田 町	55,611	1,398,295,686	41,805,535	150,486,046	14,523,376	1,605,110,643
山 北 町	59,923	1,492,734,530	43,700,438	159,647,071	12,121,876	1,708,203,915
開 成 町	67,693	1,437,068,192	33,999,957	156,070,698	10,934,789	1,638,073,636
箱 根 町	56,232	1,561,288,035	45,466,337	172,758,980	12,382,918	1,791,896,270
真 鶴 町	42,269	1,146,178,742	37,384,903	116,407,851	8,485,124	1,308,456,620
湯河原町	144,615	3,755,664,603	109,539,747	387,649,412	32,203,107	4,285,056,869
愛 川 町	137,603	3,319,714,466	118,710,375	332,479,589	30,399,840	3,801,304,270
清 川 村	10,610	315,964,782	8,904,960	31,601,534	4,926,042	361,397,318
県 合 計	35,465,691	810,044,133,787	26,644,286,609	84,860,844,423	9,048,799,186	930,598,064,005
市 計	34,142,395	777,395,742,858	25,600,308,874	81,409,893,092	8,753,363,168	893,159,307,992
町 村 計	1,323,296	32,648,390,929	1,043,977,735	3,450,951,331	295,436,018	37,438,756,013

表 8－3－8 現物給付費（入院／医科）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	273,797	4,130,367	143,152,161,158	8,837,147,236	9,522,782,130	1,400,205,424	162,912,295,948
川 崎 市	94,836	1,510,827	48,900,815,522	3,081,881,515	3,317,297,627	501,398,806	55,801,393,470
相模原市	53,248	869,358	26,418,587,855	1,410,474,747	1,717,258,433	278,895,725	29,825,216,760
横須賀市	34,654	502,450	18,665,709,090	1,060,575,291	1,189,116,504	142,078,555	21,057,479,440
平 塚 市	22,021	385,402	11,264,567,608	657,869,614	636,213,037	152,458,761	12,711,109,020
鎌 倉 市	19,028	285,001	9,459,247,333	627,684,370	724,214,003	82,019,474	10,893,165,180
藤 沢 市	31,008	473,911	15,350,112,741	893,459,249	946,794,361	298,750,019	17,489,116,370
小田原市	19,287	340,540	9,201,958,907	481,556,531	580,667,742	111,278,810	10,375,461,990
茅ヶ崎市	18,961	287,862	9,364,893,112	540,351,740	631,045,402	97,486,396	10,633,776,650
逗 子 市	6,225	95,243	3,254,282,660	200,685,331	233,985,080	25,084,469	3,714,037,540
三 浦 市	5,656	80,992	2,753,940,025	148,114,702	173,172,625	19,710,018	3,094,937,370
秦 野 市	15,139	266,004	7,468,094,203	412,935,428	491,493,776	53,691,073	8,426,214,480
厚 木 市	15,005	237,033	7,358,332,006	396,731,407	531,398,739	52,789,978	8,339,252,130
大 和 市	15,942	245,688	8,037,627,538	445,587,067	562,183,703	50,371,212	9,095,769,520
伊勢原市	7,565	129,936	4,105,553,527	255,137,893	260,205,074	35,972,426	4,656,868,920
海老名市	8,422	131,968	4,310,747,553	227,369,363	303,229,563	33,685,601	4,875,032,080
座 間 市	9,666	158,521	4,752,060,204	250,358,764	329,325,735	31,365,877	5,363,110,580
南足柄市	4,143	71,061	1,914,265,854	96,388,398	127,980,551	22,217,287	2,160,852,090
綾 瀬 市	6,660	103,872	3,176,886,128	162,405,140	232,160,935	15,008,307	3,586,460,510
葉 山 町	3,231	46,302	1,575,736,367	91,006,786	127,440,906	7,211,321	1,801,395,380
寒 川 町	4,039	63,777	1,961,339,743	106,588,468	130,627,687	15,029,172	2,213,585,070
大 磯 町	3,715	66,377	1,955,493,249	119,207,504	115,267,795	27,673,372	2,217,641,920
二 宮 町	3,225	56,362	1,678,915,265	94,867,194	105,279,339	20,864,962	1,899,926,760
中 井 町	1,076	19,892	540,271,955	26,621,083	39,235,918	2,554,804	608,683,760
大 井 町	1,611	29,012	784,368,492	37,365,935	53,665,339	6,030,714	881,430,480
松 田 町	1,381	24,138	697,378,544	34,959,031	47,042,145	8,214,400	787,594,120
山 北 町	1,593	27,252	705,857,582	34,012,313	48,345,648	6,055,817	794,271,360
開 成 町	1,278	20,500	614,299,131	27,222,193	41,528,017	5,913,789	688,963,130
箱 根 町	1,620	27,605	783,909,662	39,507,363	53,235,585	6,230,440	882,883,050
真 鶴 町	1,174	19,178	566,010,622	29,404,997	37,630,557	2,981,604	636,027,780
湯河原町	3,932	69,491	1,845,190,653	91,155,278	116,354,909	16,969,110	2,069,669,950
愛 川 町	3,209	54,113	1,585,933,013	95,107,422	104,043,907	13,805,628	1,798,889,970
清 川 村	300	5,146	146,929,477	6,493,477	10,176,264	2,632,292	166,231,510
県 合 計	692,647	10,835,181	354,351,476,779	21,020,232,830	23,540,399,036	3,546,635,643	402,458,744,288
市 計	661,263	10,306,036	338,909,843,024	20,186,713,786	22,510,525,020	3,404,468,218	385,011,550,048
町 村 計	31,384	529,145	15,441,633,755	833,519,044	1,029,874,016	142,167,425	17,447,194,240

表 8－3－9 現物給付費（入院／歯科）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	1,180	6,624	284,224,668	12,427,685	25,858,180	2,125,367	324,635,900
川 崎 市	235	1,895	64,972,991	4,183,608	7,056,746	510,315	76,723,660
相模原市	129	769	29,051,128	907,828	2,166,200	465,374	32,590,530
横須賀市	246	1,252	37,704,946	882,914	3,499,154	320,096	42,407,110
平 塚 市	78	396	17,376,407	1,174,773	1,406,765	79,555	20,037,500
鎌 倉 市	64	331	10,223,301	152,108	1,284,031	50,990	11,710,430
藤 沢 市	83	707	30,190,104	1,372,641	3,264,945	57,600	34,885,290
小田原市	177	635	20,127,192	198,192	2,536,656	179,140	23,041,180
茅ヶ崎市	51	340	14,250,727	619,693	1,619,385	181,405	16,671,210
逗 子 市	44	169	4,918,395	44,380	544,655	58,410	5,565,840
三 浦 市	26	83	2,600,599	82,378	247,003	7,650	2,937,630
秦 野 市	11	207	8,453,858	468,227	471,095	0	9,393,180
厚 木 市	37	349	18,826,713	1,087,822	878,605	144,750	20,937,890
大 和 市	73	268	9,726,527	180,923	867,530	79,430	10,854,410
伊勢原市	12	99	4,609,255	263,025	442,210	0	5,314,490
海老名市	29	258	10,404,714	208,026	1,005,740	0	11,618,480
座 間 市	16	44	2,092,138	18,882	275,680	0	2,386,700
南足柄市	17	40	1,364,465	0	137,465	29,490	1,531,420
綾 瀬 市	20	180	7,107,683	218,674	586,983	0	7,913,340
葉 山 町	17	53	1,659,990	9,319	250,831	0	1,920,140
寒 川 町	3	4	113,730	0	12,630	0	126,360
大 磯 町	25	145	4,727,531	164,189	347,945	12,935	5,252,600
二 宮 町	22	57	1,800,415	0	200,760	63,485	2,064,660
中 井 町	6	31	1,309,192	39,716	105,762	0	1,454,670
大 井 町	6	10	352,920	0	31,500	7,720	392,140
松 田 町	1	3	160,865	0	17,875	0	178,740
山 北 町	3	19	501,030	0	55,670	0	556,700
開 成 町	5	10	428,410	0	47,600	0	476,010
箱 根 町	4	8	220,040	0	24,450	0	244,490
真 鶴 町	9	38	1,481,360	0	164,600	0	1,645,960
湯河原町	5	23	604,200	0	67,140	0	671,340
愛 川 町	9	105	7,932,668	608,373	267,129	5,910	8,814,080
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0
県 合 計	2,643	15,152	599,518,162	25,313,376	55,742,920	4,379,622	684,954,080
市 計	2,528	14,646	578,225,811	24,491,779	54,149,028	4,289,572	661,156,190
町 村 計	115	506	21,292,351	821,597	1,593,892	90,050	23,797,890

表 8-3-10 現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	256,664	9,866,221	2,758,722,115	3,886,300,750	22,582,580	6,667,605,445
川 崎 市	88,794	3,504,031	969,510,541	1,411,683,410	9,484,630	2,390,678,581
相 模 原 市	49,724	2,073,118	576,345,091	837,924,710	2,078,540	1,416,348,341
横 須 賀 市	32,386	1,159,417	315,112,361	472,375,670	2,257,530	789,745,561
平 塚 市	20,676	924,139	294,421,955	331,469,520	806,020	626,697,495
鎌 倉 市	17,680	675,214	179,824,174	273,599,190	1,826,940	455,250,304
藤 沢 市	29,260	1,154,693	317,835,020	462,964,190	2,605,380	783,404,590
小 田 原 市	18,336	846,703	256,819,168	314,764,400	626,740	572,210,308
茅ヶ崎市	17,755	678,031	194,951,652	263,986,450	2,050,550	460,988,652
逗 子 市	5,864	231,865	62,884,859	93,394,760	733,100	157,012,719
三 浦 市	5,240	191,948	59,443,726	69,247,320	590,880	129,281,926
秦 野 市	14,178	658,703	196,758,887	245,879,685	851,445	443,490,017
厚 木 市	14,073	567,981	155,300,950	227,434,080	1,618,000	384,353,030
大 和 市	14,924	572,907	165,426,216	222,764,930	1,444,250	389,635,396
伊 勢 原 市	7,156	317,284	88,989,564	125,458,620	128,470	214,576,654
海老名市	7,940	311,580	76,260,647	132,920,300	745,950	209,926,897
座 間 市	9,136	373,732	102,456,380	151,739,570	585,190	254,781,140
南足柄市	3,961	183,953	54,668,382	69,413,670	265,630	124,347,682
綾 瀬 市	6,301	244,874	65,181,332	99,484,890	758,360	165,424,582
葉 山 町	3,007	104,061	26,987,857	43,779,000	23,920	70,790,777
寒 川 町	3,735	153,973	48,225,993	56,024,970	82,640	104,333,603
大 磯 町	3,541	163,190	45,452,188	65,335,600	312,720	111,100,508
二 宮 町	3,087	139,252	38,257,869	55,186,210	668,140	94,112,219
中 井 町	1,027	47,828	11,516,835	20,769,050	0	32,285,885
大 井 町	1,541	68,950	18,979,430	27,901,030	63,840	46,944,300
松 田 町	1,307	61,136	16,202,113	24,663,620	0	40,865,733
山 北 町	1,470	67,695	20,045,945	25,661,880	142,140	45,849,965
開 成 町	1,205	51,285	13,405,806	20,702,190	0	34,107,996
箱 根 町	1,517	65,814	17,065,020	28,612,500	0	45,677,520
真 鶴 町	1,126	46,791	12,874,300	19,646,440	267,880	32,788,620
湯河原町	3,741	163,900	44,762,849	69,279,340	910,220	114,952,409
愛 川 町	2,971	124,805	36,367,530	47,960,020	3,380	84,330,930
清 川 村	288	12,977	3,240,248	5,274,770	0	8,515,018
県 合 計	649,611	25,808,051	7,244,297,003	10,203,602,735	54,515,065	17,502,414,803
市 計	620,048	24,536,394	6,890,913,020	9,692,806,115	52,040,185	16,635,759,320
町 村 計	29,563	1,271,657	353,383,983	510,796,620	2,474,880	866,655,483

表 8－3－1 1 現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	274,977	4,136,991	146,195,107,941	8,849,574,921	13,434,941,060	1,424,913,371	169,904,537,293
川 崎 市	95,071	1,512,722	49,935,299,054	3,086,065,123	4,736,037,783	511,393,751	58,268,795,711
相模原市	53,377	870,127	27,023,984,074	1,411,382,575	2,557,349,343	281,439,639	31,274,155,631
横須賀市	34,900	503,702	19,018,526,397	1,061,458,205	1,664,991,328	144,656,181	21,889,632,111
平 塚 市	22,099	385,798	11,576,365,970	659,044,387	969,089,322	153,344,336	13,357,844,015
鎌 倉 市	19,092	285,332	9,649,294,808	627,836,478	999,097,224	83,897,404	11,360,125,914
藤 沢 市	31,091	474,618	15,698,137,865	894,831,890	1,413,023,496	301,412,999	18,307,406,250
小田原市	19,464	341,175	9,478,905,267	481,754,723	897,968,798	112,084,690	10,970,713,478
茅ヶ崎市	19,012	288,202	9,574,095,491	540,971,433	896,651,237	99,718,351	11,111,436,512
逗 子 市	6,269	95,412	3,322,085,914	200,729,711	327,924,495	25,875,979	3,876,616,099
三 浦 市	5,682	81,075	2,815,984,350	148,197,080	242,666,948	20,308,548	3,227,156,926
秦 野 市	15,150	266,211	7,673,306,948	413,403,655	737,844,556	54,542,518	8,879,097,677
厚 木 市	15,042	237,382	7,532,459,669	397,819,229	759,711,424	54,552,728	8,744,543,050
大 和 市	16,015	245,956	8,212,780,281	445,767,990	785,816,163	51,894,892	9,496,259,326
伊勢原市	7,577	130,035	4,199,152,346	255,400,918	386,105,904	36,100,896	4,876,760,064
海老名市	8,451	132,226	4,397,412,914	227,577,389	437,155,603	34,431,551	5,096,577,457
座 間 市	9,682	158,565	4,856,608,722	250,377,646	481,340,985	31,951,067	5,620,278,420
南足柄市	4,160	71,101	1,970,298,701	96,388,398	197,531,686	22,512,407	2,286,731,192
綾 瀬 市	6,680	104,052	3,249,175,143	162,623,814	332,232,808	15,766,667	3,759,798,432
葉 山 町	3,248	46,355	1,604,384,214	91,016,105	171,470,737	7,235,241	1,874,106,297
寒 川 町	4,042	63,781	2,009,679,466	106,588,468	186,665,287	15,111,812	2,318,045,033
大 磯 町	3,740	66,522	2,005,672,968	119,371,693	180,951,340	27,999,027	2,333,995,028
二 宮 町	3,247	56,419	1,718,973,549	94,867,194	160,666,309	21,596,587	1,996,103,639
中 井 町	1,082	19,923	553,097,982	26,660,799	60,110,730	2,554,804	642,424,315
大 井 町	1,617	29,022	803,700,842	37,365,935	81,597,869	6,102,274	928,766,920
松 田 町	1,382	24,141	713,741,522	34,959,031	71,723,640	8,214,400	828,638,593
山 北 町	1,596	27,271	726,404,557	34,012,313	74,063,198	6,197,957	840,678,025
開 成 町	1,283	20,510	628,133,347	27,222,193	62,277,807	5,913,789	723,547,136
箱 根 町	1,624	27,613	801,194,722	39,507,363	81,872,535	6,230,440	928,805,060
真 鶴 町	1,183	19,216	580,366,282	29,404,997	57,441,597	3,249,484	670,462,360
湯河原町	3,937	69,514	1,890,557,702	91,155,278	185,701,389	17,879,330	2,185,293,699
愛 川 町	3,218	54,218	1,630,233,211	95,715,795	152,271,056	13,814,918	1,892,034,980
清 川 村	300	5,146	150,169,725	6,493,477	15,451,034	2,632,292	174,746,528
県 合 計	695,290	10,850,333	362,195,291,944	21,045,546,206	33,799,744,691	3,605,530,330	420,646,113,171
市 計	663,791	10,320,682	346,378,981,855	20,211,205,565	32,257,480,163	3,460,797,975	402,308,465,558
町 村 計	31,499	529,651	15,816,310,089	834,340,641	1,542,264,528	144,732,355	18,337,647,613

表 8－3－1 2 現物給付費（入院外）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	7,514,544	13,231,093	102,565,613,663	1,852,523,789	11,421,459,600	1,236,784,517	117,076,381,569
川 崎 市	2,281,587	4,207,948	32,235,774,608	603,119,635	3,649,039,213	402,596,754	36,890,530,210
相模原市	1,259,407	2,131,343	17,684,748,714	326,622,570	1,822,253,113	195,611,743	20,029,236,140
横須賀市	1,087,648	1,951,328	15,355,613,150	310,444,427	1,502,247,280	150,236,743	17,318,541,600
平 塚 市	510,291	879,016	7,078,950,907	152,876,965	679,778,508	105,773,440	8,017,379,820
鎌 倉 市	483,128	773,084	6,823,305,643	142,409,328	866,802,351	71,682,318	7,904,199,640
藤 沢 市	881,391	1,479,613	11,543,159,870	193,673,058	1,231,092,456	215,868,266	13,183,793,650
小田原市	438,688	749,761	6,041,331,222	107,899,120	620,248,420	72,118,558	6,841,597,320
茅ヶ崎市	497,729	828,513	6,441,680,197	111,423,780	717,268,906	71,570,937	7,341,943,820
逗 子 市	178,085	295,612	2,431,123,475	42,615,664	287,071,113	21,932,858	2,782,743,110
三 浦 市	124,392	224,704	1,866,498,217	40,245,917	174,715,269	20,007,587	2,101,466,990
秦 野 市	308,972	478,291	4,242,037,357	90,908,140	431,837,495	30,150,488	4,794,933,480
厚 木 市	358,767	622,665	5,104,299,576	93,720,993	568,624,518	40,221,293	5,806,866,380
大 和 市	410,833	698,994	5,315,093,321	92,064,926	589,215,017	40,395,316	6,036,768,580
伊勢原市	178,307	278,065	2,748,136,112	55,261,031	295,521,723	21,693,324	3,120,612,190
海老名市	219,933	342,495	3,541,426,067	58,899,907	386,845,144	36,191,172	4,023,362,290
座 間 市	232,813	405,412	3,544,555,255	74,761,264	358,221,511	26,056,790	4,003,594,820
南足柄市	106,430	164,962	1,371,206,532	25,086,055	138,774,926	15,519,537	1,550,587,050
綾 瀬 市	147,299	236,432	2,270,675,247	54,409,659	234,708,803	15,650,521	2,575,444,230
葉 山 町	90,581	143,065	1,265,583,557	29,062,403	158,188,656	7,710,514	1,460,545,130
寒 川 町	77,322	133,520	1,152,114,046	21,395,829	123,493,335	8,500,740	1,305,503,950
大 磯 町	81,705	127,667	1,127,572,865	22,042,311	118,826,175	14,125,169	1,282,566,520
二 宮 町	75,877	124,525	1,003,209,915	15,341,062	110,746,224	9,904,489	1,139,201,690
中 井 町	20,157	34,033	303,638,119	6,442,079	29,885,753	2,417,299	342,383,250
大 井 町	31,720	49,993	378,716,963	5,846,892	40,904,568	2,632,727	428,101,150
松 田 町	28,172	43,762	370,488,292	5,795,673	40,583,472	3,413,683	420,281,120
山 北 町	29,980	51,341	418,143,806	8,096,112	45,927,567	3,298,445	475,465,930
開 成 町	35,272	59,697	450,629,616	6,012,800	50,443,155	2,881,349	509,966,920
箱 根 町	29,912	51,315	420,696,565	5,177,977	48,687,683	3,153,865	477,716,090
真 鶴 町	23,228	34,551	357,585,627	7,878,681	35,373,522	3,010,020	403,847,850
湯河原町	75,695	122,991	1,079,402,779	16,426,296	111,494,032	7,466,793	1,214,789,900
愛 川 町	70,002	110,478	899,106,940	18,041,476	91,251,452	8,510,772	1,016,910,640
清 川 村	6,310	11,040	112,625,381	2,336,097	10,015,477	1,494,615	126,471,570
県 合 計	17,896,177	31,077,309	247,544,743,604	4,598,861,916	26,991,546,437	2,868,582,642	282,003,734,599
市 計	17,220,244	29,979,331	238,205,229,133	4,428,966,228	25,975,725,366	2,790,062,162	271,399,982,889
町 村 計	675,933	1,097,978	9,339,514,471	169,895,688	1,015,821,071	78,520,480	10,603,751,710

表 8－3－1 3 現物給付費（歯科）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	1,335,801	2,504,064	16,006,377,940	4,591,040	2,107,282,215	149,704,805	18,267,956,000
川 崎 市	396,722	764,532	4,773,899,036	983,662	638,730,767	44,647,265	5,458,260,730
相模原市	237,952	464,340	3,039,471,980	485,575	371,857,654	26,453,451	3,438,268,660
横須賀市	178,161	325,682	2,056,552,824	251,450	253,134,804	14,013,722	2,323,952,800
平 塚 市	85,298	161,390	1,023,274,527	232,179	124,224,223	10,726,121	1,158,457,050
鎌 倉 市	90,523	166,283	1,042,498,364	113,536	153,876,646	9,205,784	1,205,694,330
藤 沢 市	158,230	290,261	1,816,087,015	182,734	231,992,843	28,197,728	2,076,460,320
小田原市	65,669	125,501	820,556,930	115,117	101,159,829	6,478,324	928,310,200
茅ヶ崎市	85,738	160,536	1,006,610,161	72,229	132,869,588	8,211,392	1,147,763,370
逗 子 市	31,911	62,943	389,228,543	27,401	52,635,329	2,911,337	444,802,610
三 浦 市	19,622	37,028	236,730,933	30,508	27,932,124	1,813,405	266,506,970
秦 野 市	47,268	92,678	560,672,420	72,079	70,963,005	3,216,356	634,923,860
厚 木 市	63,431	119,293	737,765,426	190,855	96,022,868	4,398,941	838,378,090
大 和 市	75,812	143,224	897,051,317	125,977	116,006,184	4,642,402	1,017,825,880
伊勢原市	31,176	60,029	377,869,529	36,055	49,626,135	2,479,471	430,011,190
海老名市	39,540	75,696	471,981,966	638,571	59,270,411	3,882,112	535,773,060
座 間 市	44,249	82,957	529,717,549	115,185	66,039,079	3,048,677	598,920,490
南足柄市	16,630	33,374	208,574,206	18,008	26,263,512	1,439,714	236,295,440
綾 瀬 市	29,599	55,686	374,116,766	87,286	47,227,195	1,982,693	423,413,940
葉 山 町	15,522	29,595	189,198,714	6,369	27,865,501	849,216	217,919,800
寒 川 町	15,323	27,175	168,487,701	5,574	21,505,526	881,909	190,880,710
大 磯 町	14,630	27,728	169,126,344	67,714	21,888,676	2,010,626	193,093,360
二 宮 町	13,193	25,422	152,064,337	20,291	19,299,635	1,338,887	172,723,150
中 井 町	3,149	6,338	40,075,818	0	4,833,822	210,880	45,120,520
大 井 町	4,556	9,534	63,020,194	2,096	7,960,438	301,112	71,283,840
松 田 町	4,849	9,701	60,750,075	6,006	7,837,815	435,214	69,029,110
山 北 町	4,148	8,395	52,355,912	8,878	6,645,109	222,081	59,231,980
開 成 町	4,889	9,671	69,660,712	50,210	8,767,850	346,548	78,825,320
箱 根 町	4,545	8,603	52,414,411	2,167	6,864,305	431,727	59,712,610
真 鶴 町	2,920	5,637	38,074,658	18,758	4,719,775	221,089	43,034,280
湯河原町	10,261	19,561	129,317,785	18,231	15,933,147	861,047	146,130,210
愛 川 町	9,481	18,157	117,430,956	23,949	14,552,428	936,707	132,944,040
清 川 村	934	1,670	11,082,623	0	1,372,455	81,372	12,536,450
県 合 計	3,141,732	5,932,684	37,682,097,672	8,599,690	4,897,160,893	336,582,115	42,924,440,370
市 計	3,033,332	5,725,497	36,369,037,432	8,369,447	4,727,114,411	327,453,700	41,431,974,990
町 村 計	108,400	207,187	1,313,060,240	230,243	170,046,482	9,128,415	1,492,465,380

表 8-3-14 現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計） 【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	9,125,322	19,872,148	264,767,099,544	10,706,689,750	26,963,682,875	2,811,402,693	305,248,874,862
川 崎 市	2,773,380	6,485,202	86,944,972,698	3,690,168,420	9,023,807,763	958,637,770	100,617,586,651
相模原市	1,550,736	3,465,810	47,748,204,768	1,738,490,720	4,751,460,110	503,504,833	54,741,660,431
横須賀市	1,300,709	2,780,712	36,430,692,371	1,372,154,082	3,420,373,412	308,906,646	41,532,126,511
平 塚 市	617,688	1,426,204	19,678,591,404	812,153,531	1,773,092,053	269,843,897	22,533,680,885
鎌 倉 市	592,743	1,224,699	17,515,098,815	770,359,342	2,019,776,221	164,785,506	20,470,019,884
藤 沢 市	1,070,712	2,244,492	29,057,384,750	1,088,687,682	2,876,108,795	545,478,993	33,567,660,220
小田原市	523,821	1,216,437	16,340,793,419	589,768,960	1,619,377,047	190,681,572	18,740,620,998
茅ヶ崎市	602,479	1,277,251	17,022,385,849	652,467,442	1,746,789,731	179,500,680	19,601,143,702
逗 子 市	216,265	453,967	6,142,437,932	243,372,776	667,630,937	50,720,174	7,104,161,819
三 浦 市	149,696	342,807	4,919,213,500	188,473,505	445,314,341	42,129,540	5,595,130,886
秦 野 市	371,390	837,180	12,476,016,725	504,383,874	1,240,645,056	87,909,362	14,308,955,017
厚 木 市	437,240	979,340	13,374,524,671	491,731,077	1,424,358,810	99,172,962	15,389,787,520
大 和 市	502,660	1,088,174	14,424,924,919	537,958,893	1,491,037,364	96,932,610	16,550,853,786
伊勢原市	217,060	468,129	7,325,157,987	310,698,004	731,253,762	60,273,691	8,427,383,444
海老名市	267,924	550,417	8,410,820,947	287,115,867	883,271,158	74,504,835	9,655,712,807
座 間 市	286,744	646,934	8,930,881,526	325,254,095	905,601,575	61,056,534	10,222,793,730
南足柄市	127,220	269,437	3,550,079,439	121,492,461	362,570,124	39,471,658	4,073,613,682
綾 瀬 市	183,578	396,170	5,893,967,156	217,120,759	614,168,806	33,399,881	6,758,656,602
葉 山 町	109,351	219,015	3,059,166,485	120,084,877	357,524,894	15,794,971	3,552,571,227
寒 川 町	96,687	224,476	3,330,281,213	127,989,871	331,664,148	24,494,461	3,814,429,693
大 磯 町	100,075	221,917	3,302,372,177	141,481,718	321,666,191	44,134,822	3,809,654,908
二 宮 町	92,317	206,366	2,874,247,801	110,228,547	290,712,168	32,839,963	3,308,028,479
中 井 町	24,388	60,294	896,811,919	33,102,878	94,830,305	5,182,983	1,029,928,085
大 井 町	37,893	88,549	1,245,437,999	43,214,923	130,462,875	9,036,113	1,428,151,910
松 田 町	34,403	77,604	1,144,979,889	40,760,710	120,144,927	12,063,297	1,317,948,823
山 北 町	35,724	87,007	1,196,904,275	42,117,303	126,635,874	9,718,483	1,375,375,935
開 成 町	41,444	89,878	1,148,423,675	33,285,203	121,488,812	9,141,686	1,312,339,376
箱 根 町	36,081	87,531	1,274,305,698	44,687,507	137,424,523	9,816,032	1,466,233,760
真 鶴 町	27,331	59,404	976,026,567	37,302,436	97,534,894	6,480,593	1,117,344,490
湯河原町	89,893	212,066	3,099,278,266	107,599,805	313,128,568	26,207,170	3,546,213,809
愛 川 町	82,701	182,853	2,646,771,107	113,781,220	258,074,936	23,262,397	3,041,889,660
清 川 村	7,544	17,856	273,877,729	8,829,574	26,838,966	4,208,279	313,754,548
県 合 計	21,733,199	47,860,326	647,422,133,220	25,653,007,812	65,688,452,021	6,810,695,087	745,574,288,140
市 計	20,917,367	46,025,510	620,953,248,420	24,648,541,240	62,960,319,940	6,578,313,837	715,140,423,437
町 村 計	815,832	1,834,816	26,468,884,800	1,004,466,572	2,728,132,081	232,381,250	30,433,864,703

表 8-3-15 現物給付費（調剤）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	5,772,489	7,320,845	65,217,213,257	384,344,894	7,897,774,478	861,449,381	74,360,782,010
川 崎 市	1,813,295	2,366,254	22,149,644,614	145,054,191	2,712,137,552	299,524,583	25,306,360,940
相模原市	916,736	1,157,372	10,907,155,840	62,853,139	1,244,562,229	128,917,952	12,343,489,160
横須賀市	884,083	1,120,850	10,209,655,046	45,252,659	1,145,849,150	107,740,025	11,508,496,880
平 塚 市	394,949	487,914	4,573,300,344	20,843,456	508,061,922	71,797,078	5,174,002,800
鎌 倉 市	369,810	462,622	4,371,176,776	29,897,086	587,883,109	53,045,029	5,042,002,000
藤 沢 市	677,600	844,541	7,292,007,327	31,171,139	858,308,807	138,639,737	8,320,127,010
小田原市	326,562	415,086	3,836,229,065	20,958,859	437,556,425	43,487,521	4,338,231,870
茅ヶ崎市	390,858	481,702	4,532,114,538	24,610,737	545,532,941	53,823,594	5,156,081,810
逗 子 市	139,063	174,664	1,549,063,694	7,850,098	198,091,023	15,569,785	1,770,574,600
三 浦 市	99,592	132,193	1,356,598,525	5,587,736	148,973,515	14,524,984	1,525,684,760
秦 野 市	214,489	262,727	2,530,367,767	8,001,887	298,955,376	19,687,790	2,857,012,820
厚 木 市	265,162	328,773	3,185,924,495	14,629,581	389,494,291	30,448,223	3,620,496,590
大 和 市	323,248	403,530	3,661,751,808	22,383,364	442,846,374	28,934,154	4,155,915,700
伊勢原市	125,567	149,392	1,392,017,801	5,920,283	170,047,201	13,748,625	1,581,733,910
海老名市	112,233	142,988	1,209,119,217	4,655,212	140,332,175	16,554,446	1,370,661,050
座 間 市	162,046	209,622	1,796,213,830	9,105,973	208,498,580	14,214,487	2,028,032,870
南足柄市	80,194	100,860	891,760,738	4,004,439	99,912,669	9,920,234	1,005,598,080
綾 瀬 市	98,095	124,351	1,186,408,951	4,633,599	141,106,256	9,468,914	1,341,617,720
葉 山 町	64,094	78,904	710,101,782	4,106,592	93,257,493	5,544,773	813,010,640
寒 川 町	56,357	71,733	737,260,416	2,707,947	86,269,626	5,610,981	831,848,970
大 磯 町	65,404	81,642	805,365,299	13,936,526	92,290,319	11,583,646	923,175,790
二 宮 町	60,973	78,075	730,514,956	4,532,013	87,452,958	8,503,783	831,003,710
中 井 町	15,211	20,154	182,276,874	529,057	21,349,840	1,422,669	205,578,440
大 井 町	24,937	30,925	266,378,339	802,604	31,153,085	2,039,082	300,373,110
松 田 町	21,085	26,404	245,253,703	1,027,164	29,743,953	2,138,480	278,163,300
山 北 町	24,088	33,637	288,114,019	1,532,185	32,369,417	2,169,239	324,184,860
開 成 町	26,152	35,257	284,253,174	714,754	34,356,769	1,530,293	320,854,990
箱 根 町	20,092	29,535	282,216,148	609,762	34,868,818	2,463,652	320,158,380
真 鶴 町	14,920	17,786	168,422,644	66,718	18,819,758	1,643,700	188,952,820
湯河原町	54,598	66,406	648,677,657	1,816,839	73,920,580	5,862,784	730,277,860
愛 川 町	54,727	67,851	660,109,553	4,748,269	73,559,165	6,722,523	745,139,510
清 川 村	3,061	3,807	41,420,747	58,244	4,705,676	717,763	46,902,430
県 合 計	13,671,770	17,328,402	157,898,088,944	888,947,006	18,890,041,530	1,989,449,910	179,666,527,390
市 計	13,166,071	16,686,286	151,847,723,633	851,758,332	18,175,924,073	1,931,496,542	172,806,902,580
町 村 計	505,699	642,116	6,050,365,311	37,188,674	714,117,457	57,953,368	6,859,624,810

表 8－3－1 6 現物給付費（訪問看護療養費）

【平成30年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	27,522	209,151	2,122,817,816	45,388,054	125,684,511	118,296,239	2,412,186,620
川 崎 市	8,063	64,146	634,366,190	13,320,509	35,756,285	35,986,021	719,429,005
相模原市	4,235	29,001	287,208,287	3,702,429	17,317,431	18,072,803	326,300,950
横須賀市	2,297	17,420	194,009,331	6,527,198	13,070,142	6,021,059	219,627,730
平 塚 市	2,067	18,260	210,625,193	8,363,018	11,659,472	6,113,747	236,761,430
鎌 倉 市	1,650	12,536	121,766,865	2,056,276	9,250,783	6,773,906	139,847,830
藤 沢 市	2,982	21,963	219,400,845	3,290,017	9,496,368	16,685,400	248,872,630
小田原市	1,224	11,758	133,892,545	4,673,960	6,628,928	5,129,197	150,324,630
茅ヶ崎市	1,902	12,073	127,740,056	1,909,818	8,956,839	7,459,267	146,065,980
逗 子 市	485	3,332	36,776,853	1,088,388	2,232,997	1,372,212	41,470,450
三 浦 市	256	1,154	13,082,028	101,363	747,277	859,532	14,790,200
秦 野 市	1,164	9,148	95,039,971	1,817,039	6,322,046	3,531,654	106,710,710
厚 木 市	980	7,220	74,004,265	1,590,032	5,524,896	2,860,477	83,979,670
大 和 市	1,167	8,108	81,243,056	839,017	6,090,729	3,618,918	91,791,720
伊勢原市	777	6,501	70,134,728	2,114,443	3,906,689	2,413,640	78,569,500
海老名市	631	4,626	48,915,733	927,749	2,948,661	2,712,247	55,504,390
座 間 市	827	6,610	66,655,375	1,272,060	3,806,631	3,155,864	74,889,930
南足柄市	261	1,781	17,892,241	204,937	1,192,377	762,435	20,051,990
綾 瀬 市	467	3,991	39,199,427	822,995	3,056,017	1,728,171	44,806,610
葉 山 町	227	1,506	15,341,574	236,410	1,171,758	692,478	17,442,220
寒 川 町	213	1,393	14,006,790	103,012	826,737	673,901	15,610,440
大 磯 町	189	1,787	22,044,347	868,399	1,113,584	558,860	24,585,190
二 宮 町	259	1,824	18,231,456	319,316	1,042,274	1,023,654	20,616,700
中 井 町	81	689	6,453,534	175,240	507,684	219,882	7,356,340
大 井 町	84	522	5,188,932	45,553	554,211	101,924	5,890,620
松 田 町	123	822	8,062,094	17,661	597,166	321,599	8,998,520
山 北 町	111	760	7,716,236	50,950	641,780	234,154	8,643,120
開 成 町	97	440	4,391,343	0	225,117	262,810	4,879,270
箱 根 町	59	361	4,766,189	169,068	465,639	103,234	5,504,130
真 鶴 町	18	213	1,729,531	15,749	53,199	360,831	2,159,310
湯河原町	124	726	7,708,680	123,103	600,264	133,153	8,565,200
愛 川 町	175	1,443	12,833,806	180,886	845,488	414,920	14,275,100
清 川 村	5	68	666,306	17,142	56,892	0	740,340
県 合 計	60,722	461,333	4,723,911,623	102,331,791	282,350,872	248,654,189	5,357,248,475
市 計	58,957	448,779	4,594,770,805	100,009,302	273,649,079	243,552,789	5,211,981,975
町 村 計	1,765	12,554	129,140,818	2,322,489	8,701,793	5,101,400	145,266,500

表 8-3-1-1 現金給付費（総合計）

【平成30年度】

	件数(件)	費 用 額 (円)				【平成30年度】			【前年度】			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	被保険者数 (人)	現金給付費 (円)	一人あたり 現金給付費(円)	被保険者数 (人)	現金給付費 (円)	一人あたり 現金給付費(円)
横 浜 市	423,009	10,496,186,925	2,737	-3,832,364,685	114,901,523	6,778,726,500	438,272	10,496,189,662	23,949	421,578	10,011,539,549	23,748
川 崎 市	145,970	3,870,433,226	10,827	-1,333,576,186	46,603,945	2,583,471,812	137,089	3,870,444,053	28,233	131,617	3,652,272,952	27,749
相 模 原 市	81,404	1,699,745,708	0	-552,352,904	1,666,515	1,149,059,319	83,285	1,699,745,708	20,409	78,590	1,607,019,165	20,448
横 須 賀 市	54,343	1,283,076,595	0	-451,749,034	782,470	832,110,031	63,357	1,283,076,595	20,252	60,974	1,208,099,678	19,813
平 塚 市	29,672	720,440,447	0	-216,118,773	685,377	505,007,051	33,274	720,440,447	21,652	31,728	693,191,004	21,848
鎌 倉 市	28,084	741,800,783	0	-281,298,001	521,450	461,024,232	29,643	741,800,783	25,024	28,869	722,509,810	25,027
藤 沢 市	53,662	1,222,027,891	0	-418,353,099	1,948,672	805,623,464	51,209	1,222,027,891	23,864	48,895	1,131,639,647	23,144
小 田 原 市	19,521	469,897,142	0	-198,258,797	273,089	271,911,434	27,301	469,897,142	17,212	26,387	445,099,651	16,868
茅 ヶ 崎 市	32,885	684,412,935	0	-202,121,767	746,836	483,038,004	31,225	684,412,935	21,919	29,862	651,084,713	21,803
逗 子 市	10,313	267,623,115	0	-87,947,481	143,867	179,819,501	10,326	267,623,115	25,917	10,009	269,616,274	26,937
三 浦 市	7,540	163,779,321	0	-59,375,586	121,167	104,524,902	8,330	163,779,321	19,661	8,060	162,290,384	20,135
秦 野 市	15,479	368,514,864	0	-136,714,630	226,351	232,026,585	20,740	368,514,864	17,768	19,539	343,575,456	17,584
厚 木 市	17,465	424,212,890	0	-165,082,375	134,528	259,265,043	24,387	424,212,890	17,395	22,937	389,654,782	16,988
大 和 市	26,835	541,705,958	0	-166,509,333	556,308	375,752,933	26,246	541,705,958	20,640	24,705	519,356,578	21,022
伊 勢 原 市	9,710	225,626,540	0	-73,823,249	144,937	151,948,228	12,114	225,626,540	18,625	11,468	218,021,377	19,011
海 老 名 市	11,653	269,689,086	0	-95,153,571	321,855	174,857,370	14,650	269,689,086	18,409	13,704	243,080,321	17,738
座 間 市	11,584	276,887,265	0	-102,961,458	64,545	173,990,352	15,009	276,887,265	18,448	14,134	260,648,829	18,441
南 足 柄 市	4,168	99,995,460	0	-36,339,700	102,849	63,758,609	6,655	99,995,460	15,026	6,361	95,751,887	15,053
綾 瀬 市	8,461	191,285,735	0	-63,610,343	78,954	127,754,346	10,481	191,285,735	18,251	9,784	173,824,188	17,766
葉 山 町	4,431	135,707,486	0	-45,775,564	20,705	89,952,627	5,428	135,707,486	25,001	5,234	130,582,633	24,949
寒 川 町	4,491	109,393,224	0	-36,746,535	76,025	72,722,714	5,756	109,393,224	19,005	5,396	109,211,070	20,239
大 磯 町	3,612	101,570,960	0	-42,662,749	58,284	58,966,495	5,425	101,570,960	18,723	5,207	96,329,132	18,500
二 宮 町	3,196	91,730,066	0	-37,333,839	36,087	54,432,314	5,019	91,730,066	18,277	4,817	93,631,642	19,438
中 井 町	829	26,324,553	0	-10,697,529	0	15,627,024	1,374	26,324,553	19,159	1,292	22,313,855	17,271
大 井 町	1,111	37,194,961	0	-13,200,593	10,594	24,004,962	2,170	37,194,961	17,141	2,040	40,226,281	19,719
松 田 町	1,126	29,776,572	0	-12,639,503	1,515	17,138,584	1,870	29,776,572	15,923	1,823	34,620,578	18,991
山 北 町	1,143	30,176,644	0	-11,941,168	0	18,235,476	1,968	30,176,644	15,334	1,960	31,875,751	16,263
開 成 町	1,058	24,663,679	0	-9,065,450	1,368	15,599,597	2,087	24,663,679	11,818	1,978	26,188,928	13,240
箱 根 町	1,036	32,664,762	0	-19,310,306	4,541	13,358,997	2,028	32,664,762	16,107	1,995	31,502,437	15,791
真 鶴 町	1,070	23,392,370	0	-10,087,898	406	13,304,878	1,500	23,392,370	15,595	1,470	19,101,730	12,994
湯 河 原 町	3,597	83,206,879	0	-35,629,170	73,536	47,651,245	4,951	83,206,879	16,806	4,735	80,133,147	16,924
愛 川 町	3,598	75,321,297	0	-26,174,566	20,472	49,167,203	4,957	75,321,297	15,195	4,655	70,771,425	15,203
清 川 村	183	6,393,440	0	-2,836,907	0	3,556,533	445	6,393,440	14,367	425	6,537,661	15,383
県 合 計	1,022,239	24,824,858,779	13,564	-8,787,812,749	170,328,771	16,207,388,365	1,088,568	24,824,872,343	22,805	1,042,225	23,591,302,515	22,636
市 計	991,758	24,017,341,886	13,564	-8,473,710,972	170,025,238	15,713,669,716	1,043,592	24,017,355,450	23,014	999,199	22,798,276,245	22,817
町 村 計	30,481	807,516,893	0	-314,101,777	303,533	493,718,649	44,976	807,516,893	17,954	43,025	793,026,270	18,432

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

※ 費用額のうち、保険者負担分と高額療養費を足した金額を現金給付費として計上している。

※ 1人あたり現金給付費は、当該年度の被保険者数の現金給付費の年度平均は、各月末の被保険者数の和を12で除して算出。

※ 1人あたり現金給付費の端数処理については、平成25年度から小数点以下を四捨五入としている。

表 8-3-18 現金給付費（一般診療、高額療養費、高額介護合算療養費）

【平成30年度】

	一 般 診 療				高 額 療 養 費				高 額 介 護 合 算 療 養 費			
	件数 (件)	費 用 額 (円)			※件数 (件)	費 用 額 (円)			件数 (件)	費 用 額 (円)		
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	保険者負担分	一部負担金	計	保険者負担分	一部負担金	計
横 浜 市	465	16,745,647	0	2,757,180	0	19,502,827	0	3,986,357,388	-3,986,357,388	0	29,440	492,223,579
川 崎 市	160	9,509,551	0	1,640,559	0	11,150,110	0	1,401,782,375	-1,401,782,375	0	9,403	176,088,392
相 模 原 市	43	1,299,276	0	167,292	0	1,466,568	0	604,303,812	-604,303,812	0	4,497	67,312,246
横 須 賀 市	63	1,168,586	0	168,280	0	1,336,866	0	485,717,481	-485,717,481	0	3,437	50,436,733
平 塚 市	19	1,220,947	0	108,923	0	1,329,870	0	238,134,747	-238,134,747	0	1,841	27,124,149
鎌 倉 市	30	425,935	0	56,729	0	482,664	0	295,360,300	-295,360,300	0	1,918	39,427,886
藤 沢 市	28	545,422	0	72,778	0	618,200	0	446,195,709	-446,195,709	0	2,907	53,887,727
小 田 原 市	8	395,244	0	48,780	0	444,024	0	204,975,505	-204,975,505	0	1,272	19,310,708
茅 ヶ 崎 市	25	1,714,273	0	246,076	0	1,960,349	0	230,937,641	-230,937,641	0	1,519	24,969,922
逗 子 市	5	939,197	0	146,283	0	1,085,480	0	95,483,504	-95,483,504	0	605	10,844,711
三 浦 市	7	76,682	0	9,676	0	86,358	0	61,371,975	-61,371,975	0	508	7,424,360
秦 野 市	12	118,519	0	24,631	0	143,150	0	145,124,274	-145,124,274	0	1,119	16,345,194
厚 木 市	22	696,487	0	99,007	0	795,494	0	174,816,358	-174,816,358	0	1,101	16,220,706
大 和 市	5	32,211	0	3,579	0	35,790	0	185,822,492	-185,822,492	0	1,382	22,091,482
伊 勢 原 市	2	26,945	0	7,665	0	34,610	0	79,980,253	-79,980,253	0	676	9,877,224
海 老 名 市	5	53,970	0	6,310	0	60,280	0	103,698,174	-103,698,174	0	644	9,480,230
座 間 市	16	165,808	0	20,372	0	186,180	0	109,913,107	-109,913,107	0	777	10,843,173
南 足 柄 市	2	83,703	0	9,533	0	93,236	0	38,899,458	-38,899,458	0	225	3,412,624
綾 瀬 市	5	219,609	0	33,201	0	252,810	0	70,053,588	-70,053,588	0	419	6,854,418
葉 山 町	6	70,201	0	24,209	0	94,410	0	50,873,824	-50,873,824	0	341	5,835,597
寒 川 町	1	15,768	0	1,792	0	17,520	0	39,048,899	-39,048,899	0	257	5,135,504
大 磯 町	3	35,280	0	3,920	0	39,200	0	44,409,004	-44,409,004	0	265	4,828,316
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	0	38,706,116	-38,706,116	0	292	4,620,735
中 井 町	1	4,788	0	532	0	5,320	0	11,623,259	-11,623,259	0	67	921,019
大 井 町	2	145,233	0	16,137	0	161,370	0	14,172,687	-14,172,687	0	78	1,611,033
松 田 町	2	39,662	0	4,388	0	44,050	0	12,892,185	-12,892,185	0	85	1,713,886
山 北 町	1	79,911	0	8,879	0	88,790	0	12,570,007	-12,570,007	0	108	1,547,717
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	9,793,717	-9,793,717	0	74	982,500
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	19,072,157	-19,072,157	0	134	1,698,320
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	10,767,916	-10,767,916	0	72	923,044
湯 河 原 町	7	143,092	0	33,648	0	176,740	0	37,864,698	-37,864,698	0	207	2,840,396
愛 川 町	2	7,578	0	842	0	8,420	0	29,054,456	-29,054,456	0	210	2,065,225
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	2,980,860	-2,980,860	0	17	176,971
県 合 計	947	35,979,525	0	5,721,161	0	41,700,686	0	9,292,757,926	-9,292,757,926	0	65,897	1,099,075,727
市 計	922	35,438,012	0	5,626,854	0	41,064,866	0	8,958,928,141	-8,958,928,141	0	63,690	1,064,175,464
町 村 計	25	541,513	0	94,307	0	635,820	0	333,829,785	-333,829,785	0	2,207	34,900,263

※ 標準システムの仕様において件数の集計不可。

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表8-3-19 現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）

【平成30年度】

	補 装 具					※柔道整復師の施 術						
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	8,712	287,211,760	0	39,502,417	0	326,714,177	363,526	5,361,006,062	2,737	606,335,523	114,901,523	6,082,245,845
川 崎 市	2,835	90,922,893	0	12,723,820	0	103,646,713	124,585	2,025,792,527	10,827	231,913,831	46,603,945	2,304,321,130
相模原市	1,439	42,268,502	0	5,359,860	0	47,628,362	72,128	920,706,110	0	116,021,657	1,666,515	1,038,394,282
横須賀市	1,006	32,667,302	0	4,229,145	0	36,896,447	47,150	667,315,148	0	82,575,836	782,470	750,673,454
平 塚 市	685	20,530,815	0	2,713,012	0	23,243,827	25,996	418,791,016	0	52,431,146	685,377	471,907,539
鎌倉市	961	27,632,197	0	4,278,703	0	31,910,900	22,832	342,815,643	0	49,878,596	521,450	393,215,689
藤 沢 市	1,305	37,283,032	0	5,265,874	0	42,548,906	46,810	643,608,352	0	84,862,183	1,948,672	730,419,207
小田原市	642	20,041,139	0	2,510,508	0	22,551,647	16,861	216,717,526	0	28,401,788	273,089	245,392,403
茅ヶ崎市	623	21,070,549	0	2,771,970	0	23,842,519	29,779	387,837,949	0	50,591,245	746,836	439,176,030
逗子市	228	7,500,812	0	1,084,690	0	8,585,502	8,385	134,705,606	0	17,688,400	143,867	152,537,873
三 浦 市	139	5,635,658	0	687,979	0	6,323,637	6,041	77,864,647	0	9,436,410	121,167	87,422,224
秦 野 市	308	9,566,975	0	1,262,379	0	10,829,354	13,687	193,885,345	0	24,849,841	226,351	218,961,537
厚 木 市	523	15,330,106	0	2,122,883	0	17,452,989	14,129	186,244,717	0	23,901,434	134,528	210,280,679
大 和 市	359	11,074,377	0	1,520,526	0	12,594,903	24,232	307,680,850	0	39,694,607	556,308	347,931,765
伊勢原市	253	7,010,345	0	867,095	0	7,877,440	8,400	123,253,661	0	15,941,185	144,937	139,339,783
海老名市	313	9,422,989	0	1,233,353	0	10,656,342	9,896	131,646,237	0	16,308,951	321,855	148,277,043
座 間 市	328	10,352,195	0	1,342,228	0	11,694,423	9,660	129,832,805	0	16,664,736	64,545	146,562,086
南足柄市	100	2,403,600	0	325,020	0	2,728,620	3,711	52,612,033	0	6,591,842	102,849	59,306,724
綾 瀬 市	220	5,866,926	0	783,846	0	6,650,772	7,430	99,223,881	0	12,423,183	78,954	111,726,018
葉 山 町	93	3,067,361	0	566,812	0	3,634,173	3,473	66,413,647	0	9,210,296	20,705	75,644,648
寒 川 町	94	2,832,698	0	353,533	0	3,186,231	3,983	59,882,058	0	7,687,797	76,025	67,645,880
大 磯 町	127	4,552,560	0	603,407	0	5,155,967	3,136	45,453,053	0	5,728,001	58,284	51,239,338
二 宮 町	109	3,565,603	0	465,490	0	4,031,093	2,716	44,231,945	0	5,588,884	36,087	49,856,916
中 井 町	18	508,542	0	69,622	0	578,164	735	13,249,187	0	1,794,353	0	15,043,540
大 井 町	38	1,030,321	0	134,718	0	1,165,039	980	19,758,418	0	2,423,441	10,594	22,192,453
松 田 町	33	997,351	0	130,722	0	1,128,073	1,006	14,133,488	0	1,831,458	1,515	15,966,461
山 北 町	34	1,018,545	0	136,337	0	1,154,882	975	13,934,347	0	1,917,327	0	15,851,674
開 成 町	48	1,349,994	0	173,874	0	1,523,868	925	12,511,961	0	1,562,400	1,368	14,075,729
箱 根 町	58	1,955,419	0	258,556	0	2,213,975	802	9,406,602	0	1,252,054	4,541	10,663,197
真 鶴 町	29	701,897	0	85,186	0	787,083	944	10,437,703	0	1,452,806	406	11,890,915
湯河原町	110	2,991,397	0	379,438	0	3,370,835	3,195	37,919,476	0	4,818,633	73,536	42,811,645
愛 川 町	56	1,523,250	0	203,413	0	1,726,663	2,890	35,156,540	0	4,456,398	20,472	39,633,410
清 川 村	8	232,066	0	25,791	0	257,857	114	1,287,196	0	144,345	0	1,431,541
県 合 計	21,834	690,119,176	0	94,172,207	0	784,291,383	881,112	12,805,315,736	13,564	1,536,380,587	170,328,771	14,512,038,658
市 計	20,979	663,792,172	0	90,585,308	0	754,377,480	855,238	12,421,540,115	13,564	1,486,512,394	170,025,238	14,078,091,311
町 村 計	855	26,327,004	0	3,586,899	0	29,913,903	25,874	383,775,621	0	49,868,193	303,533	433,947,347

※ 標準システムの仕様において区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表 8-3-20 現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）

【平成30年度】

	※あんま・マッサージ										※はり・きゅう				
	件数 (件)	費用 額 (円)					件数 (件)	費用 額 (円)							
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計			
横 浜 市	8,947	204,866,618	0	27,231,461	0	232,098,079	5,627	95,035,284	0	12,401,807	0	107,437,091			
川 崎 市	5,204	121,714,149	0	17,039,436	0	138,753,585	1,245	20,690,348	0	2,512,303	0	23,202,651			
相模原市	1,000	26,484,699	0	3,374,728	0	29,859,427	961	14,701,710	0	2,013,590	0	16,715,300			
横須賀市	613	15,774,227	0	1,947,893	0	17,722,120	1,054	21,373,285	0	2,664,765	0	24,038,050			
平 塚 市	258	5,443,601	0	690,739	0	6,134,340	151	1,575,179	0	282,491	0	1,857,670			
鎌 倉 市	702	13,803,994	0	1,683,381	0	15,487,375	1,037	16,867,373	0	2,357,197	0	19,224,570			
藤 沢 市	853	18,871,840	0	2,515,100	0	21,386,940	421	7,773,784	0	1,041,796	0	8,815,580			
小田原市	50	1,719,189	0	191,026	0	1,910,215	139	1,284,268	0	153,452	0	1,437,720			
茅ヶ崎市	563	14,559,413	0	1,642,587	0	16,202,000	131	1,261,962	0	188,798	0	1,450,760			
逗 子 市	436	10,609,608	0	1,460,722	0	12,070,330	347	4,622,109	0	595,241	0	5,217,350			
三 浦 市	232	5,885,703	0	653,992	0	6,539,695	322	3,657,964	0	418,776	0	4,076,740			
秦 野 市	38	710,744	0	78,976	0	789,720	44	656,707	0	152,483	0	809,190			
厚 木 市	513	15,686,810	0	2,263,475	0	17,950,285	649	8,790,123	0	1,010,907	0	9,801,030			
大 和 市	456	11,289,469	0	1,594,576	0	12,884,045	177	1,793,560	0	215,900	0	2,009,460			
伊勢原市	202	3,581,626	0	434,804	0	4,016,430	36	595,305	0	66,145	0	661,450			
海老名市	350	9,219,846	0	1,038,484	0	10,258,330	261	4,821,415	0	591,935	0	5,413,350			
座 間 市	417	10,966,881	0	1,331,344	0	12,298,225	142	2,669,793	0	358,657	0	3,028,450			
南足柄市	47	1,337,940	0	148,665	0	1,486,605	0	0	0	0	0	0			
綾 瀬 市	198	6,466,713	0	733,072	0	7,199,785	74	1,467,730	0	177,370	0	1,645,100			
葉 山 町	99	3,047,670	0	338,645	0	3,386,315	408	5,678,729	0	751,001	0	6,429,730			
寒 川 町	39	608,058	0	67,567	0	675,625	27	950,769	0	105,641	0	1,056,410			
大 磯 町	55	2,148,570	0	245,790	0	2,394,360	16	111,231	0	12,359	0	123,590			
二 宮 町	13	443,523	0	49,282	0	492,805	6	36,050	0	15,450	0	51,500			
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大 井 町	10	437,489	0	48,611	0	486,100	0	0	0	0	0	0			
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山 北 町	25	1,026,117	0	114,013	0	1,140,130	0	0	0	0	0	0			
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
箱 根 町	8	167,015	0	18,560	0	185,575	20	266,625	0	29,625	0	296,250			
真 鶴 町	15	415,362	0	48,798	0	464,160	10	146,448	0	16,272	0	162,720			
湯河原町	35	1,047,213	0	116,362	0	1,163,575	14	115,605	0	12,845	0	128,450			
愛 川 町	102	4,454,191	0	655,699	0	5,109,890	110	2,265,514	0	423,306	0	2,688,820			
清 川 村	12	942,572	0	104,733	0	1,047,305	13	737,847	0	81,983	0	819,830			
県 合 計	21,492	513,730,850	0	67,862,521	0	581,593,371	13,442	219,946,717	0	28,652,095	0	248,598,812			
市 計	21,079	498,993,070	0	66,054,461	0	565,047,531	12,818	209,637,899	0	27,203,613	0	236,841,512			
町 村 計	413	14,737,780	0	1,808,060	0	16,545,840	624	10,308,818	0	1,448,482	0	11,757,300			

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表8-3-2-1 現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、負担割合差額含））

【平成30年度】

	移 送					そ の 他					
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横 浜 市	8	165,211	0	0	0	165,211	52,575,376	0	-42,012,106	0	10,563,270
川 崎 市	0	0	0	0	0	0	23,932,991	0	-21,535,368	0	2,397,623
相模原市	5	88,090	0	0	0	88,090	22,581,263	0	-7,673,973	0	14,907,290
横須賀市	1	7,880	0	0	0	7,880	8,615,953	0	-7,180,739	0	1,435,214
平塚市	1	7,880	0	0	0	7,880	7,612,113	0	-7,086,188	0	525,925
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	5,467,455	0	-4,764,421	0	703,034
藤沢市	1	20,041	0	0	0	20,041	13,841,984	0	-12,027,394	0	1,814,590
小田原市	2	24,350	0	0	0	24,350	5,429,213	0	-5,278,138	0	151,075
茅ヶ崎市	1	16,160	0	0	0	16,160	2,045,066	0	-1,654,880	0	390,186
逗子市	0	0	0	0	0	0	2,917,568	0	-2,594,602	0	322,966
三浦市	0	0	0	0	0	0	1,862,332	0	-1,786,084	0	76,248
秦野市	0	0	0	0	0	0	2,107,106	0	-1,613,472	0	493,634
厚木市	1	8,530	0	0	0	8,530	6,419,053	0	-3,443,017	0	2,976,036
大和市	1	2,920	0	0	0	2,920	1,918,597	0	-1,624,547	0	294,050
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	1,301,181	0	-1,282,666	0	18,515
海老名市	0	0	0	0	0	0	1,346,225	0	-1,154,200	0	192,025
座間市	0	0	0	0	0	0	2,143,503	0	-1,922,515	0	220,988
南足柄市	0	0	0	0	0	0	1,246,102	0	-1,102,678	0	143,424
綾瀬市	1	10,360	0	0	0	10,360	1,122,510	0	-853,009	0	269,501
葉山町	0	0	0	0	0	0	720,457	0	42,894	0	763,351
寒川町	0	0	0	0	0	0	919,470	0	-778,422	0	141,048
大磯町	0	0	0	0	0	0	32,946	0	-18,906	0	14,040
二宮町	0	0	0	0	0	0	126,094	0	-126,094	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	17,758	0	-17,758	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	39,780	0	-39,780	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	25,507	0	-25,507	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	98,624	0	-98,624	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	285,002	0	-285,002	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	794,543	0	-794,543	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	35,928	0	-35,928	0	0
県合計	22	351,422	0	0	0	351,422	167,581,700	0	-128,767,667	0	38,814,033
市 計	22	351,422	0	0	0	351,422	164,485,591	0	-126,589,997	0	37,895,594
町 村 計	0	0	0	0	0	0	3,096,109	0	-2,177,670	0	918,439

表 8-3-22 葬祭費支給件数

【平成30年度】

		4月 (件)	5月 (件)	6月 (件)	7月 (件)	8月 (件)	9月 (件)	10月 (件)	11月 (件)	12月 (件)	1月 (件)	2月 (件)	3月 (件)	合計件数 (件)	支給金額 (円)
横浜市	鶴見区	129	117	143	96	100	127	106	131	120	108	138	128	1,443	72,150,000
	神奈川区	90	145	104	107	106	122	102	109	93	107	110	138	1,333	66,650,000
	西区	54	50	54	51	49	44	45	59	39	33	46	54	578	28,900,000
	中区	80	64	77	61	50	53	58	73	69	50	76	71	782	39,100,000
	南区	131	118	120	104	84	106	83	103	112	92	142	122	1,317	65,850,000
	保土ヶ谷区	113	118	140	105	92	96	113	136	103	104	134	128	1,382	69,100,000
	磯子区	127	87	124	79	97	104	67	80	106	88	120	99	1,178	58,900,000
	金沢区	143	107	125	107	82	141	119	128	122	120	132	129	1,455	72,750,000
	港北区	157	138	137	139	117	151	144	144	128	103	135	174	1,667	83,350,000
	戸塚区	136	120	141	128	105	145	109	140	122	118	153	141	1,558	77,900,000
	港南区	152	106	109	112	105	113	94	124	103	110	125	127	1,380	69,000,000
	旭区	160	150	168	130	117	109	147	149	140	130	175	180	1,755	87,750,000
	緑区	87	89	95	85	66	82	63	87	69	81	89	82	975	48,750,000
	瀬谷区	90	75	83	66	51	72	51	78	67	57	91	86	867	43,350,000
	栄区	76	77	99	65	54	56	74	69	70	68	72	81	861	43,050,000
	泉区	86	81	87	63	59	76	86	95	85	69	84	93	964	48,200,000
	青葉区	119	102	135	88	86	116	86	110	123	119	138	108	1,330	66,500,000
	都筑区	60	63	75	70	38	70	60	77	58	59	67	85	782	39,100,000
川崎市	川崎区	109	105	115	98	88	107	92	98	88	90	107	109	1,206	60,300,000
	幸区	86	70	87	76	55	83	60	71	70	78	79	83	898	44,900,000
	中原区	80	94	81	83	61	102	85	87	77	71	89	88	998	49,900,000
	高津区	77	78	109	73	59	76	74	78	75	75	67	75	916	45,800,000
	多摩区	86	81	75	75	67	79	68	76	58	74	103	101	943	47,150,000
	宮前区	82	69	80	58	65	80	52	84	66	73	93	110	912	45,600,000
	麻生区	80	69	74	61	76	88	57	78	84	71	90	74	902	45,100,000
相模原市		360	348	332	336	279	289	304	358	331	310	405	401	4,053	202,650,000
横須賀市		327	323	333	232	276	277	212	296	254	267	377	326	3,500	175,000,000
平塚市		163	154	153	174	113	119	100	154	139	138	175	162	1,744	87,200,000
鎌倉市		123	125	125	97	97	92	100	134	130	115	141	140	1,419	70,950,000
藤沢市		239	195	158	224	199	209	180	219	205	197	230	261	2,516	125,800,000
小田原市		140	127	113	50	150	110	107	104	115	101	125	142	1,384	69,200,000
茅ヶ崎市		150	137	142	122	99	135	116	133	135	120	129	143	1,561	78,050,000
逗子市		38	41	50	47	35	37	25	48	29	38	44	42	474	23,700,000
三浦市		45	34	42	41	34	30	26	36	41	40	46	40	455	22,750,000
秦野市		93	70	93	73	69	87	76	103	79	82	108	123	1,056	52,800,000
厚木市		115	96	111	90	74	89	87	99	106	101	121	118	1,207	60,350,000
大和市		122	87	105	101	87	91	71	147	104	101	143	117	1,276	63,800,000
伊勢原市		54	69	52	50	53	37	39	54	47	50	59	52	616	30,800,000
海老名市		56	46	70	53	39	63	43	65	60	61	79	62	697	34,850,000
座間市		58	61	50	53	50	64	45	78	48	56	69	73	705	35,250,000
南足柄市		16	29	36	24	22	20	30	27	24	35	26	44	333	16,650,000
綾瀬市		50	48	39	35	36	43	36	46	37	30	54	52	506	25,300,000
葉山町		29	25	27	22	17	19	15	32	17	21	17	20	261	13,050,000
寒川町		31	25	23	19	18	24	20	26	29	16	27	21	279	13,950,000
大磯町		24	20	29	23	16	27	17	27	24	15	23	31	276	13,800,000
二宮町		25	20	25	17	23	18	16	21	18	17	19	25	244	12,200,000
中井町		4	4	3	5	4	11	7	6	4	5	8	4	65	3,250,000
大井町		10	12	7	8	7	7	5	10	7	5	12	9	99	4,950,000
松田町		13	10	13	10	6	15	6	9	4	2	10	14	112	5,600,000
山北町		10	11	18	8	7	8	10	10	7	16	18	10	133	6,650,000
開成町		6	11	3	11	6	5	11	7	9	1	4	14	88	4,400,000
箱根町		15	9	9	10	11	9	10	10	10	7	8	18	126	6,300,000
真鶴町		14	5	10	7	7	7	9	8	4	8	8	7	94	4,700,000
湯河原町		22	21	19	21	14	23	24	23	17	18	38	32	272	13,600,000
愛川町		24	18	29	20	11	23	16	27	16	17	18	32	251	12,550,000
清川村		3	2	0	2	1	3	2	2	4	1	2	1	23	1,150,000
県合計		4,969	4,556	4,856	4,165	3,789	4,389	3,860	4,783	4,301	4,139	5,198	5,202	54,207	2,710,350,000

8-4 保健事業

表 8-4-1 健康診査受診者数

【平成 31 年 3 月】

	H30. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横 浜 市	430,640	61,350	14.25%
川 崎 市	134,720	43,212	32.08%
相 模 原 市	81,227	21,843	26.89%
横 須 賀 市	62,323	15,818	25.38%
平 塚 市	32,617	11,961	36.67%
鎌 倉 市	29,266	10,944	37.39%
藤 沢 市	50,136	26,475	52.81%
小 田 原 市	26,847	8,044	29.96%
茅 ヶ 崎 市	30,581	14,267	46.65%
逗 子 市	10,196	2,743	26.90%
三 浦 市	8,199	1,655	20.19%
秦 野 市	20,209	7,413	36.68%
厚 木 市	23,798	9,072	38.12%
大 和 市	25,591	11,392	44.52%
伊 勢 原 市	11,839	4,037	34.10%
海 老 名 市	14,260	5,622	39.42%
座 間 市	14,640	5,331	36.41%
南 足 柄 市	6,553	1,468	22.40%
綾 瀬 市	10,154	4,864	47.90%
葉 山 町	5,332	1,483	27.81%
寒 川 町	5,586	2,031	36.36%
大 磯 町	5,348	1,631	30.50%
二 宮 町	4,931	2,121	43.01%
中 井 町	1,340	334	24.93%
大 井 町	2,105	747	35.49%
松 田 町	1,853	292	15.76%
山 北 町	1,970	348	17.66%
開 成 町	2,027	111	5.48%
箱 根 町	2,009	743	36.98%
真 鶴 町	1,481	434	29.30%
湯 河 原 町	4,871	1,319	27.08%
愛 川 町	4,826	2,236	46.33%
清 川 村	433	193	44.57%
県 合 計	1,067,908	281,534	26.36%

8-5 医療費適正化

【平成30年度】

表8-5-1 再審査状況

市区町村名	4月再審査	5月再審査	6月再審査	7月再審査	8月再審査	9月再審査	10月再審査	11月再審査	12月再審査	1月再審査	2月再審査	3月再審査	合計(円)
横 浜 市	22,282,411	14,077,854	11,533,625	5,840,166	4,693,880	17,075,597	14,453,206	12,362,886	16,146,979	6,638,091	9,142,963	10,862,898	145,110,556
川 崎 市	8,744,051	6,210,548	35,088	6,061,775	8,781,953	8,345,132	4,412,705	4,913,171	1,530,690	2,650,214	4,919,668	2,626,818	59,231,813
横 須 賀 市	1,215,574	2,350,251	1,801,388	925,099	4,227,861	907,018	1,837,024	3,317,859	3,562,494	1,143,848	2,862,477	2,811,008	26,961,901
平 塚 市	8,224,745	935,393	847,507	1,488,093	106,404	1,103,529	28,568	42,227	1,642,395	97,244	3,456,965	353,130	18,326,200
鎌 倉 市	458,003	1,566,096	923,298	392,660	1,120,229	419,287	521,628	607,672	328,674	1,161,597	632,188	3,670,424	11,801,756
藤 沢 市	937,422	114,711	545,160	30,961	313,325	31,391	122,384	739,047	149,575	466,129	1,499,000	1,787,126	6,736,231
小 田 原 市	159,529	400,776	142,110	2,000,742	139,871	111,672	773,166	1,454,009	78,139	17,160	5,339,224	1,642,960	12,259,358
茅 ヶ 崎 市	487,601	2,393,131	146,526	63,790	176,726	218,810	74,283	45,514	196,651	119,970	915,210	380,686	5,218,898
逗 子 市	1,779,000	2,452,332	49,450	0	1,068	2,100	610	45,400	10,650	29,100	9,340	6,360	4,385,410
相 模 原 市	13,052,056	5,432,455	2,095,605	717,550	2,007,029	1,785,567	658,146	369,915	1,373,791	1,492,666	2,430,244	1,478,313	32,893,337
三 浦 市	5,230	3,490	23,091	48,590	1,150	1,381,086	7,490	16,830	7,230	34,150	81,020	17,020	1,626,377
秦 野 市	468,917	428,055	1,249,222	142,018	111,130	14,262	58,255	111,630	95,026	60,380	34,950	10,870	2,784,715
厚 木 市	2,503,381	2,506,622	8,321,575	3,141,673	4,522,717	4,282,204	3,530,265	3,768,291	2,272,344	1,877,513	7,383,576	4,388,608	48,498,769
大 和 市	645,472	421,164	1,522,399	92,169	1,744,750	298,003	1,379,496	88,705	602,798	95,487	86,815	1,118,476	8,095,734
伊 勢 原 市	358,322	130,010	445,339	28,506	645,237	620,038	261,197	1,160,895	1,242,332	670,779	2,590,901	388,617	8,542,173
海 老 名 市	50,594	2,220	118,630	152,630	6,370	6,040	244,480	470	23,880	14,600	5,725,995	1,850	6,347,759
座 間 市	683,588	568,287	905,805	705,279	818,525	819,533	550,564	915,456	1,553,024	602,907	1,532,714	1,395,086	11,050,768
南 足 柄 市	3,000	13,140	16,039	2,520	5,070	35,757	1,610	61,090	3,290	2,950	61,296	8,849	214,611
綾 瀬 市	953,416	98,010	52,620	7,499	11,390	17,500	88,499	1,320	133,030	243,515	13,000	2,250	1,622,029
葉 山 町	15,699	2,030	6,510	21,003	16,896	4,761	47,220	186,230	10,500	18,200	2,185	5,288	336,522
寒 川 町	2,001,850	801,460	672,178	1,217,920	798,603	883,517	1,257,865	239,827	1,903,593	3,062,713	882,626	382,326	14,104,478
大 磯 町	150,802	118,136	181,837	291,779	756,714	216,351	193,018	747,782	357,252	200,507	349,250	808,221	4,371,649
二 宮 町	83,968	114,457	1,841,696	97,219	153,178	78,383	99,568	76,438	141,178	88,233	53,740	1,144,241	3,972,299
中 井 町	1,768	8,165	54,721	21,590	3,857	4,772	5,014	2,853	30,442	12,078	19,201	5,317	169,778
大 井 町	61,552	1,116	83,636	85,473	98,435	26,343	49,758	17,925	40,410	1,440	50,193	23,750	540,031
松 田 町	4,460	2,960	10,240	8,643	2,090	1,060	5,980	3,460	22,540	465	0	2,140	64,038
山 北 町	17,604	1,630	200,210	7,110	5,115	5,235	10,145	0	15,513	273,620	12,501	3,681	552,364
開 成 町	34,033	80,322	92,601	67,096	154,768	68,198	142,796	138,491	217,366	61,503	274,968	98,555	1,430,697
箱 根 町	3,610	1,210	5,410	8,160	27,920	333,970	0	5,586	14,680	0	27,450	0	427,996
真 鶴 町	10,880	810	50	3,180	0	2,310	9,112	0	15,003	1,594	0	0	42,939
湯 河 原 町	3,738	13,560	203,600	30,970	14,630	1,470	2,650	8,520	27,609	3,001	33,350	310	343,408
愛 川 町	210,990	1,130	2,790	0	414,960	396	9,440	974,439	900	1,872	548,191	2,050	2,167,158
清 川 村	0	0	0	0	377,130	0	0	0	1,080	0	0	0	378,210
県 合 計	65,613,266	41,251,531	34,129,956	23,701,863	32,258,981	39,101,292	30,836,142	32,423,938	33,751,058	21,143,526	50,971,201	35,427,208	440,609,962
申出件数	8,855	7,128	9,113	8,020	8,269	9,000	8,247	8,741	8,313	8,322	8,183	8,924	101,115
査定件数	2,722	1,991	2,730	2,399	2,646	2,814	2,410	2,646	2,415	2,274	2,348	2,820	30,215

表 8-5-2 第三者行為求償状況

【平成30年度】

	第三者行為				自過失 件数(件)
	一般 求償金額(円)	現役並み所得者 求償金額(円)	計 件数(件)	計 求償金額(円)	
横浜市	325,781,958	26,732,819	2,063	352,514,777	148
川崎市	73,644,127	17,455,037	670	91,099,164	40
相模原市	62,226,135	2,417,451	445	64,643,586	30
横須賀市	24,828,518	677,802	221	25,506,320	19
平塚市	44,500,453	3,725,111	242	48,225,564	23
鎌倉市	7,088,721	3,418,242	79	10,506,963	13
藤沢市	20,808,517	4,997,409	215	25,805,926	15
小田原市	9,326,775	500,983	92	9,827,758	6
茅ヶ崎市	8,870,919	807,508	92	9,678,427	10
逗子市	7,065,099	0	30	7,065,099	1
三浦市	3,842,869	0	18	3,842,869	3
秦野市	12,022,319	1,100,752	90	13,123,071	4
厚木市	20,664,166	0	157	20,664,166	16
大和市	6,245,320	4,732,149	88	10,977,469	6
伊勢原市	17,302,336	0	49	17,302,336	6
海老名市	187,709	0	22	187,709	7
座間市	11,968,511	3,382,098	72	15,350,609	1
南足柄市	987,536	3,542	9	991,078	1
綾瀬市	2,749,554	0	31	2,749,554	4
葉山町	4,574,289	0	12	4,574,289	0
寒川町	3,584,035	0	23	3,584,035	1
大磯町	7,840,656	0	32	7,840,656	2
二宮町	446,617	0	6	446,617	0
中井町	0	0	0	0	1
大井町	4,770,456	0	15	4,770,456	0
松田町	5,308,696	0	18	5,308,696	0
山北町	43,690	0	4	43,690	0
開成町	0	0	0	0	1
箱根町	6,783,796	0	16	6,783,796	2
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	256,334	0	51	256,334	0
愛川町	2,085,379	0	24	2,085,379	4
清川村	3,574,727	0	23	3,574,727	0
県合計	699,380,217	69,950,903	4,909	769,331,120	364

第三者行為求償額(月別)

	調定(円)	収入(円)
4月	70,516,425	
5月	45,756,914	70,516,425
6月	56,664,443	45,756,914
7月	64,066,211	56,664,443
8月	49,605,766	64,066,211
9月	59,426,028	49,605,766
10月	58,651,881	60,869,631
11月	86,840,053	57,138,024
12月	103,659,427	86,840,053
1月	75,482,658	103,753,831
2月	49,755,201	75,458,508
3月	48,906,113	49,787,178
4月		48,874,136
5月		
合計	769,331,120	769,331,120

過年度繰越分	3,823,307	897,254
--------	-----------	---------

表 8-5-3-① 不当利得求償状況（医療機関等に対する求償） 【平成30年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	金額(円)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横 浜 市	13,074,868	369,870	970	13,444,738
川 崎 市	2,676,696	171,640	431	2,848,336
相 模 原 市	1,854,883	122,084	491	1,976,967
横 須 賀 市	17,902,808	1,929,326	214	19,832,134
平 塚 市	367,722	1,365	23	369,087
鎌 倉 市	16,506,315	1,875,370	532	18,381,685
藤 沢 市	337,320	52,542	168	389,862
小 田 原 市	6,782	8,841	7	15,623
茅 ヶ 崎 市	14,400	4,879	13	19,279
逗 子 市	10,385,262	1,052,814	311	11,438,076
三 浦 市	5,040	0	2	5,040
秦 野 市	43,200	0	16	43,200
厚 木 市	7,200	0	2	7,200
大 和 市	86,895	0	18	86,895
伊 勢 原 市	0	0	0	0
海 老 名 市	1,980	0	2	1,980
座 間 市	11,511	6,552	16	18,063
南 足 柄 市	0	602	2	602
綾 瀬 市	3,690	0	6	3,690
葉 山 町	1,886,400	151,200	50	2,037,600
寒 川 町	0	0	0	0
大 磯 町	0	0	0	0
二 宮 町	15,624	0	32	15,624
中 井 町	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0
愛 川 町	0	0	0	0
清 川 村	0	0	0	0
県 合 計	65,188,596	5,747,085	3,306	70,935,681

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	34,605,613	80,558
5月	16,371	34,525,055
6月	19,338,761	19,403,212
7月	0	250,120
8月	0	1,800
9月	76,834	169,598
10月	36,932	113,334
11月	19,287	140,365
12月	9,976,612	120,016
1月	6,147	470,179
2月	6,375,144	6,475,144
3月	483,980	231,880
4月		452,156
5月		0
合計	70,935,681	62,433,417

過年度繰越分	31,595,627	18,362,958
--------	------------	------------

表 8－5－3－② 不当利得求償状況（被保険者等に対する求償（負担割合相違差額））

【平成30年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	求償金額(円)	求償金額(円)	件数(件)	求償金額(円)
横 浜 市	142,875,241	-122,556,867	5,812	20,318,374
川 崎 市	62,397,771	-54,243,279	2,263	8,154,492
相 模 原 市	39,482,087	-35,641,760	627	3,840,327
横 須 賀 市	9,083,357	-7,616,532	488	1,466,825
平 塚 市	18,398,966	-15,965,824	806	2,433,142
鎌 倉 市	9,664,359	-7,978,526	502	1,685,833
藤 沢 市	28,622,052	-24,132,171	1,178	4,489,881
小 田 原 市	7,324,366	-6,067,106	342	1,257,260
茅 ヶ 崎 市	10,584,286	-9,003,613	289	1,580,673
逗 子 市	2,582,700	-2,045,418	281	537,282
三 浦 市	632,754	-492,142	43	140,612
秦 野 市	8,878,211	-7,635,936	325	1,242,275
厚 木 市	2,087,951	-1,812,792	85	275,159
大 和 市	9,197,542	-7,245,017	599	1,952,525
伊 勢 原 市	1,442,012	-1,142,076	105	299,936
海 老 名 市	4,600,356	-3,921,748	186	678,608
座 間 市	1,241,968	-1,075,496	46	166,472
南 足 柄 市	167,940	-130,620	12	37,320
綾 瀬 市	2,685,305	-2,367,026	92	318,279
葉 山 町	13,123,449	-11,613,572	451	1,509,877
寒 川 町	6,127,911	-5,430,019	170	697,892
大 磯 町	2,519,849	-2,011,907	227	507,942
二 宮 町	868,761	-675,703	58	193,058
中 井 町	123,768	-96,264	6	27,504
大 井 町	1,434,402	-1,176,720	102	257,682
松 田 町	790,213	-614,610	133	175,603
山 北 町	52,479	-40,817	8	11,662
開 成 町	0	0	0	0
箱 根 町	843,761	-656,257	73	187,504
真 鶴 町	11,214	-8,722	1	2,492
湯 河 原 町	7,825,836	-6,433,492	492	1,392,344
愛 川 町	957,213	-744,499	73	212,714
清 川 村	68,544	-53,312	6	15,232
県 合 計	396,696,624	-340,629,843	15,881	56,066,781

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	6,191,295	2,838,667
5月	6,616,614	5,796,977
6月	3,660,615	3,143,153
7月	966,568	1,272,263
8月	4,227,063	3,288,203
9月	4,297,602	3,054,215
10月	6,753,123	4,461,314
11月	4,220,244	4,984,918
12月	6,847,052	5,667,584
1月	2,840,268	3,148,551
2月	2,994,987	2,999,053
3月	6,451,350	4,657,770
4月		422,260
5月		377,509
合計	56,066,781	46,112,437

過年度繰越分	80,308,816	8,665,284
--------	------------	-----------

表 8-5-3-③ 不当利得求償状況 (被保険者等に対する求償 (資格喪失後受診)) 【平成30年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	求償金額(円)	求償金額(円)	件数(件)	求償金額(円)
横 浜 市	21,533,488	877,239	848	22,410,727
川 崎 市	6,111,805	599,114	253	6,710,919
相 模 原 市	3,045,377	49,532	103	3,094,909
横 須 賀 市	2,288,284	108,126	39	2,396,410
平 塚 市	743,105	0	33	743,105
鎌 倉 市	1,612,024	124,802	83	1,736,826
藤 沢 市	-337,378	0	19	-337,378
小 田 原 市	118,782	2,909,837	20	3,028,619
茅 ヶ 崎 市	4,592,074	38,926	52	4,631,000
逗 子 市	189,828	513,105	28	702,933
三 浦 市	36,927	0	3	36,927
秦 野 市	310,333	9,401	9	319,734
厚 木 市	1,038,126	1,351	61	1,039,477
大 和 市	495,030	24,122	45	519,152
伊 勢 原 市	76,246	0	7	76,246
海 老 名 市	354,258	0	10	354,258
座 間 市	276,022	0	23	276,022
南 足 柄 市	9,738	0	2	9,738
綾 瀬 市	45,891	0	7	45,891
葉 山 町	24,259	32,326	7	56,585
寒 川 町	2,448	0	1	2,448
大 磯 町	22,207	36,736	10	58,943
二 宮 町	45,133	0	5	45,133
中 井 町	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0
松 田 町	41,644	0	3	41,644
山 北 町	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0
箱 根 町	0	14,070	2	14,070
真 鶴 町	0	21,441	1	21,441
湯 河 原 町	101,250	0	8	101,250
愛 川 町	80,120	0	7	80,120
清 川 村	6,039	0	1	6,039
県 合 計	42,863,060	5,360,128	1,690	48,223,188

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	3,973,534	1,317,823
5月	2,114,227	1,176,371
6月	7,027,267	1,104,300
7月	-1,387,685	1,029,991
8月	4,987,511	1,962,520
9月	5,278,325	5,755,671
10月	2,475,719	2,703,761
11月	4,692,094	3,281,882
12月	4,331,332	3,413,152
1月	1,810,004	1,641,238
2月	11,929,531	5,577,531
3月	991,329	2,625,688
4月		1,330,764
5月		398,011
合計	48,223,188	33,318,703
過年度繰越分	74,650,100	4,122,370

9 各広域連合の状況

表9-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成31年3月】

(単位:人)

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障がい認定者	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～
北海道	822,994	30,561	13,937	16,624	297,850	233,627	159,271	76,746	21,677	3,262
青森県	210,355	8,517	4,276	4,241	73,525	62,252	42,285	18,803	4,444	529
岩手県	216,876	4,381	2,074	2,307	72,864	64,448	46,186	22,312	5,885	800
宮城県	312,117	3,304	1,359	1,945	113,113	90,871	64,245	31,255	8,255	1,074
秋田県	192,500	3,491	1,542	1,949	61,957	57,748	42,901	20,675	5,083	645
山形県	193,648	4,491	2,040	2,451	61,433	55,966	42,846	22,299	5,917	696
福島県	301,122	8,907	4,240	4,667	101,545	84,683	63,960	32,353	8,498	1,176
茨城県	410,393	13,579	6,439	7,140	162,460	112,511	73,818	36,715	9,903	1,407
栃木県	264,856	6,221	2,811	3,410	101,121	73,361	50,837	25,541	6,853	922
群馬県	287,584	6,939	3,134	3,805	110,078	78,625	55,239	27,926	7,567	1,210
埼玉県	908,391	10,191	4,371	5,820	408,542	265,121	144,690	61,028	16,441	2,378
千葉県	812,208	6,277	2,112	4,165	351,325	236,884	138,030	60,986	16,307	2,399
東京都	1,551,031	5,018	1,480	3,538	611,308	459,183	297,238	135,069	37,231	5,984
神奈川県	1,117,936	4,729	1,896	2,833	471,094	328,556	198,355	87,648	23,753	3,801
新潟県	374,991	4,831	2,300	2,531	128,427	107,082	79,224	41,618	12,031	1,778
富山県	178,967	7,597	3,209	4,388	64,445	47,596	35,489	17,842	5,210	788
石川県	169,387	4,533	1,876	2,657	63,537	45,088	33,298	17,148	4,973	810
福井県	121,682	1,923	801	1,122	42,790	33,562	25,734	13,412	3,712	549
山梨県	128,780	1,121	419	702	46,911	35,548	26,093	14,096	4,314	697
長野県	352,126	4,625	1,715	2,910	123,535	95,559	73,683	41,011	11,991	1,722
岐阜県	304,681	3,293	1,260	2,033	117,823	87,536	58,795	28,445	7,667	1,122
静岡県	548,170	6,992	3,027	3,965	213,399	156,320	104,213	51,224	13,969	2,053
愛知県	946,768	39,232	17,474	21,758	385,346	267,481	161,771	71,396	18,730	2,812
三重県	270,564	2,968	1,058	1,910	103,280	77,637	53,382	25,541	6,718	1,038
滋賀県	178,823	2,298	947	1,351	69,734	49,839	34,396	17,197	4,603	756
京都府	367,925	4,541	1,734	2,807	144,959	104,098	69,296	33,592	9,742	1,697
大阪府	1,143,967	12,351	4,663	7,688	485,686	337,171	197,917	84,522	22,838	3,482
兵庫県	779,312	14,967	4,704	10,263	303,560	221,879	147,696	69,096	19,316	2,798
奈良県	207,415	3,375	1,249	2,126	84,417	58,033	37,468	18,177	5,160	785
和歌山県	161,548	3,707	1,597	2,110	58,529	45,267	32,475	16,285	4,565	720
鳥取県	92,183	1,492	618	874	29,873	25,771	20,138	11,061	3,307	541
島根県	124,948	1,925	818	1,107	38,660	35,258	28,316	15,252	4,793	744
岡山県	291,492	2,492	834	1,658	105,649	81,571	60,936	30,511	8,929	1,404
広島県	415,889	11,144	4,990	6,154	154,178	114,309	79,702	41,624	12,770	2,162
山口県	242,027	2,864	1,103	1,761	87,183	68,463	49,731	24,972	7,605	1,209
徳島県	125,558	4,407	2,018	2,389	41,646	34,951	26,980	13,399	3,629	546
香川県	152,938	1,393	427	966	53,708	42,900	32,362	16,801	4,947	827
愛媛県	227,508	4,790	1,991	2,799	78,255	63,674	47,818	24,725	7,120	1,126
高知県	126,819	1,813	775	1,038	42,535	34,579	27,709	14,965	4,543	675
福岡県	681,327	25,960	12,198	13,762	249,247	188,557	130,332	64,983	19,180	3,068
佐賀県	124,299	2,003	909	1,094	42,292	35,333	26,257	13,671	4,075	668
長崎県	217,633	1,446	574	872	74,264	63,356	46,542	23,712	7,223	1,090
熊本県	281,570	4,085	1,772	2,313	91,938	81,366	60,819	32,092	9,767	1,503
大分県	189,066	1,579	580	999	65,271	54,180	40,441	20,745	5,977	873
宮崎県	176,147	2,452	946	1,506	58,882	51,327	37,841	19,212	5,537	896
鹿児島県	265,216	3,422	1,482	1,940	84,873	76,080	58,847	30,834	9,560	1,600
沖縄県	146,415	1,176	544	632	51,957	44,775	28,990	13,679	4,789	1,049
全国計	17,718,152	309,403	132,323	177,080	6,785,004	5,069,982	3,394,592	1,632,196	457,104	69,871

※厚生労働省HP 後期高齢者医療事業状況報告 事業月報(速報)より

表9-2 都道府県別保険料設定状況等

【令和元年6月】

	平成30年度・平成31(令和元)年度 均一保険料率【注1】				平成30年度1人当たり 保険料調定額(円)【注2】	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	50,205	8	10.59	3	66,231	17
青森県	40,514	41	7.41	45	41,169	46
岩手県	38,000	46	7.36	47	43,248	45
宮城県	41,400	36	8.02	36	60,178	28
秋田県	39,710	44	8.07	34	40,888	47
山形県	41,100	38	8.01	37	46,644	44
福島県	41,600	34	7.94	39	48,174	42
茨城県	39,500	45	8.00	38	59,842	29
栃木県	43,200	30	8.54	28	60,363	27
群馬県	43,600	27	8.60	26	60,881	24
埼玉県	41,700	33	7.86	41	73,357	10
千葉県	41,000	39	7.89	40	73,798	9
東京都	43,300	29	8.80	19	98,856	1
神奈川県	41,600	34	8.25	31	89,347	2
新潟県	36,900	47	7.40	46	46,686	43
富山県	43,800	25	8.60	26	62,378	22
石川県	47,520	14	9.33	11	67,042	15
福井県	45,000	24	8.10	33	60,673	25
山梨県	40,490	42	7.86	41	54,555	35
長野県	40,907	40	8.30	29	58,643	31
岐阜県	41,214	37	7.75	44	59,176	30
静岡県	40,400	43	7.85	43	65,568	20
愛知県	45,379	22	8.76	23	83,215	3
三重県	42,965	31	8.86	18	63,824	21
滋賀県	43,727	26	8.26	30	67,462	14
京都府	47,890	13	9.39	10	75,686	8
大阪府	51,491	6	9.90	7	80,692	5
兵庫県	48,855	9	10.17	6	81,648	4
奈良県	45,200	23	8.89	17	75,774	7
和歌山県	45,812	19	8.80	19	55,287	32
鳥取県	42,480	32	8.07	34	51,544	39
島根県	43,440	28	8.25	31	50,638	41
岡山県	46,600	17	9.17	14	65,726	18
広島県	45,500	21	8.76	23	71,130	12
山口県	52,444	4	10.28	5	71,972	11
徳島県	52,913	3	10.34	4	60,446	26
香川県	47,300	15	9.26	12	66,429	16
愛媛県	46,374	18	8.78	22	54,871	34
高知県	54,394	2	11.42	1	65,322	19
福岡県	56,085	1	10.83	2	78,223	6
佐賀県	51,800	5	9.88	8	61,132	23
長崎県	45,800	20	8.67	25	53,992	37
熊本県	47,900	12	9.26	12	54,103	36
大分県	47,000	16	9.06	16	55,161	33
宮崎県	48,400	11	9.08	15	51,473	40
鹿児島県	50,500	7	9.57	9	51,956	38
沖縄県	48,440	10	8.80	19	69,206	13
全国平均	45,116		8.81		70,657	
神奈川県との比	3,516		0.56		-18,690	

【注1】国公表資料：後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率等による

【注2】国公表資料：平成30年度後期高齢者医療被保険者実態調査：第6表による

10 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,180,510	人		H31.4.1
	被保険者数		1,117,936	人	県人口比 12.18%	H31.3.31
	うち障がい認定者数		4,729	人	全被保険者比 0.42%	
	被保険者構成	横浜	449,278	人	構成比 40.19%	
		川崎	140,615	人	12.58%	
		相模原	86,162	人	7.71%	
		横須賀	64,863	人	5.80%	
		市部(横須賀除く)	330,834	人	29.59%	
		町部	45,729	人	4.09%	
		清川村	455	人	0.04%	
	負担区分別被保険者数	現役並み所得者Ⅲ	23,576	人	構成比 2.11%	
		現役並み所得者Ⅱ	19,638		1.76%	
		現役並み所得者Ⅰ	86,065		7.70%	
		一般	607,954	人	54.38%	
		低Ⅱ	197,780	人	17.69%	
		低Ⅰ	182,923	人	16.36%	
	例月被保険者異動状況(3月)	年齢到達	10,400	人	平成30年度合計 109,612 人	H30.8.1
		死亡	4,759	人	55,642 人	
		転入	538	人	6,140 人	
		転出	338	人	4,438 人	
		生保廃止	63	人	838 人	
		生保開始	131	人	998 人	
		限度額認定者	年次 723	人		
	減額認定者	年次	72,575	人		H30.8.1
		随時	8,912	人	H30.4.1～H30.7.31認定数	H30.8.1
	特定疾病者		7,020	人	平成29年度事業年報C表(年間平均)	H30.3.31
保険料	軽減該当者	9割減	223,788	人	20.05%	H30・31(R元)年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値 (H30年1月:最終保険料試算の数値) ベース:被保険者見込み数(1,116,082人)
		8.5割減	150,967	人	13.52%	
		5割減	71,859	人	6.43%	
		2割減	109,018	人	9.76%	
		被扶養者軽減	28,663	人	2.56%	
		所得割減	0	人	0.00%	
	限度額超過者		19,548	人	1.75%	「平成30年度調整交付金算定にかかわる基礎通知等の報告」により
	所得無し者		586,116	人	54.88%	
	例月異動賦課者		13,113	人	月平均人数(H30年度実績)	
給付	年間一人あたり医療費		869,772	円/年	平成30年度実績	R1.6.30
	例月給付費	療養給付費	675.0	億円/月	平成30年度実績	
		療養費(柔整・現物)	10.7	億円/月		
		療養費(柔整を除く・現金)	1.4	億円/月		
		高額療養費(現物)	22.2	億円/月		
		高額療養費(現金)	6.4	億円/月		
		高額介護合算療養費	0.8	億円/月		
		葬祭費	2.3	億円/月		
		審査支払手数料(一・特)	1.7	億円/月		
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	6,262	件/月	平成30年度実績	
		不支給決定件数	14	件/年		
		振込不能件数	26	件/月		
		再振込み件数	26	件/月		
	例月処理件数(高額療養費)	新規勧奨発送件数	6,395	件/月	平成30年度実績	
		再勧奨発送件数	1,132	件/月		
		支給決定件数	71,626	件/月		
		振込不能件数	939	件/月		
		再振込み件数	996	件/月		
	処理件数(高額介護合算療養費)	新規勧奨発送件数(年間)	54,079	件/年	平成30年度実績	
		再勧奨発送件数	4,247	件/年		
		支給決定件数	4,716	件/月		
		不支給決定件数	750	件/月		
		振込不能件数	53	件/月		
	例月処理件数(葬祭費)	再振込み件数	53	件/月		
		支給決定件数	4,517	件/月	平成30年度実績	
		不支給決定件数	0	件/年		
		振込不能件数	22	件/月		
		再振込み件数	23	件/月		
	例月レセプト枚数	療養給付費	2,955,474	件/月	平成30年度実績	
		療養費等(柔整を含む)	78,308	件/月		
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	

1 1 用語の定義

1 1 - 1 被保険者関係

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する 75 歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び 65 歳以上 75 歳未満の方のうち障がい認定を受けた方が対象となる。

◆障がい認定

65 歳以上 75 歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口に応じ、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。平成 20 年 3 月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、平成 20 年 4 月以降後期高齢者医療広域連合から認定を受けたものとみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者Ⅲ②現役並み所得者Ⅱ③現役並み所得者Ⅰ④一般⑤区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）⑥区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や 1 か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10 割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は 3 割、それ以外の方は 1 割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1 月から 7 月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2 人以上の場合 520 万円未満、1 人の場合 383 万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が 1 人で、収入の合計額が 383 万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70 歳～74 歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が 520 万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証／限度額適用認定証

被保険者証とともに提示することにより 1 か月の医療機関等での窓口ごとの支払いが自己負担限度額までとなる。自己負担限度額は被保険者の所得区分ごとに異なる。

1 1 - 2 保険料関係

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第 292 条第 4 項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（平成 30 年度は 62 万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

1 1 - 3 医療給付関係

◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を金額に換算したもの。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけている。

◆保険者負担分

【現物給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関および被保険者に支給すること。

◆高額療養費

医療費が著しく高額であるときに、被保険者に支給する現金給付および保険医療機関等に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は所得区分に応じた自己負担限度額までを支払い、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に支払った一部負担金の合計が所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が被保険者に支給すること。

◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う保険適用分の金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」、②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する、公費助成費をいう。

【このページは空白です】

令和元年 9 月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：https://www.union.kanagawa.lg.jp/